

平成 24 年度  
包括外部監査の結果報告書

平成 25 年 2 月  
横浜市包括外部監査人  
井上 光昭

(本報告書における記載内容等の注意事項)

#### 1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。単位未満の端数を四捨五入して表示している場合には、その旨の記載を行っている。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

#### 2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として横浜市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には横浜市からの出所である旨明示している。

報告書の数値等のうち、横浜市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

目次

<b>第 1 包括外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 外部監査の種類 .....	1
2. 選定した特定の事件 .....	1
3. 外部監査対象期間 .....	1
4. 事件を選定した理由 .....	1
5. 外部監査の実施期間 .....	2
6. 監査対象部署 .....	2
7. 監査従事者 .....	2
8. 利害関係 .....	2
<b>第 2 外部監査の総括</b> .....	<b>3</b>
<b>I. 監査の視点・監査の方法</b> .....	<b>3</b>
1. 監査の視点 .....	3
2. 監査の方法 .....	3
<b>II. 「監査の結果」及び「監査の意見」一覧</b> .....	<b>5</b>
1. 監査の結果・意見の項目数 .....	5
2. 「監査の結果」・「監査の意見」の概要 .....	5
<b>第 3 横浜市の中小企業振興策の概要</b> .....	<b>21</b>
<b>I. 平成 23 年度の横浜市の中小企業振興策</b> .....	<b>21</b>
1. 平成 23 年度の横浜市経済局運営方針 .....	21
2. 平成 23 年度 中小企業振興策 事業別一覧 .....	22
<b>II. 横浜市の中期 4 か年計画 2010～2013 における中小企業振興策</b> .....	<b>23</b>
1. 中期 4 か年計画と経済局運営方針の関係 .....	23
2. 市内中小企業の活性化(技術・経営革新などイノベーションの促進) .....	23
3. 市内中小企業の活性化(基礎的支援と身近な地域づくり) .....	24
4. 大学と連携した地域社会づくり .....	25
<b>III. 横浜市中小企業振興条例と中小企業振興策</b> .....	<b>26</b>
1. 横浜市中企業振興基本条例について .....	26
2. 条例を踏まえた取組み .....	26

<b>IV. 横浜市の中企業融資制度</b> .....	<b>27</b>
1. 横浜市の中企業融資制度の概略 .....	27
2. 平成 23 年度の中企業融資制度の実績 .....	31
<b>第 4 外部監査の結果(各論)</b> .....	<b>32</b>
<b>I. 誘致・国際経済費</b> .....	<b>32</b>
1. アジア経済交流事業 .....	32
1-1 アジア経済交流事業 .....	34
2. 横浜ワールドビジネスサポートセンター管理運営事業 .....	36
3. 中企業海外販路開拓事業 .....	39
<b>II. 産業活性化推進費ーその1</b> .....	<b>42</b>
1. 中小製造業成長力強化事業 .....	42
1-1 技術相談事業.....	43
1-2 産学連携推進事業 .....	45
1-3 中企業研究開発促進事業(SBIR) .....	47
2. 減債基金積立金(市工連) .....	50
3. 工業技術支援センター事業 .....	52
<b>III. 産業活性化推進費ーその2</b> .....	<b>57</b>
1. ライフサイエンス都市推進事業 .....	57
1-1 医工連携推進事業 .....	59
1-2 バイオ産業活性化事業 .....	62
1-3 国際戦略総合特区の推進 .....	67
2. 木原記念横浜生命科学振興財団補助事業 .....	68
<b>IV. 財団法人木原記念横浜生命科学振興財団について</b> .....	<b>70</b>
1. 横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD).....	70
<b>V. 経営支援費</b> .....	<b>76</b>
1. 知的財産戦略推進事業.....	76
2. ソーシャルビジネス支援事業 .....	79
3. 中企業支援センター事業 .....	82
4. 地域相談窓口支援事業.....	91
5. 創業・発展支援事業.....	93

6. 女性起業家支援事業 .....	95
7. 横浜型地域貢献企業支援事業.....	96
8. 横浜商工会議所中小企業相談事業補助金 .....	100
9. 省エネ経営促進支援事業 .....	103
<b>VI. 横浜企業経営支援財団について.....</b>	<b>105</b>
<b>VII. 中小企業金融対策費 .....</b>	<b>109</b>
1. 中小企業制度融資事業.....	109
1-1 中小企業制度融資事業 .....	109
1-2 信用保証料助成等事業 .....	118
1-3 信用保証促進事業 .....	121
2. 中小企業経営安定事業.....	125
3. 産業振興特別資金融資事業 .....	129
<b>VIII. 横浜市信用保証協会について .....</b>	<b>131</b>
1. 横浜市信用保証協会の保証承諾業務について .....	131
2. 横浜市信用保証協会の回収業務について.....	149

## 第 1 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

中小企業振興施策に関する財務事務の執行について

### 3. 外部監査対象期間

原則として平成 23 年度(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要に応じて平成 22 年度以前及び平成 24 年度の執行分を含む

### 4. 事件を選定した理由

市内企業の約 99%を占める中小企業は、横浜市経済の発展と市民の雇用機会を確保するために欠かすことのできないものとなっている。これら中小企業には厳しい経済情勢や環境変化を確実に乗り越え、成長・発展に向けた土台となる経営基盤の強化が求められている。

中期 4 か年計画では、横浜版成長戦略として「中小企業の技術・経営革新戦略」を掲げており、中小企業の経営力の強化は横浜市の成長戦略の中核に位置づけられている。また、平成 22 年 4 月に施行された横浜市中心企業振興基本条例では、中小企業振興策の総合的な策定及び実施を市の責務と定めている。

平成 23 年度は、中期 4 か年計画の横浜版成長戦略に沿った市内中小企業の競争力強化のための技術・経営革新を促進することのほか中小企業の持続的発展に向けた基礎的支援のために予算の優先配分等を行った。また、横浜市中心企業振興基本条例に基づき「中小企業振興施策の取組状況報告書」を市議会に初めて報告している。

そこで、横浜市が執行している中小企業振興施策に関する事務・事業が法令等に基づき適正に執行されているかどうか、また、当該施策が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨に沿って行われているかどうか等について、監査を実施する必要があると認め、平成 24 年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

## 5. 外部監査の実施期間

平成 24 年 7 月 17 日から平成 25 年 1 月 28 日まで

## 6. 監査対象部署

経済局、公益財団法人横浜企業経営支援財団、横浜市信用保証協会、財団法人 木原記念横浜生命科学振興財団

## 7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	井上 光昭
監査補助者	公認会計士	青山 伸一
	公認会計士	宮本 和之
	コンサルタント	石村 英雄
	公認会計士	木下 哲
	公認会計士	加藤 聡
	公認会計士	山崎 愛子
	公認会計士	谷川 淳

## 8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第 2 外部監査の総括

### I. 監査の視点・監査の方法

#### 1. 監査の視点

##### (1) 法律・条例・規則に準拠しているか(合規性)

監査の視点として、まず挙げるのは「合規性」である。「合規性」は、事業に係る財務事務の執行や手続等が、関連する法律・条例・規則に準拠しているか、ということである。法律等に則した事務執行や手続を行うことは、最低限の規準であり、経済性、効率性及び有効性を論ずる前提でもある。仮にこれが遵守されない場合には、「監査の結果」となり、改善措置を執らなければならない。

##### (2) 事務に不効率が生じていないか(経済性・効率性)

事務の実施に際して合規性が遵守されていたとしても、「経済性」「効率性」の観点も重要である。「経済性」は、最小のコストで適正な量や質の資源を獲得することである。「効率性」は、一定の成果を最小の支出で獲得すること、一定の支出から最大の効果を生み出すことである。予算に限りがある中で経済的・効率的に事業を行うことも重要な視点である。

##### (3) 事業は目的に対して有効であるか(効率性)

事務の実施に際して合規性が遵守されていたとしても、「有効性」の観点も重要である。「有効性」は、一定の支出により期待される成果の達成度合いである。事業は目的に沿って行われ、十分に利用されているか又は十分に成果があがっているかということも重要な視点である。

### 2. 監査の方法

#### (1) 実施した主な監査手続

横浜市の中企業振興施策は、経済局が所管しており、中期 4 か年計画で取り組む施策を実行している。このため、各事業の事業目的は中期計画(中期 4 か年計画)に合致しており、経済局内において各課が各事業を調整しながら経済局内の統一感をもって実施している。

そこで、経済局の課及び関連する外郭団体ごとに監査担当者を分担して、監査を実施した。主な監査手続は以下のとおりである。

- ① 関連書類一式の閲覧等を実施し、関連規則等との照合を実施した。
- ② 担当部署に対してヒアリング及び調査・分析等を行った。

③ 必要に応じて施設等の現場視察を行った。

## (2) 公益財団法人横浜企業経営支援財団の経費取引の監査

横浜市経済局から公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEA)に交付されている補助金は複数の事業にわたっているため、一事業の補助金の収支報告書の内訳に他の補助金に含まれるべき経費が混入していないかを確認するために、財団において補助金の収支報告書の内訳となる取引を抽出して監査を実施している。

## (3) 横浜市信用保証協会の保証承諾取引の監査

横浜市の中小企業制度融資事業では、横浜市信用保証協会を經由して預託金による間接融資を行っており、預託金は年度末に返還を受けるとはいえ多額であるといえる。そして、金融円滑化法の期限も近づき、中小企業が返済猶予等の貸付条件の変更を受けられない場合に、資金繰りに窮して返済できないことによって、横浜市信用保証協会が行う代位弁済額は増えると予想される。このため、横浜市の中小企業制度融資事業が、中小企業金融の安定化及び中小企業の再建のために効果が上がっているかを検証するために、横浜市信用保証協会による保証承諾業務について個々の取引を抽出して保証承諾業務の審査内容の監査を実施している。

## Ⅱ. 「監査の結果」及び「監査の意見」一覧

### 1. 監査の結果・意見の項目数

記載箇所	結果	意見
「第4 外部監査の結果」	6	45

#### ※ 監査の結果

今後、横浜市において何らかの措置が必要であると認められる事項。主に、合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論も含まれる。

#### ※ 監査の意見

「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、横浜市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

### 2. 「監査の結果」・「監査の意見」の概要

「監査の結果」・「監査の意見」の概要は、「監査の結果」・「監査の意見」の内容によって分類している。

#### 「監査の結果」・「監査の意見」の分類

- (1) 事業目的に合致しているものの利用状況・達成状況が高くないことから、効果が十分にあるとはいえない事業（有効性）
- (2) 補助金等の市支出額の精査を行い、費用削減を図るべき事業（経済性・効率性）
- (3) 県等と重複しており、協議を通じて取扱いを検討することが望まれる事業（経済性・効率性）
- (4) 上記に分類できない内容

以下に、「監査の結果」・「監査の意見」の概要を内容の分類ごとに記載する。なお、事業の番号の順番とはなっていない。

(1) 事業目的に合致しているものの利用状況・達成状況が高くないことから、効果が十分にあるとはいえない事業(有効性)

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>I. 誘致・国際経済費</b>			
<b>2. 横浜ワールドビジネスサポートセンター管理運営事業</b>			
事業の意義について 国際ビジネス相談の相談件数は低調であり、オフィススペースの提供業務の入居率も公的オフィスとしては高いとは言えないことから、現状では施設の設置理念である市内経済の国際化に寄与するという目的を十分に果たせているとは言えない。		○	38
費用対効果の分析について 毎年度 80 百万円以上の支出に対して、その価値に相当する効果があるかについて再検討が必要である。 また、費用の削減については、平成 23 年 9 月に 5.5%の減額が行われているが、今後も賃料について常時近隣相場に近づけるべく交渉が必要である。		○	39
市内経済の国際化を達成するための方策について 市内経済の国際化という市の理念を達成するためには、現状の業務内容の再検討も必要ではないかと思われる。		○	39
<b>3. 中小企業海外販路開拓事業</b>			
事業の拡大への課題 平成 23 年度に開始された事業ということもあり、支援企業の拡大は今後の課題である。事業効果を向上させる意味においても、今後も広報活動の充実などにより支援企業の拡大に努める必要がある。		○	40
<b>II. 産業活性化推進費ーその1</b>			
<b>1. 中小製造業成長力強化事業</b>			
<b>1-1 技術相談事業</b>			
利用率について 利用者から好評を得ているとはいえ、利用者は少ないといえる。利用者が少ない理由として制度が十分に周知されていないことも考えられるため、より一層広報に努めることが望まれる。		○	45
<b>3. 工業技術支援センター事業</b>			
事業の見直しの必要性について 表面処理技術に特化し、依頼試験等を行うために多くの経費をかけて建物及び装置を用意し、しかも大幅に低く設定した手数料で実施することは、大規模な		○	53

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
設備と多額の運営経費の下でのかなり限定的な中小企業支援策となり、その経費に相当する事業の効果が十分であるとは言えない。抜本的な見直しが必要であるとする。			
測定機器の利用頻度と更新について 利用頻度の低い測定機器であっても、試験項目をなくすことは利用者へのサービス低下になるため、再リースしているとのことである。表面処理技術に特化している制約があり、かつ、経費が手数料収入を大幅に上回っている現状では、経費を削減するために県産業技術センターに重複する試験項目が存在する場合には再リースを見送り、より利用頻度の高い機器や新しい機器に予算を集中することが望まれる。		○	56
<b>Ⅲ. 産業活性化推進費 –その2</b>			
<b>1. ライフサイエンス都市推進事業</b>			
<b>1-1 医工連携推進事業</b>			
展示会出展支援の成果の確認について 事業の成果は、出展企業の販路拡大に実際に貢献しているかであることから、横浜市は、展示会後に販路拡大、技術連携に至ったかどうか及び課題解決のためのビジネス支援や研究開発支援が必要かどうかなどの出展企業のフォローやその結果を受けての対策を十分に行う必要がある。また、出展社数は増加しているが、事業開始後 4 年を経過しての出展社数として低調であるといえる。出展企業の開拓を行っているとのことであるが、展示会出展支援の進め方については医工連携推進事業の進め方についても改善すべき点がないか検討することが望まれる。		○	60
<b>1-2 バイオ産業活性化事業</b>			
展示会出展支援の成果の確認について 横浜市としては、出展実績のフォロー、出展企業アンケート及びヒアリングのフォローやその結果を受けての対策をより一層実施していく必要がある。アンケート結果では商談件数 121 件、成約件数 8 件(会期中2件、会期後 6 件)と多くはない。一方、横浜市は中期 4 か年計画においてバイオ医薬品研究開発の拠点形成を進めていることから、バイオ産業を活性化させるために、会期後の状況についても定期的にフォローを行い、市内バイオ関連企業の販路拡大や産学の先端的な取り組みの進展に資するようどのような支援が求められているのか把握し、その支援方法を検討する必要があると思われる。		○	64

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<p>補助金の交付の必要性について</p> <p>横浜市は社会情勢等を踏まえ毎年度金額の見直しを行っているが、出展企業数や出展企業の販路拡大を示している商談件数、成約件数などの定量的な指標が長期間にわたって十分に確保されていない場合又は社会情勢の変化によって当初の目的である「バイオ産業活性化事業補助金要綱」の目的が形骸化している場合などの、補助金の効果が期待できない際には、補助金を見直す必要がある。また、今後、神奈川県や川崎市の一部負担の交渉も検討の余地があると思われる。</p>		○	65
<b>IV. 財団法人木原記念横浜生命科学振興財団について</b>			
<b>1. 横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)</b>			
<p>収支の改善について</p> <p>横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)は、平成23年4月から運用を開始していることもあり、現状では未だ採算は確保されていない。横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)の設備を1日(1時間)使用することによってどのくらいのコスト(固定費)がかかるのか把握して、かつ、年間どのくらいの業務を実施すれば採算を確保できるかについて見極め(損益分岐点の見極め)することが必要である。採算を確保するために、横浜市は木原財団に対して適切な指導を行う必要がある。</p>		○	73
<b>V. 経営支援費</b>			
<b>1. 知的財産戦略推進事業</b>			
<p>認定制度の有効性について</p> <p>平成23年度に新たな制度に移行したばかりであり、現時点で認定制度の有効性について判断することはできないが、認定のメリットが高く評価されているわけではないと思われる。また、平成23年度末時点の認定企業数は63社であり、制度の必要性を説明する根拠としては十分ではないと考える。</p> <p>今後も、認定制度の広報を進めブランド力を高めて、認定企業数を大幅に増加させることが求められる。定期的に認定企業数を確認し、費用対効果の観点から柔軟に見直しを行うことが求められる。その結果、必要であれば認定制度を見直し、コンサルティングや出願費用助成などの直接的な支援に予算を振り向けることもありうる。と考える。</p>		○	78
<b>7. 横浜型地域貢献企業支援事業</b>			
<p>認定制度の有効性について</p> <p>認定制度の直接的なメリットが多く企業にとってそれほど魅力的と受けとめられておらず、また、横浜市のねらいも十分に理解されていない可能性がある。</p>		○	97

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
横浜市は、認定企業に対する調査を行うなど、状況把握を進めているが、今後、その結果を踏まえ、適宜事業の見直しを行っていくことが求められる。例えば、認定制度のねらいが十分に理解されていないことが課題であれば、周知する方法を工夫することが必要であり、また、認定制度の有効性に課題があるのであれば、各手法の費用対効果を勘案し、本来の事業目的に適合する、より効果的な手法の組み合わせを検討していく必要がある。			
<b>VII. 中小企業金融対策費</b>			
<b>3. 産業振興特別資金融資事業</b>			
事業の周知方法の見直しについて 産業振興融資事業は、平成 23 年度は融資実績がなく、平成 24 年度も 8 月末時点までは融資実績がない。同事業のニーズは限定されたものとなっているが、制度そのものがどこまで周知されているのかも不明なため、ニーズがないと断定することも難しい状況である。したがって、当面の間必要とされる対応は、より一層、当事業の周知を図ることと、当事業に対するニーズの把握に努めていくことと考える。		○	129

(2) 補助金等の市支出額の精査を行い、費用削減を図るべき事業(経済性・効率性)

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>I. 誘致・国際経済費</b>			
<b>1. アジア経済交流事業</b>			
<b>1-1 アジア経済交流事業</b>			
事業報告書の支出額の精査について 横浜市としては運営費補助金ではなく、事業費補助金として公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEA)に交付している以上、事業の実施実績と支出額との関係を精査する必要がある。 収支の報告をさせた上で、経費の見積(予算積算)、予算実績比較及び翌々年度の経費の見積(予算積算)へのフィードバックをより精緻に行うことによって、より少ない経費でより多くの効果をもたらす、より効率的な事業の執行ができると考える。		○	34
<b>III. 産業活性化推進費 - その2</b>			
<b>1. ライフサイエンス都市推進事業</b>			

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>1-1 医工連携推進事業</b>			
<p>収支の報告の提出について</p> <p>委託契約において委託者から収支の報告を受けていない。委託業務内容が多岐にわたっており、個々の業務の履行に対してどの程度の支出を要したか把握するために、本事業に関する収支の報告をさせることが望ましい。より効率的な事業を執行するためには、収支の報告を受けて、予算と実績を比較し、その結果を翌々年度の経費の見積(予算積算)へのフィードバックすることが必要であると考えます。</p>		○	60
<b>1-3 国際戦略総合特区の推進</b>			
<p>特区三者協定について</p> <p>川崎市が委託業者と契約を締結している。これは、3 自治体間の協議の結果である。契約の成果物に加えて報告書作成に要した工数又は支出内訳(直接人件費、直接経費ごと)の提出を受けることが望ましい。横浜市は委託契約の当事者ではないが、見積書の積算の正当性を明確にする意味において、今後このような契約を締結する際には、川崎市等と調整して改善することが望まれる。</p>		○	67
<b>2. 木原記念横浜生命科学振興財団補助事業</b>			
<p>運営費補助金のあり方</p> <p>木原記念横浜生命科学振興財団補助金は団体運営費補助といえる。団体補助金は、時として既得権化しやすいのも事実であり、効果を測定しにくいといった運営上の問題点もある。木原財団に対する補助金についても経営状況等を鑑み、今後の団体運営費補助金のあり方を検討する必要がある。</p>		○	68
<p>事業費補助への移行の検討</p> <p>木原記念横浜生命科学振興財団補助金は運営費補助金から事業費補助金へ移行する方法も考えられる。実際に、本補助金は対象事業が明確になっているので、これらの事業をより具現化した上で、補助金の交付対象をその事業ごとに関係が明確になれば補助金交付の正当性が確保されると思われる。このような考え方を基に、木原財団に対する補助金についても経営状況等を鑑み、今後の団体運営補助金のあり方を検討する必要がある。</p>		○	69
<b>3. 中小企業支援センター事業</b>			
<b>4. 地域相談窓口支援事業</b>			
<b>5. 創業・発展支援事業</b>			
<b>6. 女性起業家支援事業</b>			
<b>7. 横浜型地域貢献企業支援事業</b>			

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<p>補助金の対象経費について</p> <p>平成 23 年度の中小企業支援センター事業補助金について、管理用シートで支出内容を確認したところ、目的や内容について疑義の生じる支出がいくつか見られた。横浜市は、補助金の対象経費について明確なルールや範囲を横浜企業経営支援財団 (IDEC) に示すとともに、それに沿って適切に補助金が使われているかについて横浜企業経営支援財団 (IDEC) の実績を確認する必要がある。</p>	○		84
<p>補助金対象事業の単位について</p> <p>横浜市からの補助金は、横浜企業経営支援財団 (IDEC) の管理する事業単位とは必ずしも整合していない。必ずしも横浜市の補助事業と横浜企業経営支援財団 (IDEC) の事業が一对一で対応する必要はないが、対応関係が明確でわかりやすくなるように設定すべきである。横浜市は、中小企業支援センターへの補助金の目的を改めて確認した上で、それを達成するためにより効果的あるいは効率的な事業単位を検討し、また、実務に携わる横浜企業経営支援財団 (IDEC) の事業区分とも整合する形とし、適切な補助事業単位に改善していくことが求められる。</p>		○	86
<p>補助事業要綱について</p> <p>(財)横浜企業経営支援財団補助事業要綱では、補助金の対象団体が横浜企業経営支援財団 (IDEC) に特定されているとともに、対象事業の内容が具体的ではなく、横浜企業経営支援財団 (IDEC) の事業が列記されているのみである。また、補助金の対象経費の記載はなく、交付金額の上限や補助率などの制限も示されていない。</p> <p>横浜市は、予め要綱において補助金の事業の単位や対象経費を明確にしていなければ、事業費の見積(予算積算)を各事業の有効性、費用対効果などにより十分に予算査定することはできず、このような計画予算を実績と対比しても評価が曖昧になり、翌々年度の事業費の見積(予算積算)に資するフィードバックを適切に行うことができないと考える。より効率的かつ効果的に事業を執行するために要綱の見直しが必要である。</p>	○		89
<b>8. 横浜商工会議所中小企業相談事業補助金</b>			
<p>補助金交付の根拠について</p> <p>本補助金は、横浜商工会議所中小企業支援事業補助金交付要綱に基づき、毎年継続的に横浜商工会議所に交付されている。</p> <p>対象経費は、要綱で詳細に定められているが、「その他」の区分もあり、幅広い経費が補助対象となりうる仕組みとなっている。補助金の上限や交付率など</p>	○		100

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<p>金額の制限等も特に定められていない。本事業は補助金というよりも法令や相手先の定款等に基づいて一定の金額を支出する負担金としての運用に近い。</p> <p>横浜市は、横浜企業経営支援財団 (IDEC) だけでなく、横浜商工会議所との連携も従来以上に密に進め、協議会の設置など連携の場を設けることにより、情報の共有による効率的な事業実施に努めるとともに、関係機関相互の実績や特長、方針などに基づき、役割分担等についても検討を進める必要がある。</p> <p>そのうえで、相談業務など横浜企業経営支援財団 (IDEC) 等と類似事業を行う横浜商工会議所になぜ補助金を交付する必要があるのか、交付するとすればどの事業にどれくらい交付する必要があるのかという質問に対して、相互に連携や役割分担を図りながら、横浜市は説明できるようにしておく必要がある。</p>			
<b>VI. 横浜企業経営支援財団について</b>			
<p>特定資産の取得、取崩及び残高について</p> <p>平成 23 年度末の特定資産残高のうち、財政調整特別資産、修繕積立資産、債務保証損失準備資産 (融資安定化基金) 及び建設整備償還資金特定資産については取得 (積立) 及び取崩が任意に行われ、その必要額が明らかになっていない。特定資産残高の必要額を精査して不要な額については取崩を行い、必要額については毎期一定額による取得 (積立) 又は予め定めた取崩事由による計画的な取崩を行うべきである。</p>	○		105
<p>事業費及び管理費等の精査の必要性について</p> <p>横浜企業経営支援財団 (IDEC) は横浜市の中小企業振興施策の実施機関である。横浜企業経営支援財団 (IDEC) は、効率的な事業執行すなわちより多くの事業収入を獲得しより少ない費用で事業を執行することが求められる。横浜市は、横浜企業経営支援財団 (IDEC) の事業収入や事業費及び管理費等を十分に精査した結果に基づいて補助金の額を決定し、費用の削減に努めなければならない。横浜市は、横浜企業経営支援財団 (IDEC) の予算と決算を比較分析し、翌々年度の予算査定にフィードバックすることによって、事業費が事業収入によって賄うことができないと認められた額をもって補助金を交付する必要がある。</p>		○	107
<b>VII. 中小企業金融対策費</b>			
<b>1 中小企業制度融資事業</b>			
<b>1-1 中小企業制度融資事業</b>			
<p>預託金額の設定方法に対する考え方</p> <p>現状は、預託金額を増やせばそれに応じて融資実績も増えるという状況ではないため、預託金額の設定方法についての考え方が重要となる。このことにつ</p>		○	115

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<p>いて、現状の預託金額は、資金毎に融資倍率(協調倍率)による融資目標額に基づいて設定した預託金額をもって予算を積算し、予算で認められた額を支出しているが、本来はいくら必要なのかという視点が必要である。預託金にも実質的には財政的負担や財政的コストが生じている以上、財政状況の厳しさが増している昨今の状況も踏まえ、預託金額を設定する際には、中小企業の資金ニーズに十分応えられるようにするとともに、効率性や経済性もより一層重視する必要がある。</p>			
<p>平成 23 年度の預託金額の設定について</p> <p>平成 23 年度の融資実績を見る限りでは、預託金方式による間接融資そのものには効果が認められるとしても、資金別に設定されている預託額はそれぞれ適切であったか、あるいは、震災対策特別資金(10 年型)を新設した際には 5,000 百万円の預託金を追加したが、その効果は表れているのかなど、個々の施策については十分な検証が必要である。</p> <p>平成 23 年度は、未曾有の震災に対して万全の対応を図っており、特別な状況ではあったが、個々の施策の成果について、当初の見込みと比較してどの程度まで達成することができたのか、見込みとの違いが生じていた場合にはその原因がどこにあったのかなどを十分に検証し、今後の制度融資や預託金のあり方に結び付けていく必要がある。</p>		○	116

(3) 県等と重複しており協議を通じて取扱いを検討することが望まれる事業(経済性・効率性)

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>II. 産業活性化推進費－その1</b>			
<b>1. 中小製造業成長力強化事業</b>			
<b>1-1 技術相談事業</b>			
<p>県事業との重複について</p> <p>中小企業に対する技術相談事業は県でも実施している。県と市が単純に分野ですみわけを図ることは困難であるとしているが、まず、県と市との情報交換・共有の場(協議会等)を設け、そこでの業務内容の詳細な協議を通じて重複部分の取扱いを検討することから始めることが望まれる。</p>		○	44

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>1-3 中小企業研究開発促進事業(SBIR)</b>			
<p>県事業との重複について</p> <p>中小企業による研究開発に対し助成金を交付する事業は県でも実施している。限られた予算のもとでは、重複ないし類似事業へ市が財政支出することは避けるべきであり、県と市で棲み分けを図りつつ、相互に助成案件の概要を紹介する仕組みや助成先の開示・共有化等を通して連携を取る方法を模索することが必要となる。県と市との情報交換・共有の場(協議会等)を設け、そこでの業務内容の詳細な協議を通じて重複部分の取扱いを検討することが望まれる。</p>		○	47
<b>3. 工業技術支援センター事業</b>			
<p>県事業との重複について</p> <p>神奈川県産業技術センターは、表面処理分野を実施していないものの、支援センターよりも広範な依頼試験メニュー(依頼試験・開放試験とも)を提供している。県の事業とは役割分担しており重複していないとのことである。しかし、経費が手数料収入を大幅に上回っている現状では、県全体へのサービスを市の税金で負担している状況になっているともいえ、大規模な設備と多額の運営経費の下での支援センター事業の費用対効果の観点からは、支援センターの事業を県に統合する方向性も検討の余地があると言える。その場合には、支援センターの入居している横浜金沢ハイテクセンター全体共用部分の管理負担金31,528千円の負担先も併せて検討が必要となる。</p>		○	55
<b>V. 経営支援費</b>			
<b>3. 中小企業支援センター事業</b>			
<p>横浜企業経営支援財団(IDEA)と関係機関の連携について</p> <p>市内には横浜企業経営支援財団(IDEA)のほかに神奈川県の中企業支援センターである公益財団法人神奈川県産業振興センターがある。そのほか、商工会議所や中企業団体、金融機関、信用保証協会など、中企業に対して相談窓口サービスや支援事業を行っている機関は数多く存在している。</p> <p>類似する事業を行う機関と連携することにより、相乗効果を生み出すだけでなく、お互いの提供サービスの特長や対象地域・領域の特性等を踏まえた役割分担を行うことにより、極力、事業の重複を調整することも期待されていると考えられる。</p> <p>横浜市と横浜企業経営支援財団(IDEA)は、類似事業を行う関係機関(神奈川県、公益財団法人神奈川県産業振興センター、横浜商工会議所等)との連携を従来以上に密に進め、情報の共有による効率的な事業実施に努めるとともに、</p>		○	87

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<p>相互の実績や特長、方針などにに基づき、役割分担等についても検討を進める必要がある。協議会の設置など連携の場を設けることにより、確実な取り組みを推進することが望ましい。</p> <p>横浜企業経営支援財団 (IDEC) には、関係機関との役割分担においても重要な役割を担うことができるよう、事業の実施体制や実施方法、テーマ等についてより一層工夫を重ね、独自性が明確になるように努めることが期待されている。</p> <p>そして、これらの取組を踏まえて、横浜市は、中小企業支援センター補助金を横浜企業経営支援財団 (IDEC) に交付する必然性、及び交付金額の根拠を明確にする必要がある。</p>			

(4) 上記に分類できない内容

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>I. 誘致・国際経済費</b>			
<b>3. 中小企業海外販路開拓事業</b>			
<p>契約方式について</p> <p>輸出アドバイス等業務の契約についても単価契約にすればより安価な支出額になった可能性がある。今後の契約においては、単価契約にするか、総価契約にするかについては慎重な検討が必要と考える。</p>		○	40
<b>II. 産業活性化推進費—その1</b>			
<b>1. 中小製造業成長力強化事業</b>			
<b>1-2 産学連携推進事業</b>			
<p>実績集計の方法について</p> <p>事業報告書には直接的な活動のほか企業や大学を交えない活動も活動実績としていた。今後、訪問に係る件数を実績としていくとのことである。</p>		○	46
<b>1-3 中小企業研究開発促進事業 (SBIR)</b>			
<p>事業効果の検証について</p> <p>本助成事業が中小製造業の成長力強化を図るものであることから、成長力の指標として売上高成長率を加えることが妥当と考えられる。助成対象企業の業績を客観的に評価し、かつ助成金交付前後での比較が行えるよう、「事業化等状況報告書」のみでなく決算報告も每期提出させることが有用である。</p>		○	48

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>2. 減債基金積立金(市工連)</b>			
産貿ホール使用料の減免について 横浜市が市工連に対して産貿ホールの土地・建物を貸付け、市工連が、産貿ホールを展示場として一般に貸出している。横浜市は、市工連での運営収支が均衡するような水準に貸付料(市工連の賃借料)を定め、貸付料の減免を行っている。貸付料の減免は、赤字であるという実態を不明瞭にしている。適切に運営状況を明らかにするために、収支補填分は補助金として明示的に支出すべきである。また、横浜市貸付金の返済原資は当該事業の収支に依存していることから、横浜市は、市工連に T3 および産貿ホールの稼働率向上についてなお一層の経営努力をするように指導することが望まれる。		○	50
<b>3. 工業技術支援センター事業</b>			
依頼試験手数料の算定方法について 依頼試験手数料単価を算定する際、試験機器のリース料については年間リース料を年間使用時間で除して時間単価を算出している。試験機器の年間使用時間を職員の総勤務時間と同一とみなして使用している。しかし、試験機器の年間使用時間は職員の総勤務時間に比べてかなり少なく、結果的に時間単価が低く計算されている。横浜市の全体的な方針として、受益者負担の適正化による手数料改定の検討が進められている中で、支援センターの手数料算定もより実態に即したものとなるような方向での検討が望まれる。		○	56
<b>Ⅲ. 産業活性化推進費 -その2</b>			
<b>1. ライフサイエンス都市推進事業</b>			
<b>1-2 バイオ産業活性化事業</b>			
収支計算書等決算書類について 収支計算書等決算書類については、主な支出項目別に千円単位の収支計算書の提出を受けているが、補助金の交付額を確定させる書類でもあることにより、本来は円単位の報告書を提出させる必要があった。なお、平成 24 年度においては、収支予算書、収支決算書ともに円単位で受領している。		○	66
<b>Ⅳ. 財団法人木原記念横浜生命科学振興財団について</b>			
<b>1. 横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)</b>			
協定内容の改善について 平成 24 年 11 月 2 日、会計検査院は平成 23 年度決算検査報告を内閣に送付したが、その中に、本事業に係る不当事項が記載されている。横浜市として木原財団が国の是正の方向性に沿って対応するように指導を行う必要がある。		○	72

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<p>木原財団の決算書の表示方法について</p> <p>正味財産増減計算書(経常増減の部まで)の特別会計(YBIC)には、横浜バイオ産業センター(YBIC)の収支が記載されるが、この中に平成23年4月に運営を開始した横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)に関する収支も含まれている。横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)は研究開発施設であることから、そして、横浜バイオ産業センター(YBIC)の収支を把握しやすくして採算を管理するために、横浜バイオ産業センター(YBIC)から横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)を独立した特別会計によるべきである。</p> <p>横浜市は、事業内容に応じた決算書の適正な開示に向けた指導を行う必要がある。</p>		○	74
<b>V. 経営支援費</b>			
<b>2. ソーシャルビジネス支援事業</b>			
<p>個人情報取扱状況報告書の提出について</p> <p>ソーシャルビジネス初期相談事業業務委託の仕様書において、受託者は各事業終了時に個人情報取扱状況報告書を横浜市に提出することとなっている。受託者から個人情報保護に関する誓約書と研修実施報告書は提出されていたが、個人情報取扱状況報告書は提出されていなかった。受託者は個人情報を扱っているため、仕様書に従って個人情報取扱状況報告書を横浜市に提出する必要があり、横浜市も受託者に当該報告書の提出を求める必要がある。</p>	○		81
<p>ソーシャルビジネスの普及啓発の手法について</p> <p>ソーシャルビジネスは、行政サービスと普通のビジネスの隙間に位置している。市からみると、各部局の行政サービスの延長線上や関連する領域であり、直接サービスを提供することは難しいが、そこに住民等の課題やニーズのあることは把握している場合が多いはずである。既に、経済局としても、関係局との連携強化や全庁的な展開に向けて、庁内研修など様々な機会を通じて庁内でのソーシャルビジネスの普及啓発にも力を入れ始めているということであり、今後、より積極的かつ具体的に推進することが期待される。</p>		○	81
<b>9. 省エネ経営促進支援事業</b>			
<p>一般管理費の計上について</p> <p>本事業は、横浜企業経営支援財団(IDEC)に委託されている。契約では、一般管理費は省エネセミナー開催経費の10%以内とされているが、実績では10.5%とわずかではあるが10%を超過していた。今回の監査時の指摘により、すでに横浜企業経営支援財団(IDEC)から横浜市に収支決算書の修正版が提出されている。</p>		○	103

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>VII. 中小企業金融対策費</b>			
<b>1 中小企業制度融資事業</b>			
<b>1-1 中小企業制度融資事業</b>			
<p>預託金に関するディスクロージーズについて</p> <p>預託金は、年度初めに支出し年度末に返納される。年度末に返納されるとはいえ、一定額の資金が一年間拘束されている。</p> <p>融資を利用している中小企業者を含めた市民が、横浜市が行っている預託金方式による間接融資の仕組みや現況をどこまで正確に理解しているのかということが重要である。預託金について、市民の理解を促すためには、制度の仕組みや現況についてのディスクロージーズが重要となるが、横浜市の現在のディスクロージーズは十分とはいえないため、取組状況報告書やホームページでの取り扱いも含め、預託金方式による間接融資制度の仕組みとその現状について、より積極的にディスクロージーズを進める必要がある。</p>		○	114
<b>1-2 信用保証料助成等事業</b>			
<p>信用保証料率の定め方について</p> <p>保証料助成率の決定について、横浜市は、中小企業への経営安定のための支援や、企業価値の向上、創業の促進といった政策の推進が保証料助成事業の目的であり、資金需要や融資実績だけで保証料助成率を設定することは適切ではないと考えているとしている。しかし、融資実績は定量的な指標であることから、政策の効果を検証する尺度の一つとして十分に有効であると考え。そして、融資実績と合わせて社会情勢や経済状況等の分析をもって、企業価値の向上、創業の促進といった政策の効果を検証して、助成内容の必要性や妥当性を検討していることを市民に対して明らかにしていくことが重要である。</p>		○	120
<b>1-3 信用保証促進事業</b>			
<p>金融円滑化法の影響について</p> <p>金融円滑化法の終了後、倒産件数が急増する可能性が高まっている。その場合には、横浜市信用保証協会の代位弁済が増加し、財務状況にも影響を与える可能性がある。</p> <p>最も重要なのは、中小企業者の経営の安定を図ることであるが、中小企業の資金繰りなど必要な融資に対し適切な保証をすることを通じて、市内中小企業者の経営の安定を図るためにも、横浜市信用保証協会の財務の健全性の維持にも留意する必要がある。</p>		○	124

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>2. 中小企業経営安定事業</b>			
<p>経営診断事業・再挑戦支援事業について</p> <p>現状においては金融課が経営相談業務(経営診断事業)を実施する意義はあると考えるが、将来にわたって金融課が行う必然性があるかどうかについては留意しておく必要がある。事業を継続する前提条件としては、ノウハウを積み重ね、そのノウハウを十分に活用し、横浜企業経営支援財団(IDEA)や信用保証協会が行っている事業との差別化が図られていることなどが考えるが、このような条件が満たされなくなった場合には横浜市が事業を行う必然性は乏しくなる。金融課は、経営相談事業を行うことの必然性について常に留意しておく必要がある。</p>		○	127
<b>VIII. 横浜市信用保証協会について</b>			
<b>1. 横浜市信用保証協会の保証承諾業務について</b>			
<p>返済可能性の十分な検討の必要性について</p> <p>保証承諾業務の抽出した取引において、審査基準・審査指針に違反する事例は発見されなかった。しかし、要注意先である中小企業への保証承諾において、返済可能性の検討すなわち保証申込企業の経営改善計画書等による返済原資の検討又は資金繰りの検討は十分に行われていなかった。要注意先への保証承諾では返済可能性を十分に検討する必要がある。そのうえ、返済可能性が十分ではない中小企業に対しては、金融機関を通じて一層の経営改善を要請することが求められる。</p> <p>横浜市信用保証協会は保証承諾を通じて中小企業が事業資金を調達できるように努めており、保証承諾の審査における横浜市信用保証協会の方針や考え方に意見を述べるものではない。保証承諾の審査において、要注意先である中小企業への返済可能性の検討を十分に行い、そのうち、返済可能性が十分とはいえない中小企業に対して金融機関を通じて経営改善を働きかけることを求めている。</p> <p>金融円滑化法の期限後に、要注意先である中小企業は、経営改善を進めていなければ、返済猶予等の貸付条件の変更を受けにくくなり、資金繰りに窮して返済できなくなり、横浜市信用保証協会による代位弁済額は増えることが予想される。</p>		○	133
<b>2. 横浜市信用保証協会の回収業務について</b>			
<p>代位弁済率データの審査への反映について</p> <p>累計代位弁済率は横浜市信用保証協会全体の累計代位弁済率であり、審査時のランクや保証制度(横浜市制度融資等)の別には算定されていない。今</p>		○	153

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
後、定期的にランク別や保証制度別等の累計代位弁済率を算定するとともに、ランク別の累計代位弁済率とランクを設定する際に基準となる指標との相関関係を把握して、ランクを設定する際に基準となる指標を見直すことが望ましい。			
<p>効率的な求償権回収体制の構築について</p> <p>管理課は、債権管理回収業に関する特別措置法上、債権回収専門会社(サービサー)の取り扱うことのできる特定金銭債権に含まれず委託ができない事案に特化することが考えられる。保証協会サービサーは、相対的に低い回収コストで事業を実施しており、特別な困難が無い場合には、委託範囲を拡大することが効率的である。また、保証協会サービサーに有担保求償権の回収等のノウハウを蓄積させるとともに、信用保証協会は特別な事案に特化する体制を構築することは、今後、求償権の増加が見込まれる中、横浜市信用保証協会の戦略として必要なものとする。保証協会サービサーとも協議の上、将来の方向性として検討することが望ましい。</p>		○	155
<p>保証協会サービサーへの委託事案について</p> <p>今回抽出した事案において、分離して管理する原則に反し、破産している事案を保証協会サービサーに委託しているものがあつた。</p> <p>今後、このような漏れを無くすためには、保証協会サービサーに委託すべきでない事案や主債務者及び連帯保証人がともに破産している事案等のように、保証協会サービサーに委託する必要性に乏しい事案等をシステム上抽出し、不必要な委託がなされていないことを定期的に確認する等のモニタリングをルール化することが考えられる。</p>		○	160
<p>保証協会サービサー職員に対する情報開示制限について</p> <p>システム上、委託事案か否かによる閲覧範囲の制約が課されておらず、保証協会サービサーに委託されていない求償権にかかる主債務者や連帯保証人の情報や、そもそも代位弁済にすらなっていない事案の被保証人の情報等についても、随時、閲覧可能な状態となっている。</p> <p>当該情報は、委託者である横浜市信用保証協会が委託事案に関連する情報のみを保証協会サービサーに対して開示することを前提としているものであり、横浜市信用保証協会の管理する全ての事案について閲覧を可能とすることは、情報漏えいのリスクを高めるおそれがある。</p> <p>横浜市信用保証協会の情報管理上、不備があるものと言わざるを得ず、早急に、システム上、保証協会サービサーの職員が閲覧できる範囲を制限する等の対応を取る必要がある。なお、横浜市信用保証協会によれば、監査の結果を受け、平成24年度中に閲覧範囲に制限を設ける等の対応を図ることとしている。</p>		○	161

## 第3 横浜市の中小企業振興策の概要

### I. 平成23年度の横浜市の中小企業振興策

#### 1. 平成23年度の横浜市経済局運営方針

横浜市経済局運営方針は、当年度における経済局の目標や取組を示したものである。

##### (1) 基本目標

東日本大震災の影響により、市内企業を取り巻く経営環境の厳しさが増している中、震災への対策をしっかりと行っていくとともに、「豊かな市民生活を支える横浜経済の持続的な発展」の実現を目指し、中期4か年計画事業の実行と横浜市中小企業振興基本条例に基づく施策を着実に進める。

##### (2) 目標達成に向けた施策

###### ① 中小企業を中心とした市内経済への東日本大震災の影響対策

平成23年5月に発表した「総合的な震災対策の考え方」に基づき、東日本大震災により、売上の減少などの影響を受けている市内中小企業に対する緊急相談窓口の開設や資金繰りへの緊急支援などに万全を尽くすとともに、今後も市内企業の声やニーズの把握に努め、必要な対策を行っていく。

###### ② 中小企業の技術・経営革新の促進

中小企業の成長・発展に向けた、技術・経営革新の取組を、「環境などの成長分野を中心とした新技術・新製品開発や設備投資」等(挑む)への支援、「企業間の新たな連携」(つなぐ)の促進、「拠点形成や実証実験の発信」(見せる)など、多様な視点から強力に後押しする。

###### ③ 中小企業への基礎的支援の充実

中小企業が厳しい経済状況を乗り越えていくため、経営相談や情報提供等を行うワンストップ窓口の拡充、資金繰りの円滑化など基礎的支援の充実を図る。

###### ④ 海外ビジネス展開戦略、環境最先端都市戦略など横浜版成長戦略の推進

今後大きな成長が見込まれる環境分野における中小企業の新技術・新製品開発等の取組を強力に後押しする。さらに女性の活躍による経済活性化に向け、新たに女性起業家支援にも力を入れる。

## 2. 平成 23 年度 中小企業振興策 事業別一覧

款	項	目	頁	事業名	平成 23 年度決算額(円)
8	1			経済観光費(中小企業振興策のみ)	
8	1	2		誘致・国際経済費	118,916,392
				アジア経済交流事業	28,475,366
				横浜ワールドビジネスサポートセンター管理運営事業	80,031,387
				欧米経済交流事業	6,013,874
				中小企業海外販路開拓事業	4,395,765
8	1	3		産業活性化推進費	662,692,743
				中小製造業成長力強化事業	252,279,212
				低炭素ものづくり促進事業	51,567,020
				ものづくり経営基盤強化事業	75,935,151
				工業技術支援センター事業	101,281,853
				減債基金積立金(市工連)	3,268,697
				ライフサイエンス都市推進事業	26,602,317
				木原記念横浜生命科学振興財団補助事業	49,441,902
				減債基金積立金(木原財団貸付金)	96,312,753
				IT 産業集積推進事業	4,625,880
				環境・温暖化対策分野産業振興事業	1,377,958
8	1	4		経営支援費	150,768,151
				知的財産戦略推進事業	22,221,953
				ソーシャルビジネス支援事業	34,682,545
				横浜型地域貢献企業支援事業	7,561,653
				女性起業家支援事業	10,000,000
				創業・発展支援事業	10,000,000
				地域相談窓口支援事業	5,000,000
				横浜商工会議所中小企業相談事業補助金	30,000,000
				中小企業支援センター事業	29,517,000
				省エネ経営促進支援事業	1,785,000
8	1	5		中小企業金融対策費	78,526,948,352
				中小企業融資事業	74,175,565,159
				(1) 中小企業制度融資事業	71,868,000,000
				(2) 信用保証料助成等事業	1,822,627,705
				(3) 信用保証促進事業	484,937,454
				産業活性化資金融資事業	4,309,000,000
				中小企業経営安定事業	42,383,193
集計					79,459,325,638

## Ⅱ. 横浜市の中期 4 か年計画 2010～2013 における中小企業振興策

### 1. 中期 4 か年計画と経済局運営方針の関係

横浜市の計画は基本構想、中期 4 か年計画、運営方針の 3 層で構成されている。

・基本構想:

横浜市基本構想(長期ビジョン)は概ね 2025 年頃を展望し、横浜市が目指す都市の姿を描いたもの

・中期 4 か年計画:

中期 4 か年計画は基本構想を着実に具体化していくための、4 か年の実施計画

・運営方針

運営方針は各年度における局等の目標や取組を明確に示したもの

横浜市の計画の構成のとおり、平成 23 年度の横浜市経済局運営方針では「中期4か年計画事業の実行を着実に進めます」としている。中期 4 か年計画で取り組む施策が平成 23 年度の横浜市の中小企業振興策の取組に繋がっている。

以下では、中期 4 か年計画のうち、中小企業振興策に該当する 3 つの計画の目標と目標達成に向けた主な事業は以下のとおりとなっている。

### 2. 市内中小企業の活性化(技術・経営革新などイノベーションの促進)

#### (1) 目標

○市内企業のイノベーションが「新技術・新製品開発／創業等」(挑む)、「コーディネート／IT」(つなぐ)、「拠点形成／実証実験」(見せる)などの施策により促進されている。

○技術力のある企業やIT、バイオ企業の集積をいかし、環境、健康など社会的課題解決を通して市内企業の新たな事業展開が促進されている。

#### (2) 目標達成に向けた主な事業

##### ① 新技術・新製品の開発と創業等の促進 <挑むイノベーション> 経済局

(計画上の見込額 19 億円)

競争力強化に向けて環境、健康など成長分野を中心とした研究開発、経営革新のための設備投資に取り組む中小企業への集中的・重点的な支援を行います。さらに、アジアなど海外市場向け販路開拓や、知的財産活用の取組などへの支援を強化する。

また、産学連携等を通じた研究開発型ベンチャー企業や女性起業家の成長支援及び社会的課題をビジネスの手法で解決を図るソーシャルビジネスの事業創出を促進する。

② 企業間連携などコーディネーター推進 <つなぐイノベーション> 経済局

(計画上の見込額 1 億円)

経験豊富な技術専門家をコーディネーターとして配置し、課題解決に必要な支援メニューを総合的にパッケージ提供するとともに、製品開発や販路開拓など多様な視点から市内中小企業と大手企業や誘致企業などの連携を進める。併せて成長分野の共通の基盤技術であるIT関連企業のネットワーク強化などにより、市内企業の新たな事業展開を促進する。

③ 拠点形成と実証実験の推進 <見せるイノベーション> 経済局、温暖化対策統括本部

(計画上の見込額 23 億円)

横浜サイエンスフロンティア(鶴見区末広)におけるバイオ医薬品開発の拠点形成を進める。また、横浜スマートシティプロジェクトや医工連携プロジェクトなどで、市内中小企業が参画するコンソーシアムを形成し、環境・健康関連プロジェクト(実証実験)を推進し、市内企業のビジネスチャンスの拡大や先進的な取組を発信する。

### 3. 市内中小企業の活性化(基礎的支援と身近な地域づくり)

(1) 目標

経営相談や資金調達円滑化等の取組を引き続き進め、中小企業が厳しい経済状況を乗り越え、持続的発展に向けた基礎が強化されている。

(2) 目標達成に向けた主な事業

① ワンストップサービスなど基礎支援の充実 経済局

(計画上の見込額 6 億円)

情報提供や経営相談等を総合的に行うワンストップサービスの展開及びその地域拠点の開設、技術支援機能の強化など、企業ニーズや創業から成長まで段階に応じた基礎的支援の充実を図る。また、市内中小製造業を対象にした実態調査などにより、技術力ある企業の発掘とともに企業の声やニーズを把握する。

② 中小企業への資金調達支援 経済局

(計画上の見込額 2,430 億円)

経営基盤の強化や成長分野における事業展開などを図る中小企業に対し、資金ニーズに応じた金融支援を実施する。

③ 地域貢献企業支援 経済局

(計画上の見込額 0.3 億円)

環境活動など地域貢献に積極的に取り組む企業を認定し、企業の成長・発展を支援する。

#### 4. 大学と連携した地域社会づくり

##### (1) 目標

大学と地域・企業・行政が連携し、市内経済の活性化や地域課題の解決に向けた取組などが進められている。

##### (2) 目標達成に向けた主な事業

###### ① 産学連携による中小企業の技術力高度化の支援 経済局

(計画上の見込額 2 億円)

大学と連携して、中小企業の技術者の育成を進め、技術の高度化・継承を支援するとともに、中小企業と大学との出会いの場の創出などにより、新技術・新製品開発の取組を促進する。

### Ⅲ. 横浜市中企業振興条例と中小企業振興策

平成 23 年度の横浜市経済局運営方針では「横浜市中企業振興基本条例に基づく施策を着実に進めます。」としている。以下に、横浜市中企業振興基本条例を説明する。

#### 1. 横浜市中企業振興基本条例について

横浜市中企業振興基本条例は、議員提案により成立し、平成 22 年 4 月 1 日から施行された。この条例は、中小企業の振興について、横浜市の責務、市内中小企業者の努力、大企業者の役割等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与するものである。

#### 2. 条例を踏まえた取組み

平成 23 年度は、条例施行後に編成した予算の最初の執行年度であり、平成 22 年度末に整備した全庁的、継続的な推進体制（横浜市中企業振興推進会議）のもと、1 年間の取組サイクルを確立し、全市一体となって条例の趣旨を踏まえた様々な取組を推進している。

##### (1) 横浜市中企業振興推進会議の設置について

横浜市中企業振興基本条例第 3 条第 1 項に、横浜市の責務として「中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない」と定めている。そのためには、市が行う工事の発注、物品・役務の調達等に当たっての市内中小企業者の受注機会の増大、指定管理者等の選定に当たっての市内中小企業者の参入機会の増大に努めることなどが規定されており、全庁的な取組が求められている。そこで、中小企業振興施策の検討・推進体制を強化するため、中小企業振興を担当する副市長を会長とする「横浜市中企業振興推進会議」を設置し、全市的、総合的に取組を進めている。

##### (2) 中小企業振興施策の取組状況報告書について

横浜市中企業振興基本条例第 8 条に基づく年次報告書をまとめている。

報告書は、経営基盤の強化、経営の革新につなげる多様な中小企業振興施策の実施状況に加え、市内中小企業者の受注機会増大に向けた取組についても掲載している中小企業振興に係る総合的な年次報告書である。

## IV. 横浜市の中小企業融資制度

横浜市の中小企業融資制度は、横浜市の中小企業振興策のうちの重要な施策であり、制度に複雑な点があることから、以下に説明する。

### 1. 横浜市の中小企業融資制度の概略

#### (1) 横浜市中企業融資制度の目的

中小企業の事業活動に必要な資金融資の円滑化を図り、市内中小企業の健全な発展及び振興に資することを目的としている。

#### (2) 融資者の要件

原則として、次の要件のすべてを満たしている者が、市制度融資を利用できる。なお、各資金それぞれの対象要件も必要である。

1. 横浜市内に事業所・事務所があつて、原則1年以上同一事業を引き続き営んでいる中小企業者及び組合の者。  
※ただし、農業、漁業、金融業、風俗営業等保証協会の保証対象以外の業種は除く。
2. 許認可を必要とする事業の場合、その許認可を受けている者。
3. 申し込み時に納期の到来している市民税を完納している者。
4. 融資金の返済見込みの確実な者。
5. 保証協会が行った代位弁済による債務がない方若しくは金融機関の取引停止処分中ではない者。

#### 中小企業者とは・・・

資本金3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下、または、従業員が300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人)以下の個人・会社をいう。(中小企業信用保険法第2条に定めるもの)

#### (3) 利用の手順

- 横浜市中企業融資制度は横浜市信用保証協会と協調した保証付融資である。
- 融資の申込みは中小企業者が金融機関に行う。  
但し、金融機関に申込をする前に、申込有資格者の認定が必要な資金がある。申込有資格者の認定は横浜市が行っている。
- 金融機関の審査の後、横浜市信用保証協会の保証審査があり、審査終了後、金融機関から融資が実行される。

#### (4) 融資の限度額

##### ① 中小企業者の融資限度額

一企業(個人・会社)の利用できる融資限度額は2億8,000万円である。

このうち、無担保で利用できる限度額は8,000万円となっている。尚、組合の場合の融資限度額は4億8,000万円である。

なお、経営安定関連(セーフティネット保証)等に関しては、通常の融資限度額とは別に同額(融資限度額は2億8,000万円このうち無担保で利用できる限度額は8,000万円)の融資限度額が設けられている。

##### ② 横浜市信用保証協会の保証について

横浜市中企業融資制度の利用にあたっては、横浜市信用保証協会の保証を付ける必要がある。横浜市信用保証協会の保証にあたっては、横浜市信用保証協会の保証以外に神奈川県信用保証協会や他の保証協会を利用している場合は、他協会の利用額も含めて2億8,000万円を超えることはできない。

##### ③ 各融資制度の融資限度額について

各融資制度によって融資限度額が決められているので、その範囲内での利用となります。ご利用になっている各々の融資制度の合計額は2億8,000万円を超えることはできない。

また、①の記載のとおり経営安定関連(セーフティネット保証)等に関しては、通常の融資限度額とは別に融資限度額が設けられている。

#### (5) 融資の種類

##### ① 1年以上同一事業を引き続き営んでいる者

○一般的な事業資金が必要な方	
振興資金	一般的な事業資金に対応
○小規模な企業の方	
小規模企業資金	従業員30人(商業・サービス業10人)以下の事業者に原則として無担保で対応
小規模企業資金 (小口特別)	従業員20人(商業・サービス5人)以下の事業者に原則として無担保で対応※全国統一保証制度の小口零細企業保証制度の対象資金
○売上や利益が減少している方、不況業種の方、経営強化に取り組む方、災害の影響を受けた者	
経営安定資金	不況業種(国の指定業種に基づく)や取引先の倒産等に対応

経営安定資金(風水害)	国の指定した災害により直接被害を受けた中小企業者に対応
経営安定資金 (地域産業雇用支援特別)	市が指定する業種(24年度は建設業)に属する中小企業者に対応
経営安定資金 (セーフティネット特別)	「セーフティネット保証」の認定を受けた中小企業者に対応
経営安定資金 (経営強化サポート資金)	経営支援の専門機関の支援を受け、経営強化に取り組む中小企業者に対応
経済対策特別資金	経済情勢の変化等により売上が減少している中小企業者に対応
○震災の影響を受けた方	
震災対策特別資金	震災対策特別資金
○現在の借入金を借り換える方	
緊急借換支援資金	緊急借換支援資金
○新たに雇用に取り組む方	
緊急雇用対策資金	緊急雇用対策資金
○経営の再建を図っている方	
経営再建支援資金	経営再建支援資金
○環境への配慮、事業の多角化、市内への進出、地域への貢献、技術・経営革新など企業価値の向上を目指す方(企業価値向上資金)	
環境・エネルギー対策	事業活動による公害の発生防止や環境への配慮に取り組んでいる中小企業者に対応
事業多角化・市内進出支援	経営の多角化や新分野への進出、新たな市内進出などに取り組んでいる中小企業者に対応
地域貢献企業支援	様々な社会的活動に積極的に取り組んでいる中小企業者に対応
成長支援	経営革新や知的財産を活かした事業資金に対応
○売掛債権や在庫を活用した資金調達をする者	
流動資産担保資金	売掛債権、棚卸資産を担保とした融資に対応
○貿易業の者	
貿易振興金融	貿易業を営む事業者に対応

② 創業初期(5年以内)・今後起業する者

○創業ベンチャー促進資金	
開業支援	事業を営んでいない個人が事業を開始する場合、又は5年以内の場合に対応
女性起業家支援	市内で創業を目指す女性起業家等に対応
再挑戦支援	廃業後5年以内に新たに事業を開始する場合に対応
ビジネスプラン	新規性のあるビジネスプランによる新事業の取組に対応

## 2. 平成 23 年度の中小企業融資制度の実績

### 中小企業制度融資実績(平成 23 年度)

(単位:円)

	預託金	金融機関融資実績
中小企業融資制度事業		
①小規模企業資金	7,167,000,000	
小規模企業資金		3,114,498,000
小口特別★		5,069,067,000
②振興資金	3,000,000,000	<b>15,100,493,000</b>
③企業価値向上資金		
企業価値向上資金(成長支援)	663,000,000	205,000,000
企業価値向上資金(地域貢献企業支援)	696,000,000	226,030,000
企業価値向上資金(環境経営支援)	321,000,000	42,000,000
企業価値向上資金(産業立地促進)	47,000,000	
企業価値向上資金(ものづくり支援)		
企業価値向上資金(拠点整備特別支援)	74,000,000	
④創業ベンチャー促進資金	1,056,000,000	
開業支援★		1,423,390,000
女性起業家支援★		99,180,000
再挑戦支援★		10,000,000
ビジネスプラン		20,000,000
⑤経営安定資金		
経営安定資金	6,500,000,000	7,543,365,000
経営安定資金(地域産業雇用支援特別)	12,000,000,000	7,488,694,000
経営安定資金(緊急支援特別)★	5,000,000,000	601,500,000
経営安定資金(セーフティネット特別)★	13,379,000,000	<b>15,912,498,000</b>
経営安定資金(円高対策資金)		757,890,000
緊急借換支援資金★	16,000,000,000	<b>24,132,190,000</b>
経営安定資金(震災対策特別(5 年型))		<b>33,061,640,000</b>
⑥震災対策特別(10 年型)★	5,000,000,000	9,154,755,000
⑦緊急雇用対策資金	250,000,000	51,000,000
⑧経営再建支援資金		33,500,000
⑨流動資産担保資金		836,090,000
⑩貿易振興金融	715,000,000	4,232,371,000
合計	71,868,000,000	129,115,151,000

★:責任共有制度の対象外となる資金(一部も含む)

平成 23 年度の金融機関の融資実績は、振興資金、経営安定資金(セーフティネット特別)、緊急借換支援資金、経営安定資金(震災対策特別(5 年型))の利用が多かった。

平成 23 年度末の制度融資における保証債務残高は、409,466,148,000 円である。

## 第4 外部監査の結果(各論)

### I. 誘致・国際経済費

#### ○誘致・国際経済費の内訳事業

内訳事業名	内容
アジア経済交流事業	アジア経済交流事業、アジア企業誘致事業
横浜ワールドビジネスサポートセンター管理運営事業	横浜市が、株式会社横浜インポートマート(横浜ワールドポーターズの所有者)より賃借し、公有財産に準じて管理運営
欧米経済交流事業	企業誘致トップセミナー、小規模セミナー、フランクフルト事務所運営、欧州ミッション受入
中小企業海外販路開拓事業	中小企業に対する海外販路開拓支援

#### 1. アジア経済交流事業

横浜市のビジネス環境・生活環境を向上させ、アジア企業誘致やアジア地域との経済交流を推進するとともに、横浜市内企業のビジネス展開を支援する事業である。1) アジア経済交流事業と、2) アジア企業誘致事業の2つに分けられる。

##### ① 支出額の推移

(単位:円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	29,073,000	25,305,000	42,805,000
決算額	17,867,238	22,670,553	28,475,366

##### ② 平成 23 年度の支出額の内訳と内容

(単位:円)

科目	平成 23 年度 決算額	主な内容
報償費	219,493	記念品購入など
旅費	1,997,349	②セミナー外国出張(韓国、中国、インド)
需用費	159,476	②施設修繕(緑区のインド人学校)
役務費	910,240	②不動産鑑定費用等
委託費	3,182,750	②ソウルセミナー委託(JETRO)等 下表(※1)参照
使用料及び賃貸料	75,396	②ソウル他車両借上げ

科目	平成 23 年度 決算額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	21,930,662	①国際経済交流事業補助金 ②アジア企業誘致助成金 ①横浜インドセンター補助金 下表(※2)参照
合計	28,475,366	

(注 1) 「内容」の①、②は、それぞれ①「アジア経済交流事業」、②「アジア企業誘致」に関する支出を意味している。

(※1)委託費の支出内容

(単位：円)

委託先	金額	契約方法	内容
(独)日本貿易振興機構	2,332,250	単独随意契約	②韓国企業誘致セミナー業務委託
(株)メディア総合研究所 (ムンバイ拠点受託事業)	850,500	単独随意契約	②インド企業誘致セミナー業務委託
計	3,182,750		

(注 1) 「内容」の②は、「アジア企業誘致」に関する支出を意味している。

(注 2) 委託業務の具体的な内容は、いずれも「セミナー広報 PR、参加企業募集、企画・運営、会場管理者との連絡調整、フォローアップ等となっている。

(※2)負担金、補助金及び交付金の支出内容

(単位：円)

委託先	予算額	決算額	内容
市内に進出したアジア企業(1社)	7,000,000	3,000,000	②企業誘致促進助成
公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEA)	11,500,000	10,930,662	①国際経済交流事業
公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEA)	4,000,000	4,000,000	①上海事務所事業費
横浜インドセンター	4,000,000	4,000,000	①横浜インドセンター補助金
計	26,500,000		

(注 1) 「内容」の①、②は、それぞれ①「アジア経済交流事業」、②「アジア企業誘致」に関する支出を意味している。

## 1-1 アジア経済交流事業

### (1) 事業の概要

主に、海外企業の誘致と市内中小企業の国際ビジネス支援を事業の目的としている。具体的には、1) 上海事務所、ムンバイ拠点を通じた企業誘致や市内企業の販路開拓、2) インドビジネス支援として、一般社団法人横浜インドセンターへの補助金(4,000,000 円)の交付、3) 経済交流活動の実施、充実、4) 国際ビジネス支援として、公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEA)への補助事業として、市内中小企業を対象とした国際ビジネス相談や経済セミナーの開催、さらには台湾研修生の市内企業への受入れ事業を実施している。

### (2) 事業費の主な内訳

主な内容は、公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEA)の補助金(国際経済交流事業 10,930,662 円、上海事務所事業費 4,000,000 円)、一般社団法人横浜インドセンターへの補助金(4,000,000 円)等となっている。

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 事業報告書の支出額の精査について(監査の意見)

平成 23 年度に、横浜市は公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEA)に対して、国際ビジネス事業補助金 10,930 千円(当初 11,500 千円)を交付している。交付の対象事業は、1) 相談業務、2) セミナー・講演会の開催事業、3) 海外進出先における経営課題への対応業務、4) 交流の場の提供事業となっており、それぞれの当初の事業費見込み(予算)と補助金額は以下のとおりである。

(単位: 千円)

	相談業務	セミナー・講演会の開催事業 (注 1)	海外進出先における経営課題への対応事業	交流の場の提供事業	合計
事業費(予算)	3,500	4,680	2,000	2,000	12,180
補助金額	3,500	4,000	2,000	2,000	11,500

(注 1) 事業費と補助金の差額 680 千円は、セミナー・講演会の開催による事業収入で賄うことを想定

次に、実際の事業費の決算額、補助金額及びその差額との関係は以下のとおりである。

(単位:千円)

	相談業務	セミナー・講演会の開催事業 (注1)	海外進出先における経営課題への対応事業	交流の場の提供事業	合計 (注2)
事業費(決算)	4,831	5,730	915	950	12,426
補助金額	3,500	4,000	2,000	2,000	11,500
差額	△1,331	△1,730	1,085	1,050	△926

(注1)事業費と補助金の差額△1,730千円のうち、1,495千円は事業収入等自主財源で賄っているので、実際の収支差額は△235千円である。

(注2)事業費(決算)と補助金額との差額は、△926千円であるが、事業収入等自主財源1,495千円があるため、結果的に569千円(1,495-926)の余剰(収支差額)が生じている。

以上の結果、公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEA)は横浜市に対して、余剰分569千円の返戻を行っている。返戻の理由は、海外進出先における経営課題への対応事業と交流の場の提供事業における東日本大震災の影響による支出額の減少としているが、厳密には、東日本大震災の影響による支出額の減少2,135千円(1,085+1,050)、と相談事業及びセミナー・講演会の開催事業における当初よりも多くの事業実施による支出額の増大1,566千円(1,331+235)の差額569千円(2,135-1,566)の戻入れということになる。

上記より、収支差額569千円の返戻額は問題ないが、横浜市としては運営費補助金ではなく、事業費補助金として公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEA)に交付している以上、事業の実施実績と支出額との関係を精査する必要がある。

具体的には、相談事業において当初事業費3,500千円で想定している経営相談、実務相談における国際相談員等の想定工数と、実際の工数を比較した上で、事業費4,831千円の妥当性を検証するために、事業報告書には予算と決算との差額の理由が明確になる書きぶりにさせる必要がある。セミナー・講演会の開催事業についても同様である。当初事業費3,500千円で想定しているビジネス情報セミナー、少人数セミナー開催における職員等の想定工数と、実際の工数を比較した上で、事業費5,730千円の妥当性を検証する報告書には予算と決算との差額の理由が明確になる書きぶりにさせる必要がある。また、収支計算書においても、全体の収支計算書の内訳書として、相談事業収支計算書、セミナー講演会の開催事業収支計算書、海外進出先における経営課題への対応事業収支計算書、交流の場の提供事業収支計算書の作成も要求するよう規定を改正することも検討の余地がある。

横浜市の(財)横浜企業経営支援財団補助事業要綱第7条第1項第1号及び第2号により、財団が市へ提出する書類は、事業報告書と収支計算書であり、これらの領収書等の提出については、(財)横浜企業経営支援財団補助事業要綱第7条第3項(横浜市補助金等の交付に関する規則第14条第5項第3号)により提出を省略することができるとなっている。但し、これは財団が国又は市による財務又は会計に関する調査、監査、監察等を定期的を受けていることを理由としている。横浜市は、適切な内容が記載された事業報告書、収支計算書の提出を受けていることを検証

する意味においても、調査、監査、監察の場でその内容を具体的に検証することが必要となる。

収支の報告をさせた上で、経費の見積(予算積算)、予算実績比較及び翌々年度の経費の見積(予算積算)へのフィードバックをより精緻に行うことによって、より少ない経費でより多くの効果をもたらす、より効率的な事業の執行ができると考える。

## 2. 横浜ワールドビジネスサポートセンター管理運営事業

### (1) 事業の概要

横浜市が、横浜ワールドポーターズの所有者である株式会社横浜インポートマートより6階部分を賃借して、横浜ワールドビジネスサポートセンター(※)として以下の事業を実施している。

#### 1) 国際ビジネス相談

海外ビジネスに関する経験豊かなアドバイザーが、海外企業等からの国際ビジネスに関する相談に対する個別相談に対応する。

#### 2) 国際ビジネスに関する情報提供

横浜ワールドビジネスサポートセンターのホームページやメールマガジンを通じて、イベントやセミナーの開催情報、引き合い情報などを提供する。

#### 3) オフィススペースの提供

新たに横浜に進出する外資系企業向けに、本格的なオフィスを構えるまでのインキュベートオフィスと、海外の経済機関向けのレンタルオフィスを提供する。

(※) 横浜ワールドビジネスサポートセンター

所在地	横浜市中区新港2丁目2番1号横浜ワールドポーターズ6階
面積	829.89 m <sup>2</sup>
施設内容	①海外経済機関及び外資系企業向けオフィス ②会議室、ミーティングルーム、事務室、倉庫等
開館時間	7:30~21:00
相談対応時間	8:45~17:15
休館日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

(2) 事業費の内容

① 支出額の推移

(単位:円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	96,031,000	93,531,000	83,346,000
決算額	92,820,162	89,320,288	80,031,387

② 平成 23 年度の支出額の内訳と内容

(単位:円)

科目	平成 23 年度 決算額	主な内容
報償費	0	(外資系企業からの実務相談)
需用費	195,075	貸室の FAX 機能付き電話機の購入、貸室合鍵の購入、パンフレットの印刷
委託費	23,657,534	管理運營業務委託、清掃業務委託、貸室パーティションの耐震補強、パンフレットのデザイン業務委託等(※1)
使用料及び賃借料	56,169,433	施設の賃料・共益費
負担金、補助金及び交付金	9,345	防火・防災管理点検負担金
合計	80,031,387	

(※1)委託費の内訳

件名	契約方法	委託内容	金額
管理運營業務委託	単独随意契約 (プロポーザル方式)	①国際ビジネス相談 ②入居者支援 ③施設管理	21,800,000
パンフレットのデザイン 業務委託	随意契約 (見積合わせ)	パンフレットのデザイン業務	136,500
耐震補強	随意契約 (見積合わせ)	貸室パーティションの耐震補強作業	609,000
清掃業務	単独随意契約	共用スペース清掃	816,984
電話配線作業	単独随意契約	電話配線の変更作業	34,650
貸室ドア交換	単独随意契約	ドアノブの交換作業	26,250
ネットワーク現状調査	単独随意契約	ネットワーク回線の現状調査 及び書類作成作業	99,750
ネットワーク回線増設	単独随意契約	ネットワーク回線増設作業	81,900
産業廃棄物収集運搬処 分の委託	単独随意契約	産業廃棄物の収集運搬処分 業務	52,500

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 事業の意義について(監査の意見)

横浜ワールドビジネスサポートセンターは、市内経済の国際化を推進するため、平成 11 年度から、国際ビジネスに関する相談業務や海外経済機関及び外資系企業向けにレンタルオフィスの提供などを行っている。具体的には、横浜ワールドビジネスサポートセンターが市内経済の国際化に寄与する施設であるという設置理念に基づき、1) 国際ビジネス相談、2) 国際ビジネスに関する情報提供、3) オフィススペースの提供 を行っている。

ここで、設置理念である市内経済の国際化に寄与するという目的が、現状においても保持されているか検討する。

国際ビジネスに関する情報提供に関する業務は、毎月配信する「WBC メールマガジン」やウェブサイトでの「ビジネス引き合い情報サービス」等を行っており、平成 23 年度のウェブサイトアクセス回数は月平均 8,735 回となっている。

国際ビジネス相談に関する業務については、海外ビジネス情報のアクセスを取り込むことができず相談件数が低調である。なお、市内経済の国際化に最も寄与すると考えられる横浜市内の企業からの相談については、基本的には横浜企業経営支援財団 (IDEC) や日本貿易振興機構 (JETRO) が提供しているサービスの紹介を行っている。

オフィススペースの提供業務については、過去数年の入居率の推移をみると公的なオフィスとして近年決して高い入居率とはなっていない。

	平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
入居率	68.2%	95.5%	85.7%	59.1%

(注) 平成 23 年度は東日本大震災の影響がある。なお、平成 24 年 12 月末現在の入居率は 72.7% に回復している。

なお、オフィススペースの提供業務の目的は、横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの間の「インキュベート・オフィス」の提供であり、この設置目的を達成するため、入居者には入居の条件として入居後 3 年以上の事業計画があり、インキュベート・オフィス退出後に横浜市内に事業所を設置する見込みがあることとなっている。このことより、オフィススペースの提供業務が、施設の設置理念に寄与しているか判断するためには、入居率の改善が必要であるばかりでなく、退去者の追跡調査によって退去者が横浜市で事業を継続しているなど、実際に横浜市の国際化に寄与しているか確認する必要もある。平成 24 年度に入居期間を満了した外資系企業に対しては、市内の賃貸オフィスの情報を提供し、退去後も横浜市内にオフィスを構えておりこの点は評価ができる。以上より、国際ビジネス相談の相談件数は低調であり、オフィススペースの提供業務の入居率も公的なオフィスとしては高いとは言えないことから、現状では施設の設置理念である市内経済の国際化に寄与するという目的を十分に果たせているとは言えない。

## ② 費用対効果の分析について(監査の意見)

一方、設置の効果については、対費用からの検討も必要である。平成23年度においては、横浜ワールドビジネスサポートセンターの設置に際して、横浜市の出資団体である株式会社横浜インポートマートに対して年間56百万円の賃料、共益費の支払いの他、管理運営業務として業者に約22百万円を支払っている。毎年度80百万円以上の支出に対して、その価値に相当する効果があるかについて再検討が必要である。

なお、費用の削減という意味においては、平成23年9月に5.5%の減額が行われているが、今後も賃料について常時近隣相場に近づけるべく交渉が必要である。現状では、賃料(月額、消費税除く)が3,136,984円で、施設面積が829.89㎡なので、坪当たり月間賃料は、12,474円となっている。なお、不動産仲介会社のホームページによれば、近隣のオフィスビルの坪当たり月間賃料は約9,700円(関内地区)又は約15,400円(みなとみらい21地区)である。

## ③ 市内経済の国際化を達成するための方策(監査の意見)

以上総括すると、国際ビジネス相談業務及びオフィススペースの提供業務の利用状況が十分ではなく、事業の効果が年間支出額に相当するとは言えない。市内経済の国際化という市の理念を達成するためには、現状の業務内容の再検討も必要ではないかと思われる。費用削減のために横浜ワールドビジネスサポートセンターの規模の縮小、オフィススペースを市の遊休施設等への移転、さらには、オフィススペースの提供業務を廃止し国際ビジネス相談とインターネットを通じて国際ビジネスに関する情報提供を行うことに特化するなどが考えられる。

## 3. 中小企業海外販路開拓事業

### (1) 事業の概要

本事業は、海外進出に意欲があり、輸出可能性の高い製品や商品を持ちながら、輸出ノウハウや経験の少ない中小企業に対し、海外取引の検討段階から情報提供やアドバイスを行い、最終的に現地で商談ができるような支援を行うものである。

平成23年度は、公募の結果10社を支援対象とし(予算は20社)、1社に1名商社のOBなどの海外販路開拓アドバイザーを選任し、企業に訪問してアドバイスを実施した他、輸出実務に関するセミナー開催、海外個別調査支援、海外展示商談会への出展助成を行っている。

## (2) 事業費の主な内容

### ① 支出額の推移

(単位:円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	—	—	10,000,000
決算額	—	—	4,395,765

### ② 平成 23 年度の支出額の内訳と内容

(単位:円)

科目	平成 23 年度 決算額	主な内容
報償費	40,000	選定委員会委員謝金
旅費	0	
需用費	440	選定委員会飲料水
委託費	3,755,325	輸出アドバイス業務委託(※1)
負担金、補助金及び交付金	600,000	海外展示商談会出展助成金(20 万円×3 件)
合計	4,395,765	

#### (※1)委託費の内訳

委託先	支出額(円)	実績
日本貿易振興機構(JETRO)	3,634,575	支援対象 10 社
日本貿易振興機構(JETRO)	120,750	海外個別調査 6 回

## (3) 監査の結果及び意見

### ① 事業の拡大への課題(監査の意見)

前述のとおり、本事業の目的は市内中小企業のビジネスチャンス拡大を図ることである。平成 23 年度に開始された本事業は、平成 23 年度においては約 20 社を目標支援対象としていたが、結果的に 10 社の支援となっている。平成 23 年度に開始された事業ということもあり支援企業の拡大は今後の課題である。事業効果を向上させる意味においても、今後も広報活動の充実などにより支援企業の拡大に努める必要がある。なお、平成 24 年度の支援企業は 16 社となっている。

### ② 契約方式について(監査の意見)

前述のとおり、本事業に関する委託契約は、輸出アドバイス等業務と海外商談コーディネイト業務の 2 つに分けられる。輸出アドバイス等業務の契約は総価契約によっており 3,634,575 円で日本

貿易振興機構と契約している。一方、海外商談コーディネート業務についても日本貿易振興機構と契約しているが、この契約は単価契約によっており、結果的に行った事業が海外個別調査 10 ユニットのみであったため、120,750 円(11,500 円×10×1.05)となった。

平成 23 年度は、目標 20 社に対して支援企業 10 社となっているので、輸出アドバイス等業務の契約についても単価契約にすればより安価な支出額になった可能性がある。今後の契約においては、単価契約にするか、総価契約にするかについては慎重な検討が必要と考える。

なお、平成 24 年度においては輸出アドバイス等業務委託は概算契約(単価契約)に、海外商談コーディネート業務は助成制度に変更している。

## II. 産業活性化推進費－その1

### ○産業活性化推進費－その1の内訳事業

横浜市中期4か年計画2010～2013で定めた横浜版成長戦略7「中小企業の技術・経営革新戦略～中小企業の競争力強化による成長支援～」に基づき、下記の事業を実施している（経済局中小企業振興部ものづくり支援課、工業技術支援センター担当）。

内訳事業名	内容
中小製造業成長力強化事業	中小製造業の技術力強化と成長に向け、技術力向上、技術・製品開発促進、販路開拓の各段階の支援を実施する
低炭素ものづくり促進事業	温暖化対策技術・製品開発、製造過程における省エネルギー化、脱温暖化ビジネスへの取組を促進する
ものづくり経営基盤強化事業	経営革新、工業集積の維持・活性化、人材育成を支援し、経営基盤の強化を図る
減債基金積立金(市工連)	社団法人横浜市工業会連合会貸付金の元利償還額を減債基金に積み立てる
工業技術支援センター事業	表面処理技術に特化した依頼試験などの受託、技術相談、実技指導、デザイン相談等を実施する

### 1. 中小製造業成長力強化事業

#### (1) 事業の概要

上記「産業活性化推進費の内訳事業」参照。平成23年度は下記のように細分して実施した。

(単位:千円)

事業名	平成23年度 決算額	主な内容
技術相談事業	10,432	技術相談
産学連携推進事業	26,095	セミナー開催、ベンチャー支援
中小企業研究開発促進事業(SBIR)	160,384	研究開発経費の助成
情報発信事業	24,074	テクニカルショウヨコハマの開催、横浜産貿ホール施設管理
ものづくり連携促進・コーディネート事業	31,294	製品開発・販路開拓支援、企業間連携推進

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	176,588	276,515	353,554
(現計予算額)	(191,588)		(358,489)
決算額	171,458	221,171	252,279

(注 1) 平成 23 年度事業費の財源:横浜市一般財源 202,866 千円(80.4%)、神奈川県 26,094 千円(10.3%)、その他 23,318 千円(9.2%)

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度 決算額	主な内容
報償費	10,846	研究開発助成のための技術評価等に対する謝金
需用費	1,274	
委託料	39,776	浜銀総研、市工連等への委託
使用料及び賃借料	2,515	
備品購入費	13,173	
負担金、補助及び交付金	184,101	IDEC への補助金、中小企業への助成
その他	594	
合計	252,279	

1-1 技術相談事業

(1) 事業の概要

市内中小企業の技術的課題解決のため、生産現場に技術アドバイザー(技術士、企業OB等の専門家)を派遣し、金属材料・電気電子ほか計 12 分野で技術アドバイスをを行う。平成 23 年度は東日本大震災への影響に対応するため震災対策の特別枠を設けた。事業実施主体である IDEC に対し市が補助金を支出している。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	14,200	13,083	12,515
決算額	12,763	9,965	10,432

(注 1) 事業費の財源:横浜市一般財源 100%)

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	10,430	IDEC への補助金
その他	2	
合計	10,432	

(3) 監査の結果及び意見

① 県事業との重複について(監査の意見)

中小企業に対する技術相談事業は下記のように県でも実施している。

	県		市
実施主体	神奈川県産業技術センター		横浜市企業経営支援財団
対応者	センター職員	技術アドバイザー	技術アドバイザー
対応手順	企業からの相談にセンター職員が直接対応。職員が解決できない案件に対して、アドバイザーを派遣。		企業からの相談内容に応じて、窓口担当者がアドバイザーを選定し、派遣。
共通する分野	機械加工、機械設計、電気・電子、金属材料、化学・樹脂、生産管理、環境・省エネ技術		
市にない分野	繊維、家具、工芸		-
県にない分野	(情報技術、バイオ・食品はセンター職員が対応)		情報技術、バイオ・食品
費用	無料	9 千円/日	無料
利用回数	上限なし	12 回以内/年	原則 5 回まで

(出所)横浜市作成資料、県ホームページ

県と市の両方に相談窓口が存在することは、利用者にとっては選択の余地が増える意味で有利と言える。また市の事業では原則5回まで、さらに相談内容によっては最大15回まで無料としており、県の事業よりも手厚い仕組みとなっている。一方で、限られた予算のもとでは、重複ないし類似事業へ市が財政支出することは避けるべきである。そこで、県と市で棲み分けを図りつつ、相互に案件を紹介する仕組みや相談の概要の共有化等を通して連携を取る方法を模索することが必要となる。市は、企業が抱える技術課題を解決するためには複数の専門分野からのアドバイスが必要な場合もあるため、県と市が単純に分野ですみわけを図ることは困難であるとしている。まず、県と市との情報交換・共有の場(協議会等)を設け、そこでの業務内容の詳細な協議を通じて重複部分の取扱いを検討することから始めることが望まれる。

## ② 利用率について(監査の意見)

平成23年度は116社に対してのべ437回の技術相談を実施した。1社あたり平均3.77回となるが、市によると相談回数1-2回の企業と4-5回の企業におおむね分かれるとのことである。事業実施主体であるIDECが実施したアンケートによると、利用者満足度は5段階評価で平均4.35であった。しかし、「平成22年工業統計調査(2010.12.31)」による従業員4人以上の全事業所は2,800であった。これを母集団とすると、技術相談の利用率は4.14%となる。利用者から好評を得ているとはいえ、利用率はかなり低いといえる。

技術相談事業は中小製造業成長力強化事業の中核をなし、他の事業への波及効果も期待できる事業であることから利用者の拡大が急務である。利用者が少ない理由として制度が十分に周知されていないことも考えられるため、より一層広報に努めることが望まれる。

市では、テクニカルショウヨコハマでの広報や工業会でのPRと共に、24年度からこれまで市施策の利用実績がない企業を主な対象として、技術相談事業をはじめ各種施策を紹介する「現場訪問支援事業」を実施しているとのことである。また、この場合でも市の施策だけでなく、①県事業との重複についてにおいて述べた協議会等から得た県の施策も併せて紹介することにより、企業の支援を充実させることが可能となる。

## 1-2 産学連携推進事業

### (1) 事業の概要

産学連携スタートアップ支援として、産学交流、共同研究の促進等を目的とするセミナーを開催している。また、大学発ベンチャー促進支援として東工大横浜ベンチャープラザの入居企業に対し賃料の一部補助やインキュベーションマネージャーの派遣による相談を実施している。

## (2) 事業費の推移、主な内訳

### ① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	43,713	30,941	32,869
決算額	28,893	17,069	26,095

(注 1) 事業費の財源:横浜市一般財源 100%)

### ② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度 決算額	主な内容
委託料	8,484	インキュベーションマネージャー派遣委託
負担金、補助及び交付金	17,396	IDEC 及び企業への補助金
その他	216	
合計	26,095	

## (3) 監査の結果及び意見

### ① 実績集計の方法について(監査の意見)

中小企業と大学等の研究者による情報の発信・交換のための産学交流サロンや研究会を開催し、産学連携に取り組むきっかけを提供している。この事業は、市が実施主体である IDEC に対して補助金 15,773 千円を交付している。

IDEC から提出された事業報告書を閲覧したところ、事業内容の記載とともに実施時期・回数 of 欄に「技術リエゾン実績 413 件」との記載があった。「技術リエゾン実績 413 件」について、IDEC の集計資料を閲覧したところ、技術リエゾンプロデューサーの活動実績の合計と一致していた。ただし 413 件のうち企業面談・大学訪問等、技術リエゾンプロデューサーの外部に対する直接的な活動は 333 件であった。80 件は IDEC と技術リエゾンプロデューサーとの会議等、企業や大学を交えない活動であった。413 件という数字は技術リエゾンプロデューサーの活動実績ではあるが、事業の目的に照らすと、直接的な活動 333 件のほうがよりの確な数字と考えられる。従って、事業報告書の記載内容としては両者を併記するといったより明確な表現にする必要がある。

なお、市によれば、24 年度において事業の組替を行い、ものづくり連携促進・コーディネート事業の中でリエゾン活動を実施することとした。当該コーディネート事業は、企業等への訪問件数を指標としているため、従前のリエゾン活動もこれと捉え方を合わせ、訪問に係る件数を実績としているとのことである。

### 1-3 中小企業研究開発促進事業(SBIR)

#### (1) 事業の概要

新技術・新製品開発に取り組む中小企業に対して、研究開発段階から販路開拓までを一貫して支援する事業である。重点枠(環境及び健康分野)、個別行政課題枠、一般枠を設けてそれぞれ研究開発経費の一部を助成した。重点枠(環境分野)については低炭素ものづくり促進事業と併せて執行した。さらに、新規性の高い商品を「横浜発新商品」として認定し、販路開拓支援を行った。また、県下最大の工業技術見本市であるテクニカルショウヨコハマ 2012 において研究開発成果の発信機会を提供した。

#### (2) 事業費の推移、主な内訳

##### ① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額 (現計予算額)	98,000 (113,000)	121,452	254,456 (259,391)
決算額	99,802	84,652	160,384

(注) 事業費の財源:横浜市一般財源 100%

##### ② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	135,550	企業への助成金、市工連への負担金
その他	24,834	
合計	160,384	

#### (3) 監査の結果及び意見

##### ① 県事業との重複について(監査の意見)

中小企業による研究開発に対し助成金を交付する事業は県でも実施している。補助額・補助率は市の制度のほうが利用者に有利である。一方、県の制度では下請枠の設定があり、下請けを中心としてきた企業を直接的に対象としている。販路開拓については展示会出展助成、コンサルタント派遣、行政現場での試用等をそれぞれ実施している。1-1技術相談事業でも述べたとおり、限られた予算のもとでは、重複ないし類似事業へ市が財政支出することは避けるべきであり、県と市

で棲み分けを図りつつ、相互に助成案件の概要を紹介する仕組みや助成先の開示・共有化等を通して連携を取る方法を模索することが必要となる。県と市との情報交換・共有の場（協議会等）を設け、そこでの業務内容の詳細な協議を通じて重複部分の取扱いを検討することが望まれる。

	県		市	
制度名	神奈川県中小企業新商品開発等支援事業補助金		中小企業研究開発促進助成 (SBIR)	
枠	新技術枠	下請枠	重点枠	一般枠
要件 1	県内に事業所を有し、製品の製造加工等を1年以上行なっていること		市内に主たる事業所を有し、市内において引き続き1年以上事業を営む市税の滞納のない中小企業・組合	
要件 2	「創造的新技術研究開発計画」の認定を受けていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人神奈川県産業振興センターの下請企業振興事業の受注登録企業であること。</li> <li>・特定の親事業所との取引額が全取引額の10%以上を占め、かつ、下請取引額の減少が予測されること。</li> </ul>	認定・登録等の要件はない	
対象	認定された計画に基づいて実施する新商品・新技術開発事業	新商品・新技術開発事業、販路開拓事業	環境・健康分野での開発可能調査、研究、新技術・新製品開発	新技術・新製品開発
助成額	100～800万円	100万円～400万円	3000万円以内	1000万円以内
助成率	1/2以内	1/2以内	2/3以内	1/2以内

## ② 事業効果の検証について(監査の意見)

助成金の効果を検証するために、担当課では「横浜市中企業研究開発促進助成金交付要綱」に基づき、交付から5年間「事業化等状況報告書」を交付先企業に求めることとしている。「事業化等状況報告書」は、助成金の交付対象となった技術・試作品の製品化状況、売上数量、売上金額、主な販売先、産業財産権取得の状況、社内での本製品・技術の位置づけ、今後の課題等を記載する様式となっている。一般的に研究開発から製品化や販売にいたるまでには1年以上かかることから、助成金交付の2年後に初回の報告を求めている。そのため23年度助成企業からの報告書は25年度に提出を求める予定とのことである。

23年度に提出された報告は21年度に助成対象となった件数13件のうち12件で、平成22年

度を報告対象期間としている。担当課によれば1件は業務繁多を理由に未提出とのことである。提出された12件の報告内容をまとめると次のようである。助成対象事業で製品化に成功し売上に結びついている企業もあれば、試作段階にある企業、ないし製品化が現状では困難と回答した企業もある。また平均で見れば売上額が助成額を上回っているが、個別に見ると売上額が助成額を下回っている企業が2社ある。

助成金額(千円)	12 社合計	39,731
	1 社平均	3,311
助成対象事業の売上額(千円)	記入あり	8 社
	8 社合計	197,280
	1 社平均	24,660
	記入なし	4 社
産業財産権の取得状況	取得(見込を含む)	11 社
	記入なし	1 社

本助成事業が中小製造業の成長力強化を図るものであることから、成長力の指標として売上高成長率を加えることが妥当と考えられる。助成対象企業の業績を客観的に評価し、かつ助成金交付前後での比較が行えるよう、「事業化等状況報告書」のみでなく決算報告も每期提出させることが有用である。損益計算書と「事業化等状況報告書」の記載内容を併せて検討することにより、助成対象事業が企業全体の業績にどのように役立っているかの評価が可能になると考えられる。

市としては、成功確率が大変低いとも言われる新製品開発を市が助成することを通して、中小企業の前向きな開発意欲を後押しする観点から、これまでの定性的な評価とともに定量的な評価も組み合わせて総合的に事業の成果を把握していくとのことである。

また、当事業は17年度以降継続して実施されており、これまでの成功や成功に至らなかった事例が集積されている。そこで、これらの事例の概要を、技術相談事業の技術アドバイザーや、ものづくり連携促進・コーディネート事業のコーディネーターなどが活用できるように整え、単一事業にとどまらず他の事業にも十分に役立て、市内中小企業の支援に結び付けることが望まれる。

## 2. 減債基金積立金(市工連)

### (1) 事業の概要

社団法人横浜市工業会連合会(以下「市工連」という)貸付金の元利償還額を減債基金に積み立てるものである。

市工連は市内の10地域工業会の連合体として、市ほかが発起人となって昭和59年に設立された。19年度に、中小企業を対象とした試作等のための貸貸スペースとして金沢区鳥浜町に鳥浜トライ&トライアルステージ(以下「T3」と呼ぶ。中小企業に対し5年契約で貸し出すもの)を整備した。その整備資金としてIDECが市工連に貸し付けた産業活性化資金を、制度の見直しに伴い平成21年度に市からの貸付金に変更した。変更時に市は債券を発行している。貸付金総額は46,000千円、36回払い(平成39年度まで)の契約である。

### (2) 事業費の推移、主な内訳

#### ① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
当初予算額	0	2,335	3,269
決算額	0	2,334	3,269

(注)事業費の財源:その他 100%

#### ② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成23年度 決算額	主な内容
積立金	3,269	貸付金の元利償還額
合計	3,269	

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 産貿ホール使用料の減免について(監査の意見)

市工連は、23年度の事業報告及び財務諸表によると、会員組織ではあるが、会費収入は894千円(法人全体の経常収益の0.8%)と少額にとどまり、施設利用料収益、施設事業費収益、補助金・負担金が、法人全体の経常収益の88%を占めている。市工連では、T3の運営と産貿ホールの運営を行っており、「ものづくり振興施設事業」特別会計に計上している。当該事業の収支計算書の当期収支差額は△171千円、正味財産増減計算書の当期経常増減額は△3,536千円となっ

ている。

上記貸付金すなわち市工連にとっての借入金の元利償還額は、「ものづくり振興施設事業」特別会計に計上されており、T3 と産貿ホールの運営収入によって賄われている

市からは、当該事業は基本的には公益事業と考えているが、産貿ホールの催事の性質によっては一部収益事業となっているものがあること、また、T3 と産貿ホールの個々の収支予算・決算数値はそれぞれ集計されていないとの説明があった。ただし、事業報告には、T3 の運営収支が赤字であり、その解消が大きな課題となる旨の記載がある。

T3 については、23 年度において試作工場 5 室のうち入居 2 室(入居率 40%)であり、入居促進の広報・誘致により 24 年 11 月から 1 室の入居が決定している(入居率 60%となる)。当初の事業収支計画は入居率 70%および 29 年度以降の賃貸料 3%増を前提としており、今後、より一層の入居促進の広報・誘致によって、残り 2 室への入居を促進することが求められる。なお、事業収支計画は 20 年度までの決算数値を反映して改訂されているが、25 年度において事業開始から 5 年を経過するので、実績や経済情勢を適時に反映し改訂していくことが必要となる。

産貿ホールについては、稼働率向上のためリピーターへの勧誘や市工連会員企業への PR を行っているものの、平成 23 年度の面積稼働率は、展示場が 46.9%、小展示室が 32.6%にとどまっている。産貿ホールの運営にあたっては、市が市工連に対して産貿ホールの土地・建物を貸付け、市工連が、産貿ホールを展示場として一般に貸出している。なお、土地・建物は、神奈川県と横浜市との所有部分とがあり、市が市工連に貸付けている土地の一部には、市が神奈川県から借り受け、市工連に転貸している部分が含まれている。市工連は、産貿ホールの貸出による収入(施設利用料収益)により市に賃借料を支払うことになる。しかし、市工連は、産貿ホールの面積稼働率が低いため、施設利用料収益が運営支出に対して不足している。そこで、市は、この不足分を補うため市工連での運営収支が均衡するような水準に貸付料(市工連の賃借料)を定めている。平成 23 年度における貸付料は土地 3,328 千円、建物 2,630 千円、減免率が 68%と 50%(転貸部分)であることから減免額は 9,968 千円となる。このような収支均衡を前提とした貸付料の減免は、赤字であるという実態を不明瞭にしている。適切に運営状況を明らかにするために、収支補填分は補助金として明示的に支出するべきである。

市工連の平成 23 年度事業報告によると T3 の運営収支は赤字である。収支計算書によると、T3 と産貿ホールを含む「ものづくり振興施設事業」の当期収支差額はマイナスとなっている。市貸付金の返済原資は当該事業の収支に依存していることから、市は、市工連に T3 および産貿ホールの稼働率向上についてなお一層の経営努力をするように指導することが望まれる。

### 3. 工業技術支援センター事業

#### (1) 事業の概要

工業技術支援センター(金沢区福浦、以下「支援センター」と呼ぶ)は、市内中小企業に対する技術支援の拠点として、表面処理およびデザインに特化した下記のような事業を実施している。

##### ① 試験分析 45,007 千円

企業から技術相談を無料で受けるとともに、企業からの依頼により環境試験、特性評価、状態観察、成分分析等の試験サービスを提供する。一部、依頼者自身で測定を行う開放試験も受け付けている。

依頼試験における手数料、開放試験における機器の使用料は利用者負担として「横浜市工業技術支援センター条例」「同施行規則」で定めている。

##### ② 産業デザイン支援 8,742 千円

商品開発や円滑な企業経営にデザインを活用しようとする市内中小企業に対し、業務委託によりデザイン相談を実施するとともに、産学連携の推進を図る。

##### ③ 技術者育成 383 千円

国家資格である「電気めっき技能士」取得支援のための学科・実技講習会等を実施するほか、技能検定実技試験の実施設備を備えた試験会場ともなっている。また、中核技術者育成のためのセミナーや子供のための科学教室を開催する。

##### ④ 支援センター管理 47,150 千円

支援センターの入居している横浜金沢ハイテクセンター全体共用部分の管理、及び支援センター専有部分の維持管理・運営を行う。

#### (2) 事業費の推移、主な内訳

##### ① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	138,677	118,015	125,729
決算額	109,259	99,534	101,282

(注)平成 23 年度事業費の財源:横浜市一般財源 69,200 千円(68.3%)、その他 32,081 千円(31.6%)

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度 決算額	主な内容
賃金	4,240	嘱託員賃金
需用費	18,495	光熱水費、薬品等
委託料	11,711	排水・廃液処理、デザイン相談等の委託
使用料及び賃借料	32,716	検査等機器のリース料
負担金、補助及び交付金	31,561	共用部分の管理費負担金
その他	2,558	
合計	101,282	

(3) 監査の結果及び意見

① 事業の見直しの必要性について(監査の意見)

①-1 試験分析(依頼試験)

支援センターは表面処理技術とデザイン分野に特化した事業を実施している。このうちデザインについては「横浜市工業技術支援センター条例」において明記されているが、表面処理技術については明文がない。この点について支援センター担当者から下記のような説明があった。

昭和23年に支援センターの前身である「横浜市輸出工芸指導所」が設置され、市の地場産業に対する指導をするため、めっき部門と捺染部門が設けられた。平成6年に金沢区へ移転するにあたり、平成元年に外部の有識者による「中小企業技術指導機能強化基礎調査委員会」が設置され、今後のあり方について検討が行われた。その中で「特化すべき技術分野として表面処理技術と産業デザイン支援が望ましい」との提言がなされた。この提言を受けて、表面処理と産業デザイン支援に特化することとした。なお捺染部門はデザイン分野へ発展している。直近では、平成22年度に経済局の運営方針として「中小企業の強みを活かし、成長・発展に向けた取組を戦略的に進める」ために、支援センターの機能強化に取り組んでいくことを決定している。具体的には、平成23年度から依頼者自身が測定を行う開放試験の開始、新規機器の導入、首都圏の他の公設試験機関との協力関係の構築等に取り組んでいる。

平成22年度の依頼試験分析の利用者は132社であった。支援センターのサービスはめっきを専業とする企業に限らず、広く表面処理に関する専門知識を必要としている企業(めっき作業を内製している企業等)を対象としていることから、1-1技術相談事業で採用した「平成22年工業統計調査(2010.12.31)」による従業員4人以上の全事業所数2,800を母集団とすると、母集団に対して4.71%と低水準にとどまっている。そのうえ、132社は市外・県外および大企業を含む数字であることから、中小企業振興策であるとはいいきれない。なお、支援センターによれば、神奈川県メッキ工業組合に登録している県内の専門業者は62社とのことである。

平成23年度の依頼件数2,603件(1社あたり平均20件)に対応する手数料収入は13,270千円、経費が45,006千円であるから、依頼試験1件あたり手数料収入が5千円、経費が17千円となり、収入は経費の1/3以下となっている。これは、依頼試験数が適正数であることを前提にして政策的に手数料を低く設定していることを反映している。市からは、支援センターでは、技術担当の職員が5人という人員体制のもとで、平成23年度実績の技術相談2,858件・依頼試験2,603件(技術相談と依頼試験の重複を含む)は業務として受けられる上限に達しているとの説明を受けている。

以上のような状況において、表面処理技術に特化し、依頼試験等を行うために多くの経費をかけて建物及び装置を用意し、しかも大幅に低く設定した手数料で実施することは、大規模な設備と多額の運営経費の下でのかなり限定的な中小企業支援策となり、その経費に相当する事業の効果が十分であるとは言えない。一方、支援センターの機能を強化するには一定の限界があると言える。限られた予算のもとで一定規模の経費をかけて何をもって機能強化を図るか、その機能強化が市全体の中小企業にどのような効果をもたらすと期待できるのかという点である。抜本的な見直しが必要であると考えられる。

(単位:円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
表面技術相談(件)(無料)	1,746	2,327	2,858
依頼試験(件) A(注)	2,291	2,256	2,603
計	4,037	4,583	5,461
経費予算額(千円)	47,190	46,310	52,448
経費決算額(千円) B	40,579	42,000	45,006
平均経費(千円) B/A	17.7	18.6	17.3
手数料収入決算額(千円) C	13,367	16,040	13,270
手数料平均(千円) C/A	6	7	5

(出所)支援センター作成資料

(注)23年度は開放試験141件を内数として含む

### ①-2 技術者育成

めっきに関する講習・試験の実施実績は以下のとおりである。講習は神奈川県メッキ工業組合との共催により、1日あたり20人までを対象に年数回を有料での場所貸しの形で実施している。試験は有料での場所貸しとなっている。いずれも人数が絶対的に少なく、かつ減少傾向にある。国家資格の試験を実施できる設備を備えた部屋を有しているが、その稼働率も低調である。

市は、めっき技術者の育成について、受験者数を増やすための支援を強化すべきと考えて、平成24年度から新入社員を対象とする基礎講習会の取組みを開始しているとの説明があった。また設備の有効利用も図っていくとのことである。

これらの取組みについても、①-1で述べたように、支援センター事業における大規模な設備と

多額の運営経費に相当する事業の効果を検討する抜本的な見直しの中で位置づけていくことが必要と考えられる。

めっき技術講習会及び検定試験実施状況(単位:人、日)

内容		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
講習	実技	86	65	57	53	53
	学科	33	40	28	33	18
試験	検定実技試験	102	98	64	67	53
	〃 開催日数	8	7	4	4	4
	基礎級検定試験	2	8	5	4	2
	〃 開催日数	1	3	4	3	1

(出所)センター作成資料

## ② 県事業との重複について(監査の意見)

センターと同様の公的試験機関は、南関東では都県レベルで下記の 4 機関が設置されており、いずれも依頼試験・開放試験および技術指導・研修等を行っている。

- ・神奈川県産業技術センター(海老名市)
- ・東京都立産業技術研究センター(東京都江東区、地方独立行政法人)
- ・埼玉県産業技術総合センター(埼玉県川口市)
- ・千葉県産業支援技術研究所(千葉県千葉市)

東京都立産業技術研究センターは大規模であり、支援センターの行う表面処理分野の依頼試験等も行っている。

神奈川県産業技術センターは、表面処理分野を実施していないものの、支援センターよりも広範な依頼試験メニュー(依頼試験・開放試験とも)を提供している。依頼試験手数料の一般的な水準は支援センターよりも高額となっている。このため、支援センターの提供するサービス(表面処理分野)で事足りている利用者にとっては、支援センターを利用する。一方、支援センターの利用評価アンケートにおいて「装置が少ない」「対応分野を広げてほしい」と回答した企業にとっては、メニューの豊富さの点で県産業技術センターを選択する誘因が存在している。

保有する機器をみると、支援センターで利用の多い塩水噴霧試験機、膜厚計、顕微鏡、走査型電子顕微鏡、FT-IR、EPMA 等は県産業技術センターでも所有しており重複している。重複ないし類似事業への財政支出は避けるべきであるが、市によれば、県産業技術センターには表面処理の技術者がおらず、専門的な対応が必要な相談や試験の場合には支援センターにすべて紹介されていること、および機器の利用目的が異なることから、県の事業とは役割分担しており重複していないとのことである。

しかし、経費が手数料収入を大幅に上回っている現状では、県全体へのサービスを市の税金で負担している状況になっているともいえ、大規模な設備と多額の運営経費の下での支援センター

事業の費用対効果の観点からは、支援センターの事業を県に統合する方向性も検討の余地があると言える。その場合には、支援センターの入居している横浜金沢ハイテクセンター全体共用部分の管理負担金 31,528 千円の負担先も併せて検討が必要となる。

### ③ 測定機器の利用頻度と更新について(監査の意見)

支援センターで作成された「依頼試験年度比較」によると、測定機器の利用頻度は年 500 回以上のものから数回程度のもので、ばらつきが大きい。近年、支援センターでは測定機器の調達をリース契約によっており、リース契約が終了する時点で最新機種への更新の必要性を判断することとしている。その際、利用頻度の低い測定機器であっても、試験項目をなくすことは利用者へのサービス低下になるため、再リースしているとのことである。しかし、支援センター事業における大規模な設備と多額の運営経費に相当する事業の効果を検討する抜本的な見直しは別にしても、表面処理技術に特化している制約があり、かつ、経費が手数料収入を大幅に上回っている現状では、経費を削減するために県産業技術センターに重複する試験項目が存在する場合には再リースを見送り、より利用頻度の高い機器や新しい機器に予算を集中することが望ましいと考える。

### ④ 依頼試験手数料の算定方法について(監査の意見)

センターでは依頼試験手数料単価を算定する際、試験機器のリース料については年間リース料を年間使用時間で除して時間単価を算出している。現状では、試験機器の年間使用時間を職員の総勤務時間と同一とみなして使用している。しかし、職員は依頼試験の外表面技術相談等も行っていることから、試験機器の年間使用時間は職員の総勤務時間に比べてかなり少なく、結果的に時間単価が低く計算されている。

依頼試験手数料は、依頼試験に使用される試験機器が工場生産ラインの機器と異なり常時使用されているものではないことや依頼試験には解析時間等も必要であることを考慮して算定することになる。依頼試験手数料単価の算定は、試験機器の年間リース料、依頼試験に要した人件費の按分額及び施設の諸経費の按分額等を年間使用見積時間に依頼試験の解析時間や年間保守点検見積時間等を加味した時間で除して求め、このように算定された依頼試験手数料に政策的な減免率を乗じることが適当である。

市の全体的な方針として、受益者負担の適正化による手数料改定の検討が進められている中で、支援センターの手数料算定もより実態に即したものとなるような方向での検討が望まれる。

### Ⅲ. 産業活性化推進費 –その2

#### ○産業活性化推進費–その2の内訳事業

内訳事業名	内容
ライフサイエンス都市推進事業	医工連携推進、バイオ事業関連、国際戦略総合特区の推進を実施
木原記念横浜生命科学振興財団補助事業	財団法人木原記念横浜生命科学振興財団への運営経費の一部を対象として補助
減債基金積立金(木原財団貸付金)	「横浜バイオ産業センター(YBIC)」の建設に関する貸付金の返済分を減債資金として積立
IT 産業集積推進事業	IT 産業の中で、特に横浜に優位性がある組み込み技術の振興
環境・温暖化対策分野産業振興事業	横浜環境ビジネスネットワーク HP 作成等

#### 1. ライフサイエンス都市推進事業

横浜市は、今後の産業発展の鍵を握ると考えられるバイオテクノロジーやライフサイエンスに関連した新産業の創造と技術革新を図ることにより、「健康な市民生活への貢献」、「経済の活性化・雇用の創出」、「研究開発の推進」を目指す「ライフサイエンス都市横浜」の形成を推進している。本事業は、絶え間ないバイオ関連の新産業創造と技術革新、及び持続的発展を遂げる産業クラスターの形成により、地域経済の活性化・雇用創出とともに、創薬や創食、環境分野など、研究成果の産業化による市民生活の質の向上が図られる都市を目指すことを目的とした事業となっている。

現在、上記目標を達成するために、横浜市は「医工連携推進事業」、「バイオ産業事業化支援事業」、「バイオ産業活性化事業」及び「国際戦略総合特区の推進」の4つの具体的な事業を推進している。

##### (1) 支出額の推移

(単位:円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	41,879,000	37,987,000	31,364,000
決算額	26,306,534	27,402,920	26,602,317

(2) 平成 23 年度の支出額の内訳と内容

(単位:円)

科目	平成 23 年度 決算額	主な内容
報酬	1,992,000	②バイオ担当参与報酬
報償費	62,000	③Bio Japan 謝金 43,000 円 ④特区協議会謝金 19,000 円
旅費	679,930	①～④各事業出張旅費
需用費	79,200	③Bio Japan セミナー食糧費、チラシ 74,160 円 ④特区協議会食糧費 5,040 円
役務費	23,900	①～④通信運搬費
委託費	8,168,449	①医工連携事業委託費
使用料及び賃貸料	7,797,269	⑤公共下水道占用料 7,374,949 円 ④特区協議会会場借上げ 383,250 円 ①～④自動車借上げ 39,070 円
負担金、補助金及び交付金	7,799,569	下表(※)参照
合計	26,602,317	

(注 1)「主な内容」の①～⑤は、それぞれ①「医工連携推進事業」、②「バイオ産業事業化支援事業」、③「バイオ産業活性化事業」、④「国際戦略総合特区の推進」⑤その他に関連する支出を意味している。

(※)負担金、補助金及び交付金の支出内容

	支出先	金額(円)	内容
負担金	財団法人木原記念横浜生命科学 振興財団	721,969	③Bio Japan 出展パビリオン装飾・リーフレット作成
	株式会社日経 BP	1,260,000	③Bio Japan 出展料
	株式会社日経 BP	267,600	③Bio Japan セミナー
	川崎市役所	2,300,000	④特区三者協定に基づく支出
補助金	バイオジャパン組織委員会	3,250,000	③バイオ産業活性化事業補助金
	計	7,799,569	

(注 1)「主な内容」の③は「バイオ産業活性化事業」、④は「国際戦略総合特区の推進」に関連する支出を意味している。

## 1-1 医工連携推進事業

### (1) 事業の概要

市内の IT 企業、中小製造業等の健康・医療・福祉分野への参入を促進するため、研究開発プロジェクトの支援、セミナーの開催及びビジネスマッチングを見据えた企業ヒアリング等を実施している。具体的には、横浜市経済局と財団法人木原記念横浜生命科学振興財団との連携により、ビジネス支援セミナーの開催、医療機器製造・設計の展示会「MEDTEC JAPAN」に「横浜パビリオン」を出展することによる市内企業の販路拡大支援、研究開発セミナーの開催及びプロジェクト支援を実施している。

### (2) 事業費の主な内訳と委託内容

この事業は財団法人木原記念横浜生命科学振興財団との連携で実施されているが、横浜市は平成 23 年度に財団法人木原記念横浜生命科学振興財団との随意契約により、8,168,449 円で委託契約を締結している。委託内容は以下のとおりとなっている。

#### 1. 契約件名

医工連携推進事業委託に関する契約

#### 2. 契約期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

#### 3. 契約金額

8,168,449 円(内消費税及び地方消費税 388,974 円)

#### 4. 仕様

##### (1) 医工連携コンソーシアム立ち上げにかかる検討事務

- ア 会議開催
- イ 企業等ヒアリングの実施
- ウ 専門アドバイザー・コーディネーターの配置
- エ その他

##### (2) ビジネス支援

- ア 部材供給セミナー・商談会等の開催
- イ 展示会出展の支援

##### (3) 研究開発支援

- ア 研究開発セミナーの開催
- イ 研究会／プロジェクト運営
- ウ その他研究開発の支援

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 収支の報告の提出について(監査の意見)

「医工連携推進事業委託仕様書」によると、事業終了後に財団から横浜市に対して 1) 医工連携に関するセミナー、研究会、部材供給セミナー等の開催報告書及び2) 医工連携プロジェクトに関する概要の2つの資料を提出することとなっている。

委託契約においては、契約の履行は仕様書に記載されている委託内容を着実に実施することである。その意味において、平成23年度はビジネス支援セミナー2回、展示会出展支援、研究開発セミナー3回、プロジェクト支援を行っており業務は履行されている。

一方で、横浜市は、収支の報告を受けていない。委託契約については横浜市契約規則等において収支の報告を求めているためである。しかし、当該委託契約は、医工連携コンソーシアム立ち上げにかかる検討事務、ビジネス支援(展示会出展の支援等)及び研究開発支援(研究開発セミナーの開催等)と委託業務内容が多岐にわたっており、個々の業務の履行に対してどの程度の支出を要したか把握するために、本事業に関する収支の報告をさせることが望ましい。より効率的な事業を執行すなわちより少ない経費でより多くの効果をもたらすためには、収支の報告を受けて、予算と実績を比較し、その結果を翌々年度の経費の見積(予算積算)へのフィードバックすることが必要であると考えます。

#### ② 展示会出展支援の成果の確認について(監査の意見)

本事業の中には、ビジネスマッチングの場を提供するものとして展示会出展の支援が含まれている。平成23年度においては、平成23年6月29日と30日の2日間開催された医療機器・設計の展示会”MEDTEC JAPAN”に「横浜パビリオン」を出展している。MEDTEC JAPAN 2011の開催概要と横浜パビリオンの概要は次のとおりである。

##### MEDTEC JAPAN 2011の開催概要

日時	平成23年6月29日(水)～30日(木)10時～17時(2日目は16時)
会場	パシフィコ横浜 展示ホール A・B
主催	UBM Canon
来場者数、出展企業数	来場者数 7,374人 出展企業数 257社

##### 横浜パビリオンの概要

出展内容	企業ごとのパネル及びサンプル品等の展示
出展企業数	12社(参考)平成24年度は16社

横浜パビリオンの出展社数は、平成22年度が7社、平成23年度が12社、平成24年度が16社と着実の増加している。内容は以下のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
新規出展企業数	7 社	9 社	8 社(注 1)
前年度から引き続き出展企業数		3 社	8 社(注 2)
計	7 社	12 社	16 社

(注 1) 新規出展企業には、平成 22 年度出展企業 1 社が含まれる。

(注 2) 前年度から引き続き出展企業には、3 年連続出展企業 2 社が含まれる。

市内企業の業界への進出や販路開拓を支援する本事業において、出展企業が増加していることは評価ができる点である。ただ、出展社数が増加しているだけでは、事業自体の成果は判断できない。出展企業の販路拡大に実際に貢献しているかが重要となるからである。その意味においても、横浜市としては、展示会後に販路拡大、技術連携に至ったかどうか及び課題解決のためのビジネス支援や研究開発支援が必要かどうかなどの出展企業のフォローやその結果を受けての対策を十分に行う必要がある。

また、出展社数は増加しているが、事業開始後 4 年を経過しての出展社数として低調であるといえる。出展企業の開拓を行っているとのことであるが、展示会出展支援の進め方については医工連携推進事業の進め方についても改善するべき点がないか検討することが望まれる。

なお、横浜市は出展企業に対してアンケートを実施しているがその結果は次のとおりである。

		平均	合計
質問1	①名刺交換した人	51	561
	②①を含む総来場者数	114	1257
質問2	①商談件数	3	41
	②成約見込み件数	1	13
	販路拡大	1	12
	技術連携	0	0
	その他	0	0
	成約見込み額(円)	116,833	1,402,000
	③交渉継続件数	3	36
質問3	出展の目的		
	1. 販路拡大		8
	2. 会社や技術の PR		8
	3. 共同研究の相手探し		1
	4. 情報収集		6
	5. その他		(省略)

		平均	合計
	その目的は		
	1. 十分に果たせた	4 件	
	2. 少し果たせた	5 件	
	3. 果たせなかった	1 件	
	(コメント)	(省略)	
質問4	費用対効果		
	1. 安かった	1 件	
	2. 妥当	7 件	
	3. 高かった	2 件	
	検討できる出展料		
	1. 15 万円	7 件	
	2. 17 万円	1 件	
	3. 20 万円	2 件	
	4. 22 万円	0 件	
	(コメント)	(省略)	
質問5	企業紹介冊子について		(省略)
質問6	パビリオンの広さ、位置、デザイン		(省略)
質問7	パビリオン運営について		(省略)
質問8	展示会全体について		(省略)
質問9	次回の出展について		
	1. 横浜パビリオンに出展したい	6 件	
	2. 単独で出展	0 件	
	3. 出展しないと思う	1 件	
	4. まだ分からない	4 件	
質問10	その他意見		(省略)

※質問項目によって未回答、複数回答の企業があるため、合計数値は異なります。

## 1-2 バイオ産業活性化事業

### (1) 事業の概要

本事業は、バイオ産業展示会「バイオジャパン 2011」の開催を支援するとともに、横浜、神奈川県地域のバイオ関連企業の事業や技術の PR 及び横浜市の支援策や木原記念横浜生命科学振興財団の事業内容を紹介する神奈川パビリオンを財団、神奈川県等と共同で出展する事業である。バイオジャパン 2011 の開催概要と神奈川パビリオンの概要は次のとおりである。

バイोजパン 2011 の開催概要

日時	平成 23 年 10 月 5 日(水)～7 日(金) 10 時～17 時
会場	パシフィコ横浜 展示ホール D
主催	バイोजパン組織委員会、日経 BP 社
特別協賛	横浜市
特別後援	神奈川県、川崎市

神奈川パビリオンの概要

出展内容	企業、研究機関、団体ごとのパネル、サンプル品等の展示
出展団体	市内、県内を中心としたバイオ関連企業・研究機関 33 団体
来場人数	3,246 人
関係団体	横浜市、神奈川県、川崎市、(財)木原記念横浜生命科学振興財団、(財)神奈川科学技術アカデミー
その他 (セミナーの開催)	開催期間中の 10 月 5 日に、横浜市、神奈川県、川崎市と共同で「ライフサイエンス分野の国際競争拠点形成に向けて」と題して、研究者、企業・研究機関の方をモデレーター、パネリストとして、取組み内容や地域の特色・魅力に関するディスカッションを実施した。

(2) 事業費の主な内容

主な支出内容は下記のとおりであり、神奈川パビリオン出展にかかる費用、主催者であるバイोजパン組織委員会への補助金支出等となっている。

バイोजパン神奈川パビリオン出展関連支出

科目	平成 23 年度 決算額(円)	内容
負担金	1,260,000	神奈川パビリオンは、横浜市、神奈川県、川崎市、(財)木原記念横浜生命科学振興財団、(財)神奈川科学技術アカデミーの 5 団体で 11 小間の共同ブースで展開(その他 7 小間を主催者から提供を受け計 18 小間で展開)。1 小間 400,000 円で横浜市は 3 小間を負担。 @400,000 円×3 小間×1.05=1,260,000 円
	690,369	バイोजパンブースデザイン・設営料
	31,600	バイोजパン案内冊子印刷経費
	1,981,969	

バイオジャパンセミナー「ライフサイエンス分野の国際競争拠点形成に向けて」開催関連支出

	支出額(円)	内容
報償費	43,000	モデレーター、パネリスト等謝金
需用費	660	食糧費
	73,500	ちらし作成費
負担金	267,600	会場使用料
計	384,760	

(注) 神奈川県、川崎市は、384,700 円を負担している。

バイオジャパンその他支出

科目	平成 23 年度 支出額(円)	内容
補助金	3,250,000	バイオジャパンの特別協賛者としてバイオジャパンの主 催者であるバイオジャパン組織委員会に対して補助金を 支出している。

(3) 監査の結果及び意見

① 展示会出展支援の成果の確認について(監査の意見)

本事業の成果を判断するためには、MEDTEC JAPAN での展示会出展と同様に、出展企業の販路拡大に実際に貢献しているかが重要となる。

本事業においては、出展企業 33 団体に対してアンケートを実施している。主なアンケート結果は以下のとおりとなっている。

アンケート項目	結果
団体所在地	横浜市 15、川崎市 8、その他県内 3、県外 7
商談件数	会期中 121 件(1 団体平均 3.67 件)
成約件数	会期中 2 件 会期後 6 件 計 8 件(1 団体平均 0.26 件)
出展料	非常に安価 3、安価 8、妥当 21、高価 1
バイオジャパン 2012 への出展	希望 17、検討したい 4、出展しない方向で検討 1、出展しない 1、未定 10
総合評価	満足 20、やや不満 10、不満 2、非常に不満 1

横浜市としては、出展実績のフォロー、出展企業アンケート及びヒアリングのフォローやその結果を受けての対策をより一層実施していく必要がある。具体的には、出展企業のアンケートにおいて

満足ではなかった理由を確認してより一層次回以降に活かすとなどである。

また、アンケート結果では商談件数 121 件、成約件数 8 件(会期中 2 件、会期後 6 件)と多くはない。一方、横浜市は中期 4 か年計画においてバイオ医薬品研究開発の拠点形成を進めていることから、バイオ産業を活性化させるために、会期後の状況についても定期的にフォローを行い、市内バイオ関連企業の販路拡大や産学の先端的な取り組みの進展に資するようにどのような支援が求められているのか把握し、その支援方法を検討する必要があると思われる。

## ② 補助金の交付の必要性について(監査の意見)

前述のとおり、バイオジャパンの主催者であるバイオジャパン組織委員会に対して、補助金を支出している。バイオジャパン組織委員会から提出された収支計算書によると、平成 23 年度のバイオジャパンの収支は以下のとおりとなっている。

(単位:千円)

収入	金額
展示会小間収入	85,000
公式スポンサー収入	9,200
セミナースポンサー収入	2,500
パートナーリングスポンサー収入	5,200
当日券等販売収入	199
<b>横浜市からの補助金</b>	3,250
日経 BP 社負担金	28,651
計	134,000
支出	
展示会会場費	37,650
展示会運営費	10,500
展示会企画費	4,040
セミナー講師費	15,004
セミナー運営費	27,800
出展社募集費	9,800
来場者募集費	12,888
展示会公告宣伝費	1,100
管理費等	800
計	134,000

ここで、補助金とは、特定の事業、研究等公益上必要がある場合これを育成又は助成するため

に補助する経費のことである。一般的に、補助金支出の目的が公益性に寄与しているか、対象事業が目的達成に必要なか、また支出金額、内容が妥当かについて検討しなければならない。

横浜市においては、本補助金は、「横浜市補助金等の交付に関する規則」「バイオ産業活性化事業補助金要綱」に基づいて支出されているが、この要綱によると、目的はバイオ産業の活性化に資する「バイオジャパン」開催事業を支援することにより、市内バイオ関連企業の販路拡大、産学の先端的な取り組みに関する情報発信の充実、バイオ産業都市としての横浜のブランドイメージの向上およびコンベンション関連産業の振興を通じた市内経済の活性化に資することとしている。この目的は、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による市民生活の安定向上を図るという公益性に寄与していると考えられる。

また、対象となる事業内容や支出内容は、バイオジャパン組織委員会に対して会場費(平成 23 年度は 15,064 千円)の一部として充当しているものであり、事業内容や支出内容に関しても特に問題はないと思われる。

横浜市は社会情勢等を踏まえ毎年度金額の見直しを行っているが、出展企業数や出展企業の販路拡大を示している商談件数、成約件数などの定量的な指標が長期間にわたって十分に確保されていない場合又は社会情勢の変化によって当初の目的である「バイオ産業活性化事業補助金要綱」の目的が形骸化している場合などの、補助金の効果が期待できない際には、補助金を見直す必要がある。

また、パシフィコ横浜の所在が横浜市ということもあり、神奈川パビリオンの関係団体では横浜市のみが補助金を交付しているが、今後神奈川県や川崎市の一部負担の交渉も検討の余地があると思われる。いずれにしても、補助金拠出の有無や金額については前年度実績ありきではなく今後も毎年度ゼロベースで検討する必要がある。

### ③ 収支計算書等決算書類について(監査の意見)

「バイオ産業活性化事業補助金要綱」によると、補助事業者(バイオジャパン組織委員会)は、事業完了後すみやかに実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することとなっている。

- 1) 事業実施報告書
- 2) 収支計算書等決算書類
- 3) 補助金を充当した支出にかかる領収書等支出を証する書類又はその写し
- 4) 実施写真
- 5) その他市長が必要とする書類

事業実施者であるバイオジャパン組織委員会は、この規定に基づき、事業完了後の平成 23 年 12 月 5 日にこれらの書類を市長に提出している。このうち、収支計算書等決算書類については、主な支出項目別に千円単位の収支計算書の提出を受けているが、補助金の交付額を確定させる書類でもあることにより、本来は円単位の報告書を提出させる必要があった。なお、平成 24 年度に

においては、収支予算書、収支決算書ともに円単位で受領している。

### 1-3 国際戦略総合特区の推進

#### (1) 事業の概要

平成23年6月に総合特別区域法が成立し、この法律に基づく国際戦略総合特区については規制緩和等の特別措置により研究開発における国際レベルの優位性を確保し、拠点形成の推進を一層加速することが見込まれることから、川崎市、神奈川県、横浜市が共同で、ライフサイエンス分野について、平成23年9月に「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」を申請した。

「国際戦略総合特区の推進」事業は、この国際戦略総合特区推進のための計画策定に関わる委託の他、特区のPRのためのセミナー及び特区推進のための協議会の開催を実施している。

#### (2) 事業費の主な内容

支出内容は下記のとおりである。委託費支出 2,300,000 円が主な支出となっている。

科目	平成23年度 支出額(円)	内容
報償費	19,000	地域協議会謝金
需用費	5,040	地域協議会食糧費
使用料及び賃貸料	383,250	地域協議会会場借上げ
負担金	2,300,000	特区三者協定に基づく支出

#### (3) 監査の結果及び意見

##### ① 特区三者協定について(監査の意見)

特区三者協定に基づく支出 2,300,000 円は、国際戦略総合特区の推進のため、川崎市、神奈川県と共同で、コンサルタント会社に事務を委託しているものである。

契約自体は、平成24年1月6日(平成24年3月1日に変更契約)に川崎市と受託者との間で締結されている。経費負担関係については、横浜市、川崎市及び神奈川県の三者で取り交わされた「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区推進に伴う経費負担協定」に基づき、川崎市と受託者との間の契約額 6,900,000 円(変更契約後)を3自治体で分割した金額である 2,300,000 円を、横浜市は川崎市へ負担金として支出している。

川崎市が委託業者と契約を締結しているのは、3自治体間の協議の結果であるが、実際には委託業務内容の検討や事業コーディネートなどに関する実務者の打ち合わせを定期的実施しているとしている。これについては特に問題はないが、横浜市としては今後も実質的に均等額を負担する当事者として、引き続き効果の発現まで積極的に関わる姿勢が望まれる。

今回の契約の成果物としては、報告書 10 部と電子データとなっているが、これらに加えて報告書作成に要した工数又は支出内訳(直接人件費、直接経費ごと)の提出を受けることが望ましい。横浜市は委託契約の当事者ではないが、見積書の積算の正当性を明確にする意味において、今後このような契約を締結する際には、川崎市等と調整して改善することが望まれる。なお、平成 24 年度から報告書作成に要した工数や支出内容について提出を受けることとなっている。

## 2. 木原記念横浜生命科学振興財団補助事業

### (1) 事業の概要

本補助金は、生命科学に関する学術交流・学術振興、並びにバイオ関連の産学官ネットワークの強化・充実と産業化の支援等を図り、横浜市における産業クラスター形成促進と経済の発展に寄与することを目的として、財団法人木原記念横浜生命科学振興財団(以下、木原財団という。)へ交付されるものである。

補助金の対象事業は、木原財団が実施する事業で次のものとなっている。

- 1) 生命科学の普及・啓発等に係る学術交流、学術振興のための事業
- 2) 産学共同研究の推進のための事業
- 3) バイオ関連の産学間・企業間のネットワークの形成と強化のための事業
- 4) バイオ関連のベンチャー・中小企業等の育成・支援のための事業
- 5) 産学官関係者や市民等に対する情報発信のための事業
- 6) その他目的を達成するために必要な事業

また、対象経費は、上記の事業において必要とされる運営経費の一部となっている。実際には、財団の職員及び嘱託員の人件費に充当している。

### (2) 支出額の推移

(単位:円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	63,065,000	62,054,000	51,232,000
決算額	61,693,215	60,181,751	49,441,902

(注)平成 23 年度支出額が前年度比△10,740 千円となっているのは、総務課長などを廃止する等、組織体制の見直しを行ったことによるため。

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 運営費補助金のあり方(監査の意見)

「木原記念横浜生命科学振興財団補助金」という名称が示すとおり、ある事業に対して交付されるのではなく、財団そのものに対して交付される性質の補助金である。このような補助金は、ある事業に対して交付される事業費補助金と対比して、団体運営費補助金といえることができる。団体運営

費補助金は、公益性に寄与している団体に対する団体の存続、育成そのものが補助の目的ということになる。

団体運営費補助金とは、特定の団体の人件費、施設管理費、その他各種経費に対して補助を行うことになるが、実際には団体の経費のうち自己収入で賄えない部分について、自治体の予算の範囲で補助金により補てんしているという意味合いが強い。木原財団の場合、団体の職員等を補助の対象としている。

このような団体運営費補助が全く不適切とは言えないが、時として既得権化しやすいのも事実であり、効果を測定しにくいといった運営上の問題点もある。団体運営費補助金にはこのような問題が内在しているので、本来であれば、団体運営費補助金については原則的に廃止し、例外的に認める場合には一定の条件を付すという方向に改めることが望ましいと考える。例外的に認める場合の一定の条件としては、毎年度自立に向けた計画書の作成を義務化することが妥当と考える。

上記のような考え方を基に、木原財団に対する補助金についても経営状況等を鑑み、今後の団体運営費補助金のあり方を検討する必要がある。

## ② 事業費補助への移行の検討(監査の意見)

前述したとおり、当該補助金の対象事業は、以下のとおりとなっている。

- 1) 生命科学の普及・啓発等に係る学術交流、学術振興のための事業
- 2) 産学共同研究の推進のための事業
- 3) バイオ関連の産学間・企業間のネットワークの形成と強化のための事業
- 4) バイオ関連のベンチャー・中小企業等の育成・支援のための事業
- 5) 産学官関係者や市民等に対する情報発信のための事業
- 6) その他目的を達成するために必要な事業

一方で、実際に支出する対象経費は、団体全体の人件費であり、上記事業に紐付けることはできない。①の意見として、本補助金のような運営費補助金は原則廃止し、継続する場合にも自立に向けた計画書の作成を義務化することが望ましいと述べたが、このほかにも、運営費補助金から事業費補助金へ移行する方法も考えられる。実際に、本補助金は対象事業が明確になっているので、これらの事業をより具現化した上で、補助金の交付対象をその事業ごとに関係が明確になれば補助金交付の正当性が確保されると思われる。

①の運営費補助金のあり方と同様に、上記のような考え方を基に、木原財団に対する補助金についても経営状況等を鑑み、今後の団体運営補助金のあり方を検討する必要がある。

## IV. 財団法人木原記念横浜生命科学振興財団について

### 1. 横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)

#### (1) 概要

横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)は、ベンチャー企業等による「バイオ医薬品」創薬を支援するため、GMP 基準(厚生労働省令による、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準)に適合した治験薬原薬やバイオ後続品を調製するとともに、バイオ医薬品研究開発を行う施設である。横浜バイオ産業センター(YBIC)の2階にあり、平成23年4月から運用を開始している。

#### (2) 横浜市との資金的関係

横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)の建設資金は、一部自主財源の他は、経済産業省からの補助金(5億円)、横浜市からの貸付金(1.9億)となっている。横浜市からの貸付金は予算との関係で2つの契約で実行されているが、その内容は以下のとおりである。

契約名: バイオ医薬品研究開発拠点整備費貸付金に関する消費貸借契約書

	項目	内容
1	貸付金額	52,100,000 円
	契約日	平成 22 年 3 月 18 日
	貸付期間	平成 22 年 3 月 31 日から平成 31 年 8 月 31 日
	金利	無利子
	返済条件	平成 25 年 2 月 28 日を第 1 回として、以降毎年 2 月、8 月の末日に 3,721,428 円、最終期日である平成 31 年 8 月 31 日に 3,721,436 円を返済する。
2	貸付金額	145,800,000 円
	契約日	平成 22 年 4 月 30 日
	貸付期間	平成 22 年 5 月 14 日から平成 31 年 10 月 31 日
	金利	無利子
	返済条件	平成 25 年 4 月 30 日を第 1 回として、以降毎年 4 月、10 月の末日に 10,414,285 円、最終期日である平成 31 年 10 月 31 日に 10,414,295 円を返済する。

### (3) 業務の運営について

横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)は、その運営目標を達成するために一定の技術要件を備えた上で管理運営をする必要がある。木原財団は、医薬品研究開発センター(YBIRD)を適切かつ円滑に管理運営するための専門能力を有する会社と協定を締結し、当該会社と共同で管理運営している。センターの運営目標と木原財団と当該会社との事業の分担は以下のとおりである。

#### ○センターの運営目標

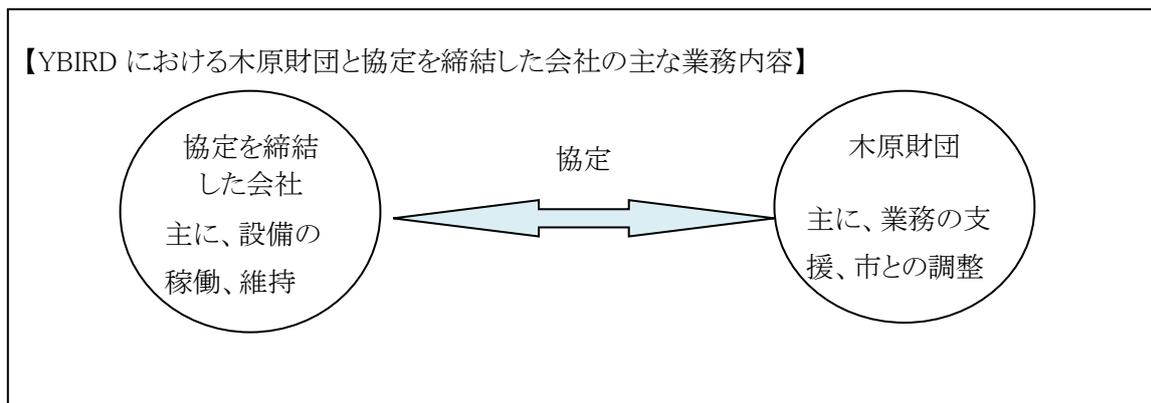
- 1) 研究段階にあるタンパク質創薬シーズの産業化を促進するため、ベンチャー企業、大学・研究機関等との共同による研究開発の促進
- 2) ベンチャー企業等に組換えタンパク質やペプチド等の臨床試験用・非臨床試験用の原薬及び研究用の試薬等並びにバイオ後続品の調製・供給
- 3) タンパク質生産技術や GMP に関わる教育訓練の実施

#### ○協定を締結した会社が行う事業(主に、設備の稼働、維持)

- 1) ベンチャー企業、大学・研究機関等とのタンパク質の創薬シーズ等に関する共同研究開発
- 2) 組換えタンパク質やペプチド等を成分とする臨床試験用・非臨床試験用の原薬等の調製・供給
- 3) 組換えタンパク質やペプチド等を成分とするバイオ後続品等の調製・供給
- 4) 設備機器賃貸借契約書に定める範囲のセンターの設備及び機器の機能維持
- 5) タンパク質生産技術や GMP に関する教育訓練
- 6) 1)~5)の各号の業務に必要な情報収集並びに営業活動、標準作業手順書の整備、従業員に対する訓練等、GMP 基準に則った製造体制及び品質保証体制の確保
- 7) その他木原財団が定める業務

#### ○財団法人木原記念横浜生命科学振興財団が行う事業(主に、業務の支援、市との調整)

- 1) 協定を締結した会社が行う事業の支援
- 2) センターの設備機器賃貸借契約に関する調整
- 3) 設備機器賃貸借契約書に定める範囲のセンターの修繕・改修
- 4) バイオ産業振興施策に関する横浜市との調整
- 5) センターの管理・運営に関する監査の実施



#### (4) 監査の結果及び意見

##### ① 協定内容の改善について(監査の意見)

###### 1) 会計検査院の指摘

平成 24 年 11 月 2 日、会計検査院は平成 23 年度決算検査報告を内閣に送付したが、その中に、本事業に関係する不当事項が記載されている。内容は以下のとおりである。

検査の結果	不当事項
不当の内容	産業技術研究開発施設整備事業により整備した研究開発施設等(横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD))が補助の目的を達していなかったもの(目的未達)
対象年度	平成 21 年、22 年
事業費等	事業費 751,401 千円(補助対象事業費 750,603 千円)
不当と認める補助対象事業費等	750,603 千円
国庫補助金等交付額	500,000 千円
不当と認める国庫補助金等相当額	500,000 千円

会計検査院が不当事項とした内容は、大学や企業、研究機関等がバイオ医薬品創薬のための研究を行うのを支援する目的で国(経済産業省)からの補助金 500,000 千円を含む約 750,000 千円(補助金率 66.6%)かけて整備された「横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)」が、実際にはセンターが開所した当初から、タンパク質の受託製造を行う業者にセンターを貸与して専用の施設等として使用させており、センターは創薬ベンチャーと研究機関等とが共同で研究等に取り組むための研究開発施設等として使用されていなかったというものである。ここで、問題となっている業者とは、共同で管理運営するための協定を締結した会社のことである。ここで当該会社との協定の内容を再度確認すると以下のとおりとなっている。

## 2) 業者との協定内容

協定締結日	平成 23 年 3 月 25 日
協定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日
料金	協定を締結した会社が、横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)において、同センターの運用(臨床用試験・非臨床用試験の原薬及び研究用試薬等の調製、共同研究ならびに教育訓練)を実際に行い、利用者から対価として利用料金を徴収する。
利益の一部提供	センターが公的資金により整備された趣旨に鑑み、一定の利益を上げた場合には、利益の一部を財団に提供する。

協定上は、協定を締結した会社が横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)において利用者に対してサービスを提供し、その対価として料金を徴収することになっている。一方、財団法人木原記念横浜生命科学振興財団は利用者との間において何ら契約関係を持たない。木原財団は、協定を締結した会社(以下、事業協力者とする)が一定の利益を上げた場合には、利益の一部の提供を受けるとしている。

## 3) 結論

実質的には協定を締結した会社と財団とで共同で管理運営しているという意見は否定しないが、センターが開所した当初から、タンパク質の受託製造を行う業者にセンターを貸与して専用の施設等として使用させており、センターは創薬ベンチャーと研究機関等とが共同で研究等に取り組むための研究開発施設等として使用されていなかったという指摘には反論はできないと思われる。

指摘を受け、補助の目的を十分に達成させるために、補助金を交付した関東経済産業局は、会計検査院に対し、運営形態を見直すことで事態の是正を図る方針であり、そのため、木原財団はこれまで事業協力者が利用者と契約していた方式を見直し、木原財団が利用者と直接契約する方式に変更することで、関東経済産業局と調整しているとのことである。横浜市として木原財団が国の是正の方向性に沿って対応するように指導を行う必要がある。

### ② 収支の改善について(監査の意見)

横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)は、平成 23 年 4 月から運用を開始していることもあり、現状では未だ採算は確保されていない。しかしながら、事業として実施している以上、今後採算の確保を目指して運営していくことが求められる。横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)の設備を 1 日(1 時間)使用することによってどのくらいのコスト(固定費)がかかるのか把握して、かつ、年間どのくらいの業務を実施すれば採算を確保できるかについて見極め(損益分岐点の見極め)ることが必要である。採算を確保するために、横浜市は木原財団に対して適切な指導を行う必要がある。

③ 木原財団の決算書の表示方法について(監査の意見)

決算書によると、平成23年度の木原財団の正味財産増減計算書(経常増減の部まで)は次のとおりとなっている。

(単位:円)

科目	一般会計	特別会計 (YBIC)	特別会計 (GMP)	合計
一般正味財産増減の部				
I. 経常増減の部				
(1)経常収益				
基本財産運用益	17,557,283	0	0	17,557,283
特定資産運用益	903	4,722	0	5,625
事業収益	126,441,641	222,811,160	0	349,252,801
受取補助金等	107,590,302	0	0	107,590,302
受取補助金等振替額	0	80,173,902	0	80,173,902
受取負担金	0	31,029,152	0	31,029,152
固定資産受贈益振替額	0	18,200	0	18,200
雑収益	293,972	739,168	0	1,033,140
経常収益計	251,884,101	334,776,304	0	586,660,405
(2)経常費用				
学術奨励事業費	2,753,404	0	0	2,753,404
生命科学知識普及事業費	2,003,523	0	0	2,003,523
千葉・神奈川バイオ産業広域連携事業費	5,923,944	0	0	5,923,944
バイオベンチャー人材活用1事業費	52,438,494	0	0	52,438,494
バイオベンチャー人材活用2事業費	32,060	0	0	32,060
バイオベンチャー人材活用3事業費	52,376,772	0	0	52,376,772
ライフサイエンス分野振興事業費	6,136,027	0	0	6,136,027
ムテックジャパン事業費	1,657,255	0	0	1,657,255
医工連携推進事業費	8,117,949	0	0	8,117,949
神奈川県バイオ関連産業海外展開支援事業費	12,380,140	0	0	12,380,140
国際学術フォーラム事業費	229,920	0	0	229,920
横浜バイオ産業センター事業費	0	330,346,542	0	330,346,542
共通事業費	38,839,688	0	0	38,839,688
管理費	22,754,874	0	0	22,754,874
経常費用計	205,644,050	330,346,542	0	535,990,592
当期経常増減額	46,240,051	4,429,762	0	50,669,813

上記の正味財産増減計算書(経常増減の部まで)では、決算書を一般会計、特別会計(YBIC)、特別会計(GMP)の3つの会計で行っている。このうち、特別会計(YBIC)は、横浜バイオ産業センター(YBIC)の収支が記載されるが、この中には平成23年4月に運営を開始した横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)に関する収支も含まれている。このため、横浜バイオ産業センター(YBIC)と横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)それぞれの収支を把握できない。

横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)は研究開発施設であることから、そして、横浜バイオ産業センター(YBIC)の収支を把握し易くして採算を管理するために、横浜バイオ産業センター(YBIC)から横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)を独立した特別会計によるべきである。

横浜市は、事業内容に応じた決算書の適正な開示に向けた指導を行う必要がある。

## V. 経営支援費

市は、企業の経営課題に即した最適かつ総合的な支援を展開し、中小企業等の成長・発展を促進するために、経営支援費として次の事業を実施している(経済局中小企業振興部経営・創業支援課担当)。

### ●経営支援費の内訳事業

内訳事業名	内容
知的財産戦略推進事業	知的財産を切り口とした経営支援
ソーシャルビジネス支援事業	ソーシャルビジネス事業者支援や支援体制強化、普及事業
中小企業支援センター事業	窓口相談等、中小企業支援センターの事業に対する補助 (IDEC)
地域相談窓口支援事業	金沢地区の相談窓口拠点の開設・運営への補助 (IDEC)
創業・発展支援事業	起業志望者の創業塾開催、経営アドバイス実施の補助 (IDEC)
女性起業家支援事業	女性起業家の専門窓口・拠点新設やセミナー開催の補助 (IDEC)
横浜型地域貢献企業支援事業	認定事業や認定企業交流会開催に対する補助 (IDEC)
横浜商工会議所中小企業相談事業補助金	横浜商工会議所の経営相談等の事業に対する補助
省エネ経営促進支援事業	省エネ啓発セミナー開催事業の委託 (IDEC)

(注)「(IDEC)」は公益財団法人横浜企業経営支援財団(以下、「IDEC」という。)への補助や委託であることを示す。

### 1. 知的財産戦略推進事業

#### (1) 事業の概要

横浜経済の活性化を図るためには、独自の技術やノウハウなどの知的財産を活かした経営に取り組み、高い付加価値を次々と創造していくような競争力のある企業を育てることが必要である。

そこで本事業は、知的財産を活かした経営の取り組みの評価・認定・簡易コンサルティングによる知的財産活動の定着支援、知的戦略の策定や出願に係る費用の助成、知財セミナーやシンポジウムなどによる企業の知財人材育成支援など、知的財産を切り口とした経営支援を行うことで、市内中小企業等の付加価値向上と競争力強化を促進しようとするものである。

#### ① 横浜知財みらい企業評価・認定事業

知的財産を活用して企業の成長・発展を図ることを目的に、企業経営上必須の事業計画や知的財産活動等について評価を行い、一定水準に達している企業を「横浜知財みらい企業」として認定(平成23年度63社認定)するとともに、認定に至らなかった企業を含めて、状況に応じた支援につなげている。

なお、事業の実施は外部の事業者へ委託して行われている。

② 知的財産戦略推進フォローアップ

知財経営フォローアップとして、評価・認定を通じて把握した各企業の知的財産活動への取り組み状況に応じて、簡易コンサルティング等を実施している。また、知財セミナーやシンポジウム等を開催し、知財にかかわる人材の育成や啓発を実施している(平成 23 年度知財セミナー等 6 件開催)。さらに、外部有識者等と市の知財支援施策について意見交換会を実施している。

③ 知的財産活用促進事業

中小・中堅企業や大学研究者等の特許に関する調査・分析や、知財経営戦略の策定等に要するコンサルティング費用を助成している(平成 23 年度 14 件)。

④ 知的財産権取得助成事業

市内中小企業が特許を取得する際の費用に対して助成している(平成 23 年度 13 件)。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	28,550	25,703	27,094
決算額	22,396	21,248	22,221

(注)平成 23 年度事業費の財源:横浜市一般財源 17,659 千円(79%)、有価証券売却収入 4,562 千円(21%)。なお、平成 21 年度と 22 年度は横浜価値組企業評価・認定事業の予算・決算額。)

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度 決算額	主な内容
報償費	702	助成金審査委員謝金等
旅費	1,214	
需用費	826	印刷製本費等
役務費	289	
委託料	13,639	横浜知財みらい企業支援事業業務委託

節	平成23年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	221	セミナー等会場借上げ
負担金、補助及び交付金	5,329	知的財産活用促進事業助成金、中小企業国内出願支援事業助成金
合計	22,221	

(単位:千円)

構成事業	平成23年度 決算額	主な内容
横浜知財みらい企業評価・認定事業	14,641	横浜知財みらい企業支援事業業務委託
知的財産戦略推進フォローアップ	594	同上
知的財産活用促進事業	4,324	知的財産活用促進事業助成金
知的財産権取得助成事業	968	中小企業国内出願支援事業助成金
事務費	1,694	
合計	22,221	

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 認定制度の有効性について(監査の意見)

市は、平成17年度に知的財産戦略推進計画を策定し、企業の知財活動を支援する体制の整備や支援事業に取り組んできており、平成19年度から横浜価値組企業評価・認定事業を開始している。その後、取組の中から見えてきた効果や課題を踏まえ、専門家との意見交換を交えながら知的財産戦略及び評価・認定事業を見直し、平成23年度から新たな評価・認定事業として本事業の実施に至っている。

横浜価値組企業も横浜知財みらい企業も、申請企業の知的財産の活用体制等を評価し、一定レベルに達している場合、横浜知財みらい企業等に認定するとともに、金融支援等の優遇措置を施す基本的な仕組みは同じである。認定の有効期間は1年間であり、毎年60～70社が認定されている。

#### 横浜価値組企業(～H22)と横浜知財みらい企業(H23)の認定実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
申請企業数	78社	75社	66社	71社
認定企業数	73社	70社	62社	63社

本事業の課題は、認定を受けることにより得られる具体的なメリットである。

横浜価値組企業では対外的な信用力強化を目的とし、知的財産そのものを中心に評価及び企業の格付けが行われていた。しかし、低利融資・信用保証料助成の金融支援や知的財産活用促進事業の高い助成率などの優遇措置はあったものの、認定制度の認知度も高くなく、企業の対外的な信用力向上にまでは至っていない。

平成 23 年度実施の横浜知財みらい企業アンケート調査(認定企業 63 社、認定外企業 8 社対象)の結果によると、認定制度への応募動機は「認定企業メリット利用」30.8%、「信用度向上」29.2%であるのに対して、実際の認定効果は「認定企業メリット利用」15.4%、「信用度向上」24.6%である。実際の効果はあるものの、期待よりも低い水準である。制度が認知されていない段階では信用力向上や販路開拓などの外向けの効果はないというコメントも見られる。

そこで、横浜知財みらい企業では、対外的な効果よりも社内での達成度診断をメインとし、知財活用の事業計画や具体的な取組を評価するとともに、認定外企業を含めたコンサルティングに重点を置く形に見直されている。優遇措置も国内出願支援事業助成などが追加されている。

本事業の構成で言うと、横浜知財みらい企業評価・認定事業から、コンサルティングやセミナー開催などの知的財産戦略推進フォローアップや知財経営戦略策定費用助成等の知的財産活用促進事業、出願費用助成の知的財産権取得助成事業に軸足を移しているように見える。

一方、事業費の構成では企業評価・認定事業が 14,641 千円で全体の 65%を占めている。ただし、市によると、その中には知的財産コンサルティングの費用も含まれており、また、コンサルティングの前提としての知財活動定着状況の評価は認定のための評価と基本的に同一のものであるため、認定制度自体を運用するためのコストはそれほど大きくないとのことである。

平成 23 年度に新たな制度に移行したばかりであり、現時点で認定制度の有効性について判断することはできないが、認定のメリットが高く評価されているわけではないと思われる。また、平成 23 年度末時点の認定企業数は 63 社であり、制度の必要性を説明する根拠としては十分ではないと考える。

今後も、認定制度の広報を進めブランド力を高めて、認定企業数を大幅に増加させることが求められる。定期的に認定企業数を確認し、費用対効果の観点から柔軟に見直しを行うことが求められる。その結果、必要であれば認定制度を見直し、コンサルティングや出願費用助成などの直接的な支援に予算を振り向けることもありうると思う。

## 2. ソーシャルビジネス支援事業

### (1) 事業の概要

ソーシャルビジネスは、子育て・環境・福祉等の社会的課題に対し、ビジネス手法を用いて持続的に解決を図るものである。本事業では、ソーシャルビジネスの社会的認知度の向上や市場の発展を目的に、ソーシャルビジネス事業のブラッシュアップ、支援体制の強化、普及啓発を進めている。

構成する事業は次のとおりであり、外部の事業者へ委託して行われている。

① ソーシャルビジネス事業者支援事業

ソーシャルビジネス事業者の起業や経営上の課題に対し、相談に応じ、また、セミナーや起業塾の開催等により、事業のブラッシュアップを図っている。

- ・ソーシャルビジネス初期相談(平成 23 年度面談 38 件、電話・e-mail50 件)、起業セミナー(同 7 回開催)
- ・横浜社会起業塾(平成 23 年度新規起業家 2 名)、事業内容のブラッシュアップ(同 4 事業者)、プロボノ(専門ボランティア)による課題解決支援(同 2 事業者)、社会起業家プレゼンテーション会(同 4 回)

② ソーシャルビジネス支援体制強化事業

先輩経営者による事業ノウハウを提供する「地域応援サロン」の創設を進め、まちづくりなど分野別の支援体制の機能強化を図っている。

- ・地域応援サロンの設置(平成 23 年度 2 拠点)

③ ソーシャルビジネス普及事業

ソーシャルビジネスの認知度の向上や普及を目的に、ソーシャルビジネス事業者の活動視察会等を開催している。財源は神奈川県緊急雇用創出事業臨時特例基金である。

- ・現場視察会の実施(平成 23 年度 20 回)
- ・市内のソーシャルビジネス情報を集約したポータルサイトの構築、メルマガ発行

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	22,420	63,756	45,595
決算額	22,056	57,747	34,682

(注)平成 23 年度事業費の財源:神奈川県 10,952 千円(32%)、横浜市一般財源 23,729 千円(68%)。なお、平成 22 年度から商業振興課のコミュニティビジネス支援事業を統合するとともに緊急雇用創出事業が加わったため事業費が拡大している。)

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成23年度 決算額	主な内容
報償費	132	
旅費	0	
役務費	21	
委託料	34,529	ソーシャルビジネス創出・成長促進事業業務委託等(下表参照)
合計	34,682	

(単位:千円)

構成事業(委託料のみ)	平成23年度 決算額	主な内容
ソーシャルビジネス事業者支援事業	19,996	ソーシャルビジネス初期相談事業業務委託、ソーシャルビジネス創出・成長促進事業業務委託
ソーシャルビジネス支援体制強化事業	3,496	ソーシャルビジネス支援体制強化事業業務委託
ソーシャルビジネス普及事業	10,953	ソーシャルビジネス現場視察会事業業務委託、ソーシャルビジネス情報発信事業業務委託
その他	84	
合計	34,529	

(3) 監査の結果及び意見

① 個人情報取扱状況報告書の提出について(監査の結果)

ソーシャルビジネス初期相談事業業務委託の仕様書において、受託者は各事業終了時に個人情報取扱状況報告書を市に提出することとなっている。受託者から個人情報保護に関する誓約書と研修実施報告書は提出されていたが、個人情報取扱状況報告書は提出されていなかった。

受託者は相談事業やセミナー開催、メールマガジン配信等の業務に関連して個人情報を扱っているため、仕様書に従って個人情報取扱状況報告書を市に提出する必要がある、市も受託者に当該報告書の提出を求める必要がある。

② ソーシャルビジネスの普及啓発の手法について(監査の意見)

市は、平成19年度から22年度の4年間でソーシャル・ベンチャーの創出目標100社に対して、実績は104社と目標を達成している。ただし、市としては一定のモデル的ソーシャルビジネス事業者の創出はできたものの、収益性の面で安定的な事業運営が実施されている事業者は少なく、今

後は安定的かつ持続的な事業者の成長・発展を図る支援が必要であるとしている。

平成 23 年度以降、モデル的ソーシャルビジネス創出目標は毎年 10 事業程度とそれまでより少なくなっているが、初期相談対応やセミナー開催から、社会起業塾やプロボノによる課題解決支援、地域応援サロンの設置など、ソーシャルビジネス事業者の事業ステージに応じた支援メニューを提供する内容となっている。

一方、ソーシャルビジネスの普及啓発については、現場視察会の開催やポータルサイトの構築、メールマガジンの発行などが行われている。上記のモデル的ソーシャルビジネス事業者の創出も普及啓発の一環とも言えるが、それら取組の結果、市内でどの程度ソーシャルビジネスへの関心が高まり、具体的な取組や起業につながっているのかについては測定が難しい。また、市のソーシャルビジネス拡大の目標も明確とは言えない。

実態や目標が明確でないと、現在の普及啓発手法の有効性は判断できないが、市の立場を活用してより効果的にソーシャルビジネスの裾野を広げることも検討の余地があると考えられる。具体的には各部局が連携し、全庁的にソーシャルビジネスの普及啓発に取り組むことである。

市が作成したソーシャルビジネスの冊子によると、ソーシャルビジネスの意義は、行政ができないこと、普通のビジネスでもできないことをし、エンパワメントの力があることとしている。実際、前述の 104 件のソーシャルビジネスの内容は、子育て・教育、福祉、環境、医療・保険、文化・レジャーなど多岐にわたり、行政サービスと普通のビジネスの隙間に位置している。

市からみると、各部局の行政サービスの延長線上や関連する領域であり、直接サービスを提供することは難しいが、そこに住民等の課題やニーズのあることは把握している場合が多いはずである。事業ステージに応じた経営的な支援は経済局が中心に行うにしても、普及啓発に関しては、ソーシャルビジネスの種となる課題やニーズを把握している各部局と連携し、適宜、役割分担をしながら実施する方が効果的であると考えられる。

また、神奈川県や IDEC などもソーシャルビジネスに対する支援事業を行っているが、横浜市民に幅広く行政サービスを提供する立場から、全庁的に普及啓発を行うことにより、市が直接本事業を行う意義もより明確になる。

既に、経済局としても、関係局との連携強化や全庁的な展開に向けて、庁内研修など様々な機会を通じて庁内でのソーシャルビジネスの普及啓発にも力を入れ始めているということであり、今後、より積極的かつ具体的に推進することが期待される。

### 3. 中小企業支援センター事業

#### (1) 事業の概要

中小企業支援法第7条では、都道府県知事(政令市長を含む)は、次の各号(記載省略)に適合する者を、その申請により、当該都道府県(政令市を含む。以下同じ)に一を限って指定し、その者に、当該都道府県が行う中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせることができる、とされている。

平成 16 年 4 月、横浜市でも、中小企業支援法に基づき、IDEC を横浜市中小企業支援センターに指定している。

本事業は、中小企業支援センターとしての IDEC が実施する経営相談等の中小企業者への基礎的支援に対して補助を行い、中小企業者の経営基盤の安定・強化、経営革新、創業促進等を図るものである。

補助金の対象となる IDEC の事業内容は次のとおりである。

## ① 経営総合支援事業

### ア 窓口等相談事業

IDEC は、中小企業診断士の職員と外部の経営相談員を中心としたワンストップ経営相談のほか、各種の相談事業を実施している。平成 23 年度の実績は、窓口相談 3,078 件、法律相談 114 件、エキスパート面談 176 件、オンライン相談 11 件である。

### イ 経営コンサルティング事業

経営革新や新規事業展開を目指す中小企業者等の支援のため、「横浜ビジネスエキスパート」を企業へ派遣し、継続的な経営コンサルティングを行っている。平成 23 年度の派遣回数は 142 件である。

### ウ ビジネスプラン事業化支援事業

横浜での起業を目指す起業家や地域での新たな産業の担い手を発掘するため、ビジネスグランプリの開催や経営の高度化支援等を実施している。平成 23 年度はビジネスグランプリを 1 回開催(382 件応募)するとともに、専門家による相談対応や助成金の交付が行われている。

## ② 連携等支援事業

IDEC は、中小企業連携推進事業として事業協同組合等市内中小企業団体の運営・法律・登記等について相談・対応を行っている(平成 23 年度 147 件)。そのほか、企業人財育成推進事業や連携等啓発・情報提供などの事業として、セミナーや交流会を開催している。

## (2) 事業費の推移、主な内訳

### ① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	—	—	29,517
決算額	—	—	29,517

(注) 事業費の財源:横浜市一般財源 100%

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	29,517	中小企業支援センター事業補助金
合計	29,517	

(3) 監査の結果及び意見

① 補助金の対象経費について (監査の結果)

IDEC は、市に対する補助金の交付申請時に事業計画書と収支予算書を提出し、事業終了後、事業報告書と収支決算書で計画や予算に対する実績を市に報告している。IDEC の会計システムは市の補助金対象事業に係る収入や支出を個別に設定していないため、そこから直接、補助金の収支決算書を作成することはできない。各補助事業の担当者は、会計システムからエクセルにデータを出力し、別途管理用のシートを作成している。

今回、平成 23 年度の中小企業支援センター事業補助金について、管理用シートで支出内容を確認したところ、次表のように目的や内容について疑義の生じる支出がいくつか見られた。

中小企業支援センター事業の支出内容例

(単位:円)

種別	科目	日付	摘要	金額
管理 費 ・ 間 接 経 費 関 連	消耗品費	9/29	管理費より配賦(振替)	269,985
		12/27	管理費より配賦(振替)	203,710
		3/30	管理費より配賦(振替)	54,088
	印刷製本費	9/29	管理費より配賦(振替)	43,346
	賃借料	3/30	管理費より配賦(振替)	27,629
	負担金	9/29	管理費より配賦(振替)	132,881
		12/27	管理費より配賦(振替)	15,946
		3/30	管理費より配賦(振替)	1,012
	委託費	9/29	管理費より配賦(振替)	507,738
		12/27	管理費より配賦(振替)	444,619
		3/30	管理費より配賦(振替)	413,445
	小計			
金 沢 拠 点	会議費	11/15	金沢拠点来客用茶葉の購入	945
	消耗品費	10/25	金沢拠点事務用品	36,624
		11/15	金沢拠点消耗品の購入	19,551
		11/25	金沢拠点パーソナルコンピュータの購入	269,850

種別	科目	日付	摘要	金額
関連		12/5	金沢拠点電話機、プリンタ複合機の購入	38,200
	印刷製本費	11/15	名刺の印刷(金沢拠点相談員3名)	9,450
		2/27	金沢産業振興センター相談窓口ポスター作製	17,745
		3/5	金沢相談窓口ポスター・チラシ印刷	124,950
		3/31	金沢相談窓口ちらし増刷	66,150
	委託費	11/21	金沢拠点電話回線等移設工事費	12,915
		11/25	金沢拠点移転に伴う看板等表示板の作成	62,433
		12/26	金沢拠点電話移設工事委託	18,900
	小計			
その他	旅費交通費	11/8	11/9-13 南インドインフラ投資サミット参加旅費	29,025
	通信運搬費	12/5	「産業交流展 2011」展示備品宅急便代	19,200
	消耗品費	2/6	テクニカルショー 2012 の展示用パネル	15,400
	賃借料	11/7	「産業交流展 2011」備品レンタル代	21,084
	委託費	11/15	9 都県市合同商談会 HP 作成費	21,000
	小計			
計				2,897,821

まず、「管理費より配賦(振替)」であり、合計 2,114 千円とまとまった金額となっている。IDEC の担当者によると、補助金対象経費として管理費(間接経費)を配賦することは市と合意できているが、実際の配賦ルールは明確ではなかったとのことである。

IDEC では、平成 23 年度、公益財団法人への移行を見据え、一定の配賦ルール(従事割合)に基づき、予算・決算の処理をしているが、個別の市補助事業単位の管理費配賦ルールまでは整備されていなかった。管理費等を市補助事業の経費として計上する場合は、事業を支える間接コストとして明確なルールに基づき、各事業に配賦することが必要である。

また、金沢拠点関係の支出も目立つ。IDEC は平成 23 年度に中小企業支援センターの窓口等相談事業の新たな拠点を金沢地区に設置し、その費用は後述の地域相談窓口支援事業補助金の対象となっている。地域相談窓口支援事業が独立して新設されていることから、金沢拠点関係の支出は地域相談窓口支援事業の支出として計上するべきである。

そのほか、本補助金は IDEC の中小企業支援センター運営事業や連携支援事業といった経営総合支援事業を対象にしているとすれば、南インドインフラ投資サミットや産業交流展 2011、テクニカルショー 2012 などは国際ビジネス支援事業や技術総合支援事業であり、本補助金の対象とは言い難い。中小企業支援センター運営事業の範囲は広いことから、別の事業である国際ビジネス支援事業や技術総合支援事業の範囲を包含している。国際ビジネス支援事業や技術総合支援事業を別事業としている以上、これら事業に関する支出は別事業として計上するべきである。市が IDEC を中小企業支援センターに指定した経緯と、中小企業支援センターが担う幅広い事業を踏まえる

と、本補助金が IDEC の事業を幅広くカバーすることは理解できる。

ただし、補助金の目的を効果的かつ効率的に達成できるように、補助金を充当できる対象経費の範囲は明確にしておくべきである。管理費の配賦ルールや支出できる対象経費が明確でないと各事業のコストが正確に把握できない。また、予算に合わせるようにいずれかの補助金に使用実績を積み上げることが可能になってしまう。

横浜市補助金等の交付に関する規則第 11 条第 2 項では、補助事業者等は、補助金等の他の用途への使用をしてはならないと規定されている。

市は、補助金の対象経費について明確なルールや範囲を IDEC に示すとともに、それに沿って適切に補助金が使われているかについて IDEC の実績を確認する必要がある。

## ② 補助金対象事業の単位について(監査の意見)

IDEC の平成 23 年度の実施事業は、経営総合支援事業、技術総合支援事業、産業活性化・金融支援事業、国際ビジネス支援事業、産業施設等経営事業であり、それぞれが IDEC の組織と対応している。

そのうち、経営総合支援事業は経営支援部経営支援課が担当しており、中小企業支援センター運営事業、横浜型地域貢献企業支援事業、地域ビジネス支援事業、連携支援事業に区分されている。事業報告書上ではホームページ及びメールマガジンによる情報発信も区分して記載されている。

IDEC はこの事業単位で計画を策定し、事業を実施し、実績を報告している。また、平成 23 年度から人件費や間接費も各事業に配賦して予算額と決算額を算出し、各事業のコストを正確に把握する仕組みの整備に取り組んでいる。

一方、市からの補助金は、IDEC の管理する事業単位とは必ずしも整合していない。中小企業支援センター事業補助金は、経営総合支援事業全体、あるいは同じ名称の中小企業支援センター運営事業全体を対象としているわけではない(次表参照)。一部は対象外であり、市の他の補助金の対象となっているものもある。

IDEC の事業区分と市補助金の対応関係(平成 23 年度)

IDEC 事業報告書における事業区分 (経営総合支援事業のみ)	市からの補助金	
	中小企業支援センター事業補助金	その他の補助金
1. 経営総合支援事業		
(1) 中小企業支援センター運営事業		
ア 窓口等相談事業	○対象	—
イ 経営コンサルティング事業	○対象	—
ウ 震災対策緊急講演会	×対象外	—
エ 地域相談窓口支援事業	×対象外	○地域相談窓口支援事業

IDEC 事業報告書における事業区分 (経営総合支援事業のみ)	市からの補助金	
	中小企業支援センター事業補助金	その他の補助金
オ 創業支援事業	×対象外	○創業・発展支援事業
カ ビジネスプラン事業化支援事業	○対象	—
キ 女性起業家支援事業	×対象外	○女性起業家支援事業
(2) 横浜型地域貢献企業支援事業	×対象外	○横浜型地域貢献企業支援事業
(3) 地域ビジネス支援事業	○対象	—
(4) ホームページ及びメールマガジンによる情報発信	×対象外	—
(5) 連携支援事業	○対象	—

市は、毎年、事業の見直しを行っており、重点施策の事業を別途区分するなど予算編成の際の事情等が事業単位の設定に反映されている。一方、IDEC 側も、組織や事業の再編を行ってきている。双方の過去からの取組を含む事情を反映して平成 23 年度の状態に至っている。市と IDEC それぞれの事業単位の対応関係が明確でないことから、現在の事業単位は、特定の成果を求め、実績を管理し、評価する単位として妥当であるかについては検討の余地がある。

例えば、経営総合支援事業の内容は様々な名称の事業に区分されているが、その手法は相談業務やコンサルティング業務、セミナー開催などと類似している。実績や成果も相談やコンサルティングの件数、あるいはセミナー開催件数と参加者数、その満足度であり、同様の指標が利用されている。それらの実績や成果は構成事業ごとに整理されるとともに経営総合支援事業全体としても集計されており、どの単位で実績を評価しようとしているかについては明確ではない。

また、成果に対応するコストの集計についても、前述のように IDEC の会計システムから直接算出されるのではなく、補助金の事業単位ごとに別途コストの集計を行って、市に報告している。IDEC の管理単位と市の補助金の単位が整合していないため、IDEC の事務作業に追加的な負荷がかかっている。また、集計ミス等も生じる可能性が高くなる。

必ずしも市の補助事業と IDEC の事業が一对一で対応する必要はないが、対応関係が明確でわかりやすくなるように設定すべきである。市は、中小企業支援センターへの補助金の目的を改めて確認した上で、それを達成するためにより効果的あるいは効率的な事業単位を検討し、また、実務に携わる IDEC の事業区分とも整合する形とし、適切な補助事業単位に改善していくことが求められる。

### ③ IDEC と関係機関の連携について(監査の意見)

中小企業支援センターは中小企業支援法に基づき、都道府県等が指定するものであり、特定支援事業として中小企業者の経営の診断、助言、調査、研究及び情報の提供を行うことができる。市内には IDEC のほかに神奈川県の中企業支援センターである公益財団法人神奈川産業振興

センターがある。

神奈川産業振興センターは、相談窓口対応や情報提供を行うとともに、それぞれの企業ニーズに対応して経営安定・経営革新支援や創業促進・事業拡大支援、販路開拓支援、資金支援、国際化支援、人材育成支援などの支援事業を行っている。

そのほか、商工会議所や中小企業団体、金融機関、信用保証協会など、中小企業に対して相談窓口サービスや支援事業を行っている機関は数多く存在している。

各機関が IDEC と類似の事業を行っていることになる。中小企業者側から見れば、相談窓口や支援サービスを受けられる機会は数多くあった方が良いが、補助金を交付する市側から見れば、重複して類似事業に財政支出することは避けなければならない。

中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第2条では、都道府県等は、都道府県が中小企業支援法第7条に規定する指定法人を指定したときは、その指定を受けた者(中小企業支援センター)が、中小企業に関する施策を実施する各機関との有機的な連携及び中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力を積極的に行うことにより、中小企業支援事業の実施体制の中心として機能するよう必要な措置を講じなければならない、とされている。

中小企業支援法等では、都道府県等に、地域における中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担を求めており、また、中小企業支援センターにも中小企業に関する施策を実施する各機関との有機的な連携及び中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力を積極的に行うことを求めている。

類似する事業を行う機関と連携することにより、相乗効果を生み出すだけでなく、お互いの提供サービスの特長や対象地域・領域の特性等を踏まえた役割分担を行うことにより、極力、事業の重複を調整することも期待されていると考えられる。

IDEC としては、中小企業診断士等の専門家が対応していること、相談等の対応分野が広いこと、他の機関では対応しにくい相談まで受け入れていること、ニーズや課題に応じて相談から各種の支援事業に誘導することでワンストップの対応が可能であること、資金面では市の窓口もあり、直接連携できることなどを特長として挙げている。

市と IDEC は、類似事業を行う関係機関(神奈川県、公益財団法人神奈川産業振興センター、横浜商工会議所等)との連携を従来以上に密に進め、情報の共有による効率的な事業実施に努めるとともに、相互の実績や特長、方針などに基づき、役割分担等についても検討を進める必要がある。具体的には、協議会の設置など連携の場を設けることにより、確実な取り組みを推進することが望ましい。

同時に、IDEC には、関係機関との役割分担においても重要な役割を担うことができるよう、事業の実施体制や実施方法、テーマ等についてより一層工夫を重ね、独自性が明確になるように努めることが期待されている。

そして、これらの取組を踏まえて、市は、中小企業支援センター補助金を IDEC に交付する必然性、及び交付金額の根拠を明確にする必要がある。

平成 23 年度の窓口相談件数

相談内容	IDEC	公益財団法人神奈川 産業振興センター	横浜商工会議所
資金	994	656	3,320
経営全般	510	403	7,501
法律	254	387	—
取引適正化	222	2,308	70
ビジネスプラン	207	304	—
マーケティング	174	185	—
会社設立	107	20	—
税務	50	41	35
労務	48	46	1,118
IT	22	25	—
特許	18	16	—
技術	10	88	—
ISO	2	4	—
その他	460	455	94
合計	3,078	4,938	12,138

(注) 各機関の平成 23 年度事業報告書をもとに作成。ただし、公益財団法人神奈川振興センターの事業報告書は平成 23 年 6 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日を対象期間とするものである。また、横浜商工会議所では上記窓口相談と別に、13,796 件の巡回相談・指導もある。なお、IDEC の相談内容区分に沿って他機関の件数を振り分けているため、他機関の区分ごとの件数は正確ではない可能性がある。

④ 補助事業要綱について(監査の結果)

本事業の補助金は、(財)横浜企業経営支援財団補助事業要綱に基づいて IDEC に交付されている。この要綱は本事業だけでなく、IDEC への補助金はすべてこの要綱が交付の根拠となっている。

要綱では、次表のように補助の目的や対象事業者、対象事業、対象経費・金額が定められている。ただし、補助金の対象団体が IDEC に特定されているとともに、対象事業の内容が具体的ではなく、IDEC の事業が列記されているのみである。また、補助金の対象経費の記載はなく、交付金額の上限や補助率などの制限も示されていない。予算に計上された金額の範囲内で交付するとされているだけである。

IDEC は市の唯一の中小企業支援センターであり、それに対する補助金が一般の民間事業者への補助金のような交付要綱になじまない面があることはある程度理解できるが、一般的な補助金

の交付手続きに比べて、その根拠が不透明である。

要綱について、前述の①～③の(監査の結果)あるいは(監査の意見)に沿って補助金交付の目的を改めて確認した上で、IDEC への交付根拠や対象事業、対象経費、交付金額・比率等の規定について見直しを行う必要がある。要綱を見直して事業を明確に区分した上で、経費の見積(予算積算)、予算実績比較及び翌々年度の経費の見積(予算積算)へのフィードバックをより精緻に行うことによって、より少ない経費でより多くの効果をもたらす、より効率的な事業の執行ができると考える。

市から、翌年度補助事業に関する予算編成時には、市の担当課と IDEC の間で協議が積み重ねられており、その中で事業の有効性、費用対効果などが検討され、具体的な補助対象事業と金額が決まっているとの説明を受けた。

市は、予め要綱において補助金の事業の単位や対象経費を明確にしていなければ、事業費の見積(予算積算)を各事業の有効性、費用対効果などにより十分に予算査定することはできず、このような計画予算を実績と対比しても評価が曖昧になり、翌々年度の事業費の見積(予算積算)に資するフィードバックを適切に行うことができないと考える。より効率的かつ効果的に事業を執行するために要綱の見直しが必要である。

(財)横浜企業経営支援財団補助事業要綱の抜粋

項目	(財)横浜企業経営支援財団補助事業要綱(抜粋)	横浜市商店街活性化イベント助成事業補助金交付要綱 (参考として比較するため任意の補助金を取り上げた。抜粋)
目的	第1条 この事業は、財団法人横浜企業経営支援財団(以下「財団」という。)に対して補助金を交付することにより、創業の促進、中小・中堅企業等の新事業創出、経営革新、経営基盤の強化等を図り、横浜市の産業経済の発展に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、横浜市内の複数区に存する2以上の商店街等が参画して実施するイベント事業を支援することにより、地域とのふれあいや賑わいを創出し、魅力ある商店街づくり及び商店街の活性化を図ることを目的として交付する商店街活性化イベント助成事業補助金について必要な事項を定める。
補助対象事業者	第2条 この事業の補助金交付団体は、財団とする。	第3条 この要綱における補助事業者は商店街等及び複数の商店街等で組織された団体とする。ただし、代表者が暴力団員に該当する場合は補助対象としない。
補助対象事業	第3条 財団の行う事業で、次の各号に掲げるものを補助金の対象事業とする。 (1)創業及び新事業創出に関する相談、診断、助言、情報収集・提供及び人材育成 (2)新技術開発、新製品開発及び技術改良等を支援するための産学連携の推進 (3)産業開発事業等に関する助言及び支援並びに産業振興のための金融支援 (4)企業経営に関する相談及び情報収集・提供	第4条 この要綱における補助対象事業は、補助事業者が主催し実施するイベントとする。

項目	(財)横浜企業経営支援財団補助事業要綱(抜粋)	横浜市商店街活性化イベント助成事業補助金交付要綱 (参考として比較するため任意の補助金を取り上げた。抜粋)
	(5)国際的な経済・技術交流及び海外経済活動並びに海外の経済関係機関及び企業等の県内活動への支援 (6)産業振興及び地域住民の福祉増進等に関する施設の設置及び管理運営 (7)その他目的を達成するために必要な事業	
補助対象経費 (金額)	第4条 財団に対する補助金の交付金額は、当該年度の横浜市一般会計歳出予算額に定める範囲内とする。	第5条 この要綱において、補助の対象となる経費は別表1に定めるとおりとする。 (別表1)※以下の各経費の詳細な補助要件の記載は省略 イベント事業費 ・広告宣伝費(広告等作製費・広告料) ・開催費(謝金、食糧費等、会場設営費、会場借上費、使用料、保険料、委託費) ・事務費(消耗品費、会議室借上費) 2 この要綱に定める補助金の補助限度額は1,000,000円、補助率は補助対象経費の2分の1以内とする。

#### 4. 地域相談窓口支援事業

##### (1) 事業の概要

市内中小企業の相談需要は、この不況下で非常に高まっている。また、相談窓口の場所についても、中小企業者にとって身近な場所での窓口開設が要望されている。本事業は、このようなニーズを反映し、地域に根差した情報提供や相談等を行う地域拠点を開設することにより、ワンストップ相談窓口の充実を図るものである。

本事業は、IDEC に補助金を交付することにより実施している。地域相談窓口では、IDEC より、専任担当者として中小企業診断士を配置し、経営相談に応じるとともに、地域巡回を行いながら中小企業者等のニーズの把握や情報提供を実施している。

平成23年度の相談件数は、地域巡回実施による企業訪問時の78件を含めて、187件となっている。

## (2) 事業費の推移、主な内訳

### ① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	—	—	5,000
決算額	—	—	5,000

(注) 事業費の財源:横浜市一般財源 100%

### ② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	5,000	地域相談窓口支援事業補助金 (IDEC)
合計	5,000	

## (3) 監査の結果及び意見

### ① 補助金の対象経費について(監査の結果)

本事業は、これまで IDEC の本部を中心に行ってきた中小企業支援センター事業について、より地域に密着した拠点を新たに金沢地区に設置し、相談業務等を行うものである。内容としては中小企業支援センター事業の一部であるが、市の補助金としては区別されている。

その費用については、前述の中小企業支援センター事業の(3) 監査の結果及び意見の「①補助金の対象経費について(結果)」で記載したように、金沢地区の拠点整備や運営に係る費用の一部が中小企業支援センター事業として計上されており、本事業の費用は 5,000 千円の補助金額に見合うものだけとなっている。

また、市によると、本事業は、中小企業振興施策の新たな展開の一つとして、中小企業支援センターの拠点を新たに設置するという政策的な意味合いがあり、中小事業支援センター事業とは別の補助事業として区別しているとのことである。しかしながら、そのコストが正確に把握されていないと、新拠点設置の成否を判断することができない。

市は、より地域に密着し、地域の中小企業の特性に合った支援体制を整備するという方針が費用対効果の面でみた場合、妥当であったかを判断し、その結果を今後の施策に生かすために、事業の実績や成果とともにその追加的なコストを正確に把握することが必要である。

市は、IDEC に対して本事業に係る費用をすべて事業費として計上させ、正確なコストを市に報告させるべきである。

② 補助事業要綱について(監査の結果)

前掲「3. 中小企業支援センター事業、(3) 監査の結果及び意見、④補助事業要綱について(監査の結果)」と同様であるため記載を省略する。

## 5. 創業・発展支援事業

### (1) 事業の概要

横浜経済の活性化を図るため、起業志望者や起業して間もない者に対し、創業塾やセミナーなどの開催、定期的なフォローアップによる経営アドバイス、適切な施策の紹介を行うことにより、起業の促進、起業家の成長・発展を支援するものである。

本事業は、IDEC に補助することにより実施されており、その対象事業は次のとおりである。

#### ① 創業塾事業

起業志望者や起業して間もない者を対象に、個別面談やワークショップを織り交ぜた創業塾を開講している。平成 23 年度は 17 回開催されている。

#### ② 創業支援セミナー事業

業種やテーマ別の各種創業支援セミナーを開催している。平成 23 年度は 66 回開催され、558 人が参加している。

#### ③ 起業家エスコート事業

起業志望者や起業して間もない者を対象に、相談員が定期的に面談等を行うことにより、経営状況や課題などを把握し、継続的なアドバイスを実施している。

また、人脈づくりの場である各種交流会・講演会やセミナーへの参加を誘導するなど、IDEC が実施する他事業との連携を図り、「起業家へのフォローアップ」を実施している。平成 23 年度は 330 件のフォローアップを行っている。

### (2) 事業費の推移、主な内訳

#### ① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	—	—	10,000
決算額	—	—	10,000

(注) 事業費の財源:横浜市一般財源 100%

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	10,000	創業・発展支援事業補助金 (IDEC)
合計	10,000	

(3) 監査の結果及び意見

① 補助金の対象経費について(監査の結果)

平成 23 年度の創業・発展支援事業補助金について、IDEC の管理用シートで支出内容を確認したところ、「管理費より配賦(振替)」が合計 966 千円計上されていた。前述の中小企業支援センター事業の(3)監査の結果及び意見の「①補助金の対象経費について(結果)」にて記載したように、補助金対象経費として管理費(間接経費)を配賦することは市と合意できているが、実際の配賦ルールは明確ではなかった。

補助金の目的を効果的かつ効率的に達成できるように、補助金を充当できる対象経費の範囲は明確にしておくべきである。管理費の配賦ルールや支出できる対象経費が明確でないと各事業のコストが正確に把握できない。また、予算に合わせるようにいずれかの補助金に使用実績を積み上げることが可能になってしまう。

市は、補助金の対象経費について明確なルールや範囲を IDEC に示すとともに、それに沿って適切に補助金が使われているかについて、実績を確認する必要がある。

② IDEC と関係機関の連携について(監査の意見)

創業・発展支援事業については、公益財団法人神奈川産業振興センターや横浜商工会議所、独立行政法人中小企業基盤整備機構などでも実施されており、前掲「3. 中小企業支援センター事業、(3)監査の結果及び意見、③IDEC と関係機関の連携について(監査の意見)」と同様であるため記載を省略する。

③ 補助事業要綱について(監査の結果)

前掲「3. 中小企業支援センター事業、(3)監査の結果及び意見、④補助事業要綱について(監査の結果)」と同様であるため記載を省略する。

## 6. 女性起業家支援事業

### (1) 事業の概要

女性の社会進出は、社会全体の成長につながることから、女性起業家に対する専門窓口・事業拠点の新設や経営者塾・セミナーなどを、女性にとって利用しやすい環境に配慮して実施し、女性起業家の成長・発展を支援するものである。

本事業は、IDEC に補助することにより実施されており、その対象事業は次のとおりである。

#### ① 女性起業家支援チーム事業

女性の中小企業診断士を中心とした女性起業家支援チームを新たに結成し、支援チームによる相談対応、経験の浅い女性経営者向けの塾・セミナー等の企画を行っている。平成23年度の女性起業家支援チームへの相談件数は464件であった。

#### ② 女性起業家事業拠点運営事業

女性起業家・経営者が気楽に集え、会議や商談などが行える事業拠点「F-SUSよこはま」を交通の便の良い市中心部に設置し、事業の成長・発展を支援している。平成23年度のF-SUSよこはまの累計会員数は27人(平成23年度末現在20人)であり、そのうち新規創業は6件であった。

#### ③ 女性経営者塾事業

女性起業家・経営者を対象に、事業の成長発展を目指した塾を開講するとともに、女性起業家向けセミナーを開催している。平成23年度の横浜女性経営者塾は3回開催され、参加者31名、各種セミナーは16回開催され、参加者は241人であった。

### (2) 事業費の推移、主な内訳

#### ① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
当初予算額	—	—	10,000
決算額	—	—	10,000

(注) 事業費の財源:横浜市一般財源100%

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	10,000	女性起業家支援事業補助金(IDEA)
合計	10,000	

(3) 監査の結果及び意見

① IDEA と関係機関の連携について(監査の意見)

女性起業家支援事業については、男女共同参画センター横浜などでも類似事業が実施されており、前掲「3. 中小企業支援センター事業、(3) 監査の結果及び意見、③IDEA と関係機関の連携について(監査の意見)」と同様であるため記載を省略する。

② 補助事業要綱について(監査の結果)

前掲「3. 中小企業支援センター事業、(3) 監査の結果及び意見、④補助事業要綱について(監査の結果)」と同様であるため記載を省略する。

## 7. 横浜型地域貢献企業支援事業

(1) 事業の概要

社会や地域を意識し、本業やその他の事業活動において積極的に社会・地域貢献を果たす企業・団体等を一定の基準の下に「横浜型地域貢献企業」に認定し、企業 PR、各種メリットの付与等を通じて企業価値の向上及び持続的成長を支援するものである。

本事業は、IDEA 等に補助することにより実施されており、その対象事業は次のとおりである。

① 認定事業費の補助

地域貢献企業支援事業実施に係る経費について、事業主体である IDEA に補助を行っている。本事業は障害者雇用、子育て支援、環境活動など地域貢献の視点を持って事業活動に取り組む企業等を「横浜型地域貢献企業」として認定するものであり、平成 23 年度の実績は、新規認定企業 34 社、更新認定企業 53 社、合計 87 社である。

② 認定企業交流会の開催支援

横浜型地域貢献企業同士や社会起業家等との交流を図ることを目的に、NPO を実施主体とした認定企業交流会の開催を支援している(平成 23 年度 3 回開催)。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	10,600	6,425	10,425
決算額	4,587	3,923	7,562

(事業費の財源:横浜市一般財源 100%)

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度 決算額	主な内容
旅費	0	
需用費	0	
使用料及び賃借料	48	
負担金、補助及び交付金	7,513	横浜型地域貢献企業支援事業補助金(IDEDEC)等
合計	7,562	

(単位:千円)

構成事業	平成 23 年度 決算額	主な内容
認定事業費の補助	6,956	横浜型地域貢献企業支援事業補助金(IDEDEC)
認定企業交流会の開催支援	558	横浜型地域貢献企業認定企業等交流会補助金
事務費	48	
合計	7,562	

(3) 監査の結果及び意見

① 認定制度の有効性について(監査の意見)

横浜型地域貢献企業認定の直接的なメリットとしては、認定マークを使用することができ、IDEDECのホームページ等で紹介されるなど企業の認知度向上につながること、低利融資や保証料助成などの金融支援が受けられること、さらに認定企業の交流会やセミナーへの参加などである。

また、市によると、本認定制度のねらいは、「認定」というわかりやすい到達目標を提示することで、

中小企業の戦略的 CSR<sup>1</sup>や経営システムの構築への取組を促し、経営力強化等につなげること、さらに、認定を受けることによる顧客・地域等からの信頼性向上、社員の志気の向上、経営基盤の強化などのつなげることにあつたことである。

ただし、これまでのところ、その直接的なメリットが多くの企業にとってはそれほど魅力的と受けとめられておらず、また、市のねらいも十分に理解されていない可能性がある。次表で平成 19 年度からの認定企業数の目標達成度を見ると、平成 23 年度までは6割程度にとどまっており、認定実績は低迷している。予算の執行率も高くない状況が続いている。

平成 23 年度の認定企業数は増えているが、平成 24 年下期から導入される予定のインセンティブ発注の影響が大きいとの見方がある。市の工事発注の際に横浜型地域貢献企業の認定が入札参加条件の一つになることが見込まれたため、建設業を中心として認定申請が増えたのではないかとのことである。同様の理由で、市は平成 24 年度も認定企業数の増加を見込み、予算額を増やしている。

表 横浜型地域貢献企業の認定実績と予算・決算の推移

		H19	H20	H21	H22	H23	H24
目標新規認定数(中期計画)		50 社	50 社	75 社	50 社	50 社	50 社
実績認定数	計	35 社	33 社	59 社	61 社	87 社	—
	新規	35 社	33 社	26 社	29 社	34 社	—
	更新	—	—	33 社	32 社	53 社	—
年度末認定企業数 (年度末で期限切れの企業を除く)		35 社	68 社	92 社	119 社	148 社	—
目標達成率(実績新規認定数/目標新規認定数×100%)		70%	66%	35%	58%	68%	—
予算額(千円)		8,500	12,500	10,600	6,425	10,425	12,400
決算額(千円)		7,794	7,994	4,587	3,923	7,561	—
執行率(決算額/予算額×100%)		92%	64%	43%	61%	73%	—

(注) 認定は2年間有効で2年毎に更新審査が必要。なお、H24 は目標新規認定数と予算額のみ記載。

認定企業が増えること自体は望ましい傾向ではあるが、工事入札参加条件という追加されたメリットで増えているのであれば、従来からの認定メリットが評価され、あるいは市のねらいが理解されたとは言えない。特定の業種が増えていることから、幅広く地元地域に貢献できる企業を育てるといふ事業の趣旨からすると必ずしも手放しで喜べる状況ではない。

本事業の本来の目的は、認定制度を通じて、企業のコンプライアンスや社会貢献、雇用、環境、品質などの経営体制の強化を図り、結果的に地元の経済・社会の活性化や雇用創出に貢献でき

<sup>1</sup> Corporate Social Responsibility の略で企業の社会的責任のこと。

る企業を育てることであり、認定そのものではない。認定により、地域貢献のモデル企業を示すことは意味のあることであるが、より直接的な支援に重点を置く方が本来の目的に合っている可能性もある。

例えば、地域貢献活動や CSR に関する普及啓発のためのセミナー、相談窓口の開設、個々の企業の取り組み状況に関する評価と要改善項目に対するコンサルティングなどである。認定により企業の取組状況をアピールさせることが目的であれば、より一般的に認知されている ISO シリーズ<sup>2</sup>や OHSAS<sup>3</sup>などの取得に対する支援も考えられる。

市は、認定企業に対する調査を行うなど、状況把握を進めているが、今後、その結果を踏まえ、適宜事業の見直しを行っていくことが求められる。例えば、認定制度のねらいが十分に理解されていないことが課題であれば、周知する方法を工夫することが必要であり、また、認定制度の有効性に課題があるのであれば、各手法の費用対効果を勘案し、本来の事業目的に適合する、より効果的な手法の組み合わせを検討していく必要がある。

## ② 補助事業要綱について(監査の結果)

前掲「3. 中小企業支援センター事業、(3) 監査の結果及び意見、④補助事業要綱について(監査の結果)」と同様であるため記載を省略する。

---

<sup>2</sup>国際標準化機構（International Organization for Standardization）策定の一連の国際規格のこと。品質マネジメントシステム関係の ISO9000 や環境マネジメントシステム関係の ISO 14000 など。

<sup>3</sup> Occupational Health and Safety Assessment Series の略で、労働安全衛生のマネジメントシステムに関する規格のこと。OHSAS18001 など。

## 8. 横浜商工会議所中小企業相談事業補助金

### (1) 事業の概要

横浜商工会議所は地域密着の経営支援を行っており、市の中小企業支援施策の補完的役割を担うとともに、地域の中小企業の活性化に寄与しているという認識の下、横浜商工会議所が実施する経営相談等の事業に対して、市が補助を実施するものである。

平成 23 年度の横浜商工会議所における相談件数は 25,934 件であった。

### (2) 事業費の推移、主な内訳

#### ① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	28,000	28,000	30,000
決算額	28,000	28,000	30,000

(注) 事業費の財源:横浜市一般財源 100%)

#### ② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	30,000	横浜商工会議所中小企業支援事業補助金
合計	30,000	

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 補助金交付の根拠について(監査の結果)

本補助金は、横浜商工会議所中小企業支援事業補助金交付要綱に基づき、毎年継続的に横浜商工会議所に交付されている。

交付要綱では、横浜商工会議所の中小企業支援担当部が実施する経営支援等の事業に要する経費に対して補助金を交付することで、市内の中小企業者、特に小規模企業者の育成及び経営安定に寄与することが目的とされている(次表参照)。

対象経費は、要綱で詳細に定められているが、「その他」の区分もあり、幅広い経費が補助対象となりうる仕組みとなっている。補助金の上限や交付率など金額の制限等も特に定められていない。

横浜商工会議所中小企業支援事業補助金交付要綱(抜粋)

項目	内容
目的	<p>第1条 この要綱は、横浜商工会議所中小企業支援担当部が実施する経営支援等の事業に要する経費に対し、横浜商工会議所中小企業支援事業補助金を交付することにより、本市中小企業支援施策の一環として市内中小企業者、特に小規模企業者の育成及び経営安定に寄与することを目的とする。</p>
対象経費	<p>第2条 この要綱において、補助の対象となる経費は、商工会議所が経営支援等の事業を実施するために必要となる経費であって、別表1に掲げる経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものについて当該年度の横浜市一般会計歳出予算の範囲内で交付する。</p> <p>(別表1)</p> <p>(1) 給与費 : 人件費(経営指導員)</p> <p>(2) 福利厚生費 : 社会保険料(経営指導員)、労働保険料(経営指導員)</p> <p>(3) 旅費 : 旅費(経営指導員)</p> <p>(4) 指導事務費 : 印刷製本費、消耗品費、雑役務費、備品費、通信運搬費、資料購入費、賃借料、広告料、水道光熱費</p> <p>(5) 指導事業費 : 謝金、旅費、会議費、印刷製本費、消耗品費、雑役務費、備品費、通信運搬費、資料購入費、賃借料、広告料、委託費</p> <p>(6) 資質向上対策事業費 : 謝金、旅費、会議費、印刷製本費、消耗品費、雑役務費、備品費、調査・分析費、通信運搬費、資料購入費、賃借料、広告料、委託費</p> <p>(7) 支部活動推進費 : 謝金、賃借料</p> <p>(8) 小規模事業施策普及費 : 印刷製本費、消耗品費、資料購入費、広告料、委託費</p> <p>(9) その他 : 謝金、旅費、会議費、印刷製本費、消耗品費、雑役務費、備品費、調査・分析費、通信運搬費、資料購入費、賃借料、広告料、委託料、水道光熱費</p>

また、平成 23 年度の補助金事業の予算を見ると、横浜商工会議所の経営支援事業費等の9割は県・県連補助金で賄われており、市は8%程度を補助していることになる。

市の補助金について予算と決算を比較すると、予算時には経営支援事業費の給与費に対する補助金が7割を占めているが、実績では支部活動推進費が91%とほとんどを占めている(次表参照)。指導事業費や支部移転費、専門相談事業費といった、予算では想定されていなかった経費にも支出されており、予算と実績の差異が大きい。市と商工会議所が連携しながら進めているとは言いながら、予算の縛りは強くなく、ある程度自由に使うことができているようである。

横浜商工会議所中小企業支援事業補助金の予算と実績(平成 23 年度) (単位:千円)

経費区分		予算			実績			補助金予実	
		補助対象 経費	補助金	構成比	補助対象 経費	補助金	構成比	差額	比率
経営支援 事業費	給与、福利厚生費	325,498	21,048	70%	300,257	1,740	6%	-19,308	-92%
	指導事業費	8,670	0	—	9,136	554	2%	554	—
	講習会等開催費	3,175	2,065	7%	2,474	66	0%	-1,999	-97%
	金融指導事務費	850	0	—	554	0	—	0	—
	その他	300	0	—	482	0	—	0	—
支部活動 推進費	支部借館料	16,249	6,659	22%	22,686	11,431	38%	4,772	72%
	支部移転費	0	0	—	15,852	15,852	53%	15,852	—
専門相談事業費		7,981	0	—	8,464	127	0%	127	—
中小企業大学校研修費		788	228	1%	1,160	230	1%	2	1%
計		363,511	30,000	100%	361,064	30,000	100%	0	0%

一方、補助事業の成果については、補助事業単独の報告ではなく、平成 23 年度の横浜商工会議所の事業報告書が市に提出され、その中の相談指導の件数等対象箇所が補助金事業の報告とされている。

以上の状況をみると、本事業は補助金というよりも法令や相手先の定款等に基づいて一定の金額を支出する負担金としての運用に近い。補助金として事業を継続する場合、その目的を達成するために要する対象経費を限定し、原則として予算に沿った執行を求めるとともに、一つの補助事業として区分された計画や実績の提出があつてしかるべきである。

その場合、「3. 中小企業支援センター事業、(3) 監査の結果及び意見、③ IDEC と関係機関の連携について(監査の意見)及び④ 補助事業要綱について(監査の結果)」で記載したことが、横浜商工会議所にも当てはまる。すなわち、市は、IDEC だけでなく、横浜商工会議所との連携も従来以上に密に進め、協議会の設置など連携の場を設けることにより、情報の共有による効率的な事業実施に努めるとともに、関係機関相互の実績や特長、方針などに基づき、役割分担等についても検討を進める必要がある。

そのうえで、相談業務など IDEC 等と類似事業を行う横浜商工会議所になぜ補助金を交付する必要があるのか、交付するとすればどの事業にどれくらい交付する必要があるのかという質問に対して、相互に連携や役割分担を図りながら、市は説明できるようにしておく必要がある。

## 9. 省エネ経営促進支援事業

### (1) 事業の概要

本事業は、市における地球温暖化対策の推進に向けた事業者の取り組みを支援するため、IDEC にセミナー開催等を委託し、企業の「省エネ」経営の実現を促進することが目的である。

平成 23 年度は、東日本大震災の影響による電力不足が懸念されたことから、電力の省エネに特化し、夏前に2回前倒しで省エネ啓発セミナーを開催するとともに、長期化する電力不足へ対応するため、冬前にも2回開催している。参加者は合計 201 名である。

### (2) 事業費の推移、主な内訳

#### ① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	5,000	2,000	2,000
決算額	3,575	1,926	1,785

(注) 事業費の財源:横浜市一般財源 100%

#### ② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度 決算額	主な内容
委託料	1,785	省エネ経営促進支援事業委託 (IDEC)
合計	1,785	

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 一般管理費の計上について(監査の意見)

本事業は、夏前実施と冬前実施の2つの事業に分けられ、それぞれ IDEC に委託されている。IDEC は各委託事業の終了後、市に実施報告書とともに収支決算書を提出しているが、そのうち冬前に実施された委託事業の収支決算書では一般管理費が契約時に定められている比率を超えて計上されていた。

契約では、一般管理費は省エネセミナー開催経費の 10%以内とされているが、実績では 10.5%とわずかではあるが 10%を超過していた。

今回の監査時の指摘により、すでに IDEC から市に収支決算書の修正版が提出されている。また、セミナーの開催自体は委託仕様どおり行われており、特に重要な問題とは言えないが、契約に

準拠して事務手続きを行うことについて、改めて注意喚起したい。本委託事業は平成 23 年度で終了しているが、市が他の事業をIDECへ委託する場合、市と外郭団体の密接な関係とは別に一般の民間事業者との契約と同様に十分留意して契約事務を行う必要がある。

## VI. 横浜企業経営支援財団について

### (1) 財務状況の課題

#### ① 特定資産の取得、取崩及び残高について

横浜企業経営支援財団(以下、IDEC という)は多くの特定資産があり、毎期にわたって取得(特定資産取得支出)と取崩(特定資産取崩収入)を行っている。

特定資産の推移(再掲)

(単位:千円)

	平成 21 年度末 (C)	増減 (B)-(C)	平成 22 年度末 (B)	増減 (A)-(B)	平成 23 年度末 (A)
融資安定化基金	577,850	1,848	579,698	3,207	582,906
情報化支援基金	300,000	0	300,000	0	300,000
敷金・保証金引当資産	157,320	△1,401	155,920	4,443	160,362
退職給付引当資産	270,780	△27,480	243,300	2,700	246,000
社会起業家等応援事業特定資産	20,000	0	20,000	△ 4,000	16,000
修繕積立資産	734,728	△201,855	532,873	△104,773	428,101
施設整備等積立資産	50,461	0	50,461	△ 50,461	0
一般棟買取積立資産	1,311,874	128,417	1,440,291	131,166	1,571,457
財政調整特別資産	259,000	△ 67,618	191,382	28,618	220,000
債務保証損失準備資産	1,500,000	△240,000	1,260,000	△220,000	1,040,000
建設整備償還資金特定資産	0	346,612	346,612	△169,587	177,025
合計	5,182,013	△ 61,476	5,120,537	△378,686	4,741,851

(出所)横浜企業経営支援財団(IDEC)決算書類

#### ② 事業費等の財源について

IDEC の事業費等の財源は、平成 22 年度と平成 23 年度では補助金収入、特定資産取崩収入及び特定資産取得支出等の構成が大きく異なっている。

### (2) 監査の結果及び意見

#### ① 特定資産の取得、取崩及び残高について(監査の結果)

平成 23 年度末の特定資産残高のうち、財政調整特別資産、修繕積立資産、債務保証損失準備資産(融資安定化基金)及び建設整備償還資金特定資産については取得(積立)及び取崩が任意に行われ、その必要額が明らかになっていない。特定資産残高の必要額を精査して不要な額については取崩を行い、必要額については毎期一定額による取得(積立)又は予め定めた取崩事由による計画的な取崩を行うべきである。

横浜企業経営支援財団(IDEA)は、横浜市の中⼩企業振興策の実施機関として位置づけられ、横浜市中⼩企業振興策を実施するための費用は、振興策の利用者からの収入等を除き、横浜市からの補助金収入と、横浜市の支出又は財政支援によって建設された施設の施設賃貸料収入等によって賄われている。中⼩企業振興策を実施した結果生じた収⽀差額(利益)は横浜市からの財政支援額を減少させる又は還元するものである。

また、特定資産は特定の⽀出目的のために積立てられた資金であることから、その必要額は明確になっていなければならない。

そこで、特定資産の残高は将来明らかに必要となる額を超えていないか、その積立、取崩しに一定のルールがあるかの観点から、各々の特定資産を検討する。

財政調整特別資産(平成 23 年度末残高 220,000 千円)は、将来の不測の事態に備えるために取得(積立)されているものであるから全額取崩しを行うべきである。

修繕積立資産(平成 23 年度末残高 428,101 千円)は、必要額、積立方針、取崩事由が明らかではない。また、平成 22 年度は施設の廃止に伴う解体費用のために取崩しを行っている。施設の維持は横浜市の政策判断に依っていることから、横浜市の方針によって、どのような規模のどの施設の修繕を行うのかについて、市は IDEA と調整しながらその対象と修繕に係る費用の負担関係を明らかにして、修繕積立資産の必要額を精査しなければならない。必要額を超えた残高については取崩を行うことになる。

債務保証損失準備資産(平成 23 年度末残高 1,040,000 千円)及び融資安定化基金(平成 23 年度末残高 582,906 千円)は、銀行による産業活性化資金融資の代位弁済に備えるため取得(積立)したものである。融資安定化基金は平成 11 年度に市の補助金により取得(積立)している。債務保証損失準備資産は、平成 22 年度に修繕積立資産から振替して取得(積立)している。この残高は融資残高の一定率(債権者分類に応じた一定率)として、取崩額は融資残高の減少額の 10%を上限としている。産業活性化資金融資残高は新規融資がなく返済によって減少しており、この減少に応じて債務保証損失準備資産は取崩されている。債務保証損失準備資産及び融資安定化基金の必要額は、産業活性化資金融資先(41 法人)の財務状況を把握していることから、その信用リスクを個別に評価して決定すべきである。必要額の決定にあたっては、⽀払期日を延長している法人があるものの倒産した法人はないこと、融資額のほとんど全ては担保によって保全されていることを十分に考慮して、融資先は横浜市中⼩企業等振興策を受けた又は受けている外郭団体、協同組合、商店街団体又は中⼩企業等であることも勘案しながら、融資先の財務状況に応じた代位弁済の発生リスクに基づいて必要額を精査しなければならない。必要額を超えた残高については取崩を行うことになる。

建設整備償還資金特定資産(平成 23 年度末残高 177,025 千円)は、平成 22 年度より、横浜メディア・ビジネスセンター取得のための借入金の次期の返済の一部に充当するために、債務保証損失準備資産取崩額等の特定資産取崩額及び収⽀差額を原資に取得(積立)している。建設整備償還資金特定資産の積立額及び残高は、当該借入金の次期の返済額から当該借入金の返済額に充てる市の補助金を差し引いた額となっており、次期に借入金の返済に充てるため全額取崩

しされる。このため、建設整備償還資金特定資産の積立額及び残高は、借入金の次期の返済額が確定していることから、当該補助金の額に依存している。

平成 22 年度の積立額及び残高(346,612 千円)は、平成 23 年度借入金の返済額(346,612 千円)の全額を特定資産取崩額及び収支差額を原資に取得(積立)している。平成 23 年度に当該借入金の返済額に充てる補助金が交付されないためである。

平成 23 年度の積立額及び残高(177,025 千円)は、平成 24 年度借入金の返済額(290 百万円)から平成 24 年度に当該借入金の返済額に充てる補助金(113 百万円)を差し引いた額を特定資産取崩額を原資に取得(積立)している。

なお、横浜メディア・ビジネスセンター取得のための借入金は平成 25 年度に完済となるため、建設整備償還資金特定資産については平成 26 年度以降不要になる。

## ② 事業費及び管理費の精査の必要性について(監査の意見)

横浜企業経営支援財団(IDEC)は横浜市の中小企業振興施策の実施機関である。横浜企業経営支援財団(IDEC)は、効率的な事業執行すなわちより多くの事業収入を獲得しより少ない費用で事業を執行することが求められる。横浜市は、横浜企業経営支援財団(IDEC)の事業収入や事業費及び管理費等を十分に精査した結果に基づいて補助金の額を決定し、費用の削減に努めなければならない。横浜市は、横浜企業経営支援財団(IDEC)の予算と決算を比較分析し、翌々年度の予算査定にフィードバックすることによって、事業費が事業収入によって賄うことができないと認められた額をもって補助金を交付する必要がある。

横浜企業経営支援財団(IDEC)において、横浜市の中小企業振興策を実施するための事業費及び管理費等は、振興策の利用者からの収入等、施設賃貸料収入等及び横浜市からの補助金収入及びによって賄われている。

また、横浜企業経営支援財団(IDEC)は、平成 21 年度、平成 22 年度及び平成 23 年度にかけて組織人員体制、事業及び事業体制の見直しを行っている。平成 21 年度に横浜市の方針により産業活性化支援事業の直接貸付制度が廃止となり利息収入(240 百万円程度)を得られなくなっているなど、収支構造も大きく変化している。

施設賃貸料収入では、平成 23 年度末において5施設の入居率は 90%程度以上であるが、横浜金沢ハイテクセンター・テクノコアの入居率が 79%であり、また、平成 23 年度において横浜金沢ハイテクセンター・テクノコア、横浜市金沢産業振興センター及び横浜情報文化センターの会議室稼働率が 10%、12%及び 56%であり、公的施設の入居率又は稼働率としては低いと思われる。入居又は会議室利用の促進を図り、より多くの収入を獲得することが望まれる。なお、横浜市の政策目的に対応した入居者に対して施設賃貸料収入の減免を行っており、その減免額(平成 23 年度)は 6 施設合計 293,280 千円となっている。

事業費及び管理費では、横浜市との第 3 期協約(平成 23 年度～平成 26 年度)により「管理事務経費支出を平成 19 年度から平成 21 年度までの決算平均値比 20%以上削減します。」としている。この削減額は概ね 10 百万円であり、平成 23 年度の事業費支出及び管理費支出 445 百万円

の2.2%に過ぎない。より一層の事業費及び管理費の削減目標を設定することが望まれる。

横浜市は、横浜企業経営支援財団(IDEA)の事業費及び内部留保(特定資産及び収支差額)の精査を十分に行っていない。

横浜メディア・ビジネスセンター取得のための借入金の返済額に充てる市の補助金(横浜メディア・ビジネスセンター支援事業)について、返済当初から当該借入金の返済額に充てる補助金を交付していた。平成23年度からこの方針を変更し、横浜企業経営支援財団(IDEA)の内部留保(特定資産及び収支差額)を充てることとして補助金の額を決定している。平成23年度には内部留保により返済額の全額に充てることができるとして当該補助金を交付しなかった。平成24年度には返済額の一部に補助金が交付されている。平成23年度と平成24年度の補助金の額の決定における内部留保の精査内容には統一された考え方が見受けられない。厳格な精査を実施して補助金の額を決定するべきである。

なお、事業費の精査の必要性については、I. 誘致・国際経済費 1-1アジア経済交流事業「事業報告書の精査について」やIV. 経営支援費 3. 中小企業支援センター事業「補助事業要綱について」等にも記載している。

また、特定資産の必要額を精査し不要な額については取崩を行うべきことは「特定資産の取得、取崩及び残高について」に記載している。

## Ⅶ. 中小企業金融対策費

### ○中小企業金融対策費の内訳事業

内訳事業名	内容
中小企業融資事業	中小企業者の事業資金が円滑に調達できるよう、各種融資を行うとともに一部資金について保証料の助成を実施。あわせて、横浜市信用保証協会の経営基盤強化を行うもの。
産業活性化資金融資事業	市内中小・中堅企業の高度化と商店街・工業団地等の整備及び新しい成長産業の創出を促進するため、横浜市独自の融資を実施するもの。
中小企業経営安定事業	経営の悪化に苦しむ中小企業者に対し、経営相談、経営安定診断・指導等とあわせて、金融相談、セーフティネット保証の認定業務等を実施するもの。
産業振興特別資金融資事業	中小・中堅企業の集団化・共同施設整備等の民間事業を資金面から支援するため、取扱金融機関に資金の預託を行うことにより、長期・固定・低利の政策的資金を供給する融資制度。

(注) 中小企業者

資本金 3 億円(小売業・サービス業 5,000 万円、卸売業 1 億円)以下、または、従業員が 300 人(小売業 50 人、卸売業・サービス業 100 人)以下の個人・会社(中小企業信用保険法第2条に定めるもの)。

### 1. 中小企業制度融資事業

中小企業制度融資事業は、中小企業制度融資事業、信用保証料助成等事業及び信用保証促進事業から構成される。

#### 1-1 中小企業制度融資事業

##### (1) 事業の概要

中小企業融資事業は、中小企業制度融資事業、信用保証料助成等事業、信用保証促進事業の3つの事業に大別されている。そのうちの中小企業制度融資事業は、市内中小企業の健全な発展と振興に資するため、預託金を利用した間接融資により各種の資金融資を実施するものである。

##### ① 中小企業融資制度とは

地方公共団体が行う中小企業者に対する融資は、直接融資と間接融資に大別される。

直接融資は地方公共団体が直接的に中小企業者へ融資するものであり、間接融資は地方公共団体が第三者機関を経由して、間接的に中小企業者へ融資するものである。

間接融資の方法として預託金方式を採用する地方公共団体が多いが、この方式は、地方公共

団体が一定額を預託金として金融機関へ預け入れ、金融機関はこの預託金に自己資金を加えて事業者へ融資するものである。横浜市の融資制度は預託金方式による間接融資である。

## ② 中小企業融資制度の根拠法

地方公共団体が行う中小企業者に対する融資制度を具体的に定めた法令はない。中小企業者の振興を図ることを目的とする法律として中小企業信用保険法があるが、この法律は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行う制度について定めたものであり、地方公共団体が行う中小企業者に対する融資制度の枠組みを直接的に定めたものではない。したがって、各地方公共団体は、それぞれの団体の考え方に基づいて中小企業者に対する融資を行っており、横浜市は、横浜市中心企業融資制度要綱(以下「制度要綱」という。)に基づいて制度融資を実施している。

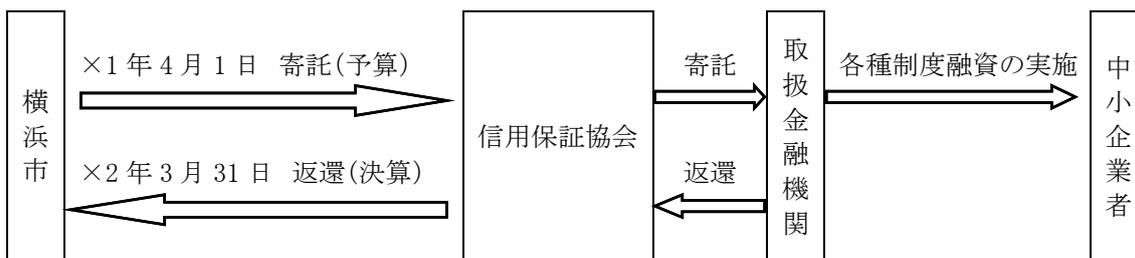
## ③ 預託金方式による間接融資について

預託金方式による間接融資の場合、地方公共団体は中小企業融資を取り扱う金融機関と契約を締結し、その契約に基づいて預託金を預け入れ、金融機関はその預託金に、契約で定められた倍率を乗じた額を融資枠として融資を実行する。預託金は各年度末に地方公共団体に返還され、預託額を見直し、翌年度改めて預託される。

金融機関への預託金は無利子であるか、有利子でも非常に低利子であることが一般的である。このため、中小企業融資制度を取り扱う金融機関にとっては、調達コストがかからない、もしくはかかっても低コストの資金を融資に回すことができる。一方、預託金を支出する地方公共団体にとっては、倍率を設定することによって、預託した額を上回る融資が実行されることになり、より多くの中小企業者が融資制度を利用することが可能となって、施策の効果を高めることができる。

横浜市は、横浜市信用保証協会(以下「信用保証協会」という。)を経由して、制度要綱に定める横浜市の中小企業融資制度を取り扱う金融機関(以下「取扱金融機関」という。)に資金を預託している。そのため市は信用保証協会と預託金の取り扱いに関する契約(以下「寄託契約」という。)を結んでおり、取扱金融機関は信用保証協会と預託金の取り扱いに関する契約を結んでいる。

図 預託金の流れ



### ※ 預託の流れ

- ・ 4月1日に、貸付原資の一部として信用保証協会に寄託する

- ・ 信用保証協会は、市からの原資を取扱金融機関に同日に預託する
- ・ 3月31日に、取扱金融機関は信用保証協会に預託金を返還する
- ・ 信用保証協会は、同日に預託金を市に返還する

④ 横浜市の制度融資と預託金支出額の状況

横浜市の中小企業融資制度における資金の種類と当該資金に係る平成23年度の預託金の支出状況は下表のとおりである。

預託金の支出状況

(単位:百万円)

資金名		預託金支出額	
①小規模企業 資金	小規模企業資金	7,167	○小規模な企業
	小規模企業資金(小口特別)		
②振興資金		3,000	○一般的な事業資金が必要
③企業価値 向上資金	企業価値向上資金(成長支援)	784	○企業価値の向上を目指す ・環境への配慮 ・地域への貢献 ・技術・経営革新
	企業価値向上資金(地域貢献企業支援)	696	
	企業価値向上資金(環境経営支援)	321	
④創業ベンチャ ー促進資金	開業支援	1,056	○創業初期(5年以内) ○今後起業
	女性起業家支援		
	再挑戦支援		
	ビジネスプラン		
⑤経営安定 資金	経営安定資金	6,500	○売上や利益が減少している ○不況業種に該当している ○経営強化に取り組む ○災害の影響を受けている
	経営安定資金(地域産業雇用支援特別)	12,000	
	経営安定資金(セーフティネット特別)	13,379	
	経営安定資金(緊急支援特別)	5,000	
	経営安定資金(震災対策特別(5年型))	—	
	経営安定資金(円高対策資金)	—	
⑥緊急借換支援資金		16,000	○現在の借入金を借り換える
⑦震災対策特別(10年型)		5,000	○震災の影響を受けた
⑧緊急雇用対策資金		250	○新たな雇用に取り組む
⑨貿易振興金融		715	○貿易業
⑩流動資産担保資金		—	○売掛債権や在庫を活用した資金調達
⑪経営再建支援資金		—	○経営の再建を図っている
合計		71,868	

(出所)横浜市ホームページ及び一般会計決算事業別説明資料(歳出)より監査人が作成

次表及びグラフは、平成22年度及び23年度の資金の種類ごとの預託金支出額を示したものである。

預託金の支出状況

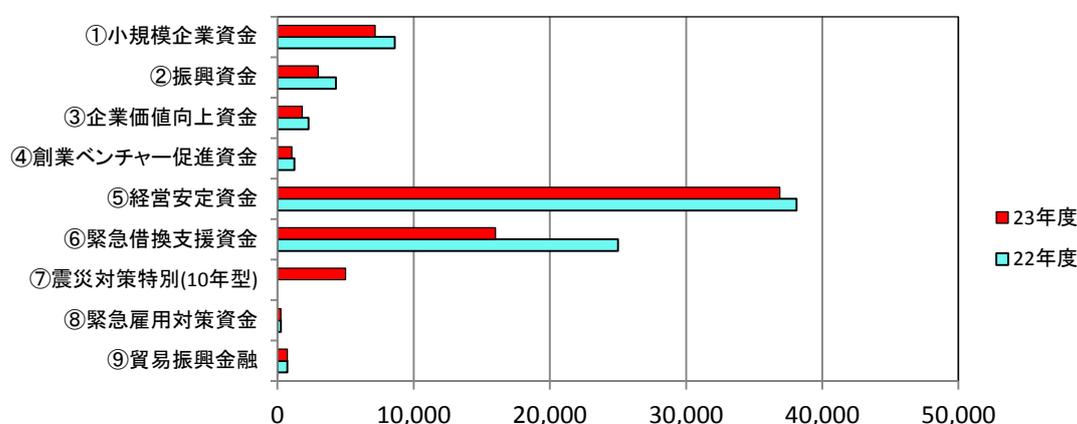
(単位:百万円)

制度名	22年度		23年度		増減
	支出額	割合	支出額	割合	
①小規模企業資金	8,600	10.7%	7,167	10.0%	△ 1,433
②振興資金	4,286	5.3%	3,000	4.2%	△ 1,286
③企業価値向上資金	2,278	2.8%	1,801	2.5%	△ 477
④創業ベンチャー促進資金	1,237	1.5%	1,056	1.5%	△ 181
⑤経営安定資金	38,121	47.4%	36,879	51.3%	△ 1,242
⑥緊急借換支援資金	25,000	31.1%	16,000	22.3%	△ 9,000
⑦震災対策特別(10年型)	-	0.0%	5,000	7.0%	5,000
⑧緊急雇用対策資金	250	0.3%	250	0.3%	-
⑨貿易振興金融	715	0.9%	715	1.0%	-
合計	80,487	100.0%	71,868	100.0%	△ 8,619

(一般会計決算事業別説明資料(歳出)より監査人が作成)

図 預託金の支出状況

(億円)



預託金支出額をみると、平成22年度は804億円、平成23年度は718億円で平成23年度は22年度よりも86億円減少している。

融資制度別にみると、両年度とも経営安定資金に係るものが大きな割合を占めている。経営安定資金に係るものは、平成22年度は631億円で全体の78.4%、平成23年度は528億円で全体の73.6%で、平成23年度は22年度よりも102億円減少しており、全体に占める割合も4.8ポイント減少している。

平成23年度は、新設された震災対策特別(10年型)に係る預託金が50億円支出され、全体の7.0%を占めており、そのほかでは、小規模企業資金(10.0%)、振興資金(4.2%)に係る預託金支出額の割合が比較的に高い。

小規模企業資金に係るものは、平成22年度は86億円、平成23年度は71億円で平成23年度は22年度よりも14億円減少している。振興資金に係るものは、平成22年度は42億円、平成23年度は30億円で平成23年度は22年度よりも12億円減少している。

そのほかでは、企業価値向上資金及び創業ベンチャー促進資金に係る平成 23 年度の預託金支出額は前年度より減少しており、緊急雇用対策資金及び貿易振興金融に係る預託金支出額は 22 年度と同額となっている。

#### ⑤ 市と信用保証協会の寄託契約

市と信用保証協会は平成 23 年 4 月 1 日に寄託契約を締結しており、震災対策特別資金(10 年型)のみは平成 23 年 6 月 1 日に寄託契約を締結している。

寄託契約の主な内容は次のとおりである。

#### 寄託契約の概要

項目	内容
預託資金の預託	表に記載した支出額(利率は年 0.0%)
預託条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 信用保証協会は、市が別に指示する預託条件・配分書に従い、寄託を受けた預託資金を金融機関に預託する。</li> <li>○ 預託に係る預金の種類は、原則として決済用預金(無利子の普通預金)とする。</li> <li>○ 信用保証協会は、金融機関への預託に際し、横浜市中心企業融資制度に関する必要な事項について金融機関と覚書を交換することとし、その写しを市に提出する。</li> </ul>
寄託期間	平成 23 年 4 月 1 日(震災対策特別(10 年型)は平成 23 年 6 月 1 日)から平成 24 年 3 月 30 日まで
寄託資金の返納	信用保証協会は、平成 24 年 3 月 30 日に預託を受けた資金及び利息を市に返納する。
寄託資金の運用	信用保証協会は寄託を受けた資金の運用にあたっては、横浜市中心企業融資制度要綱に規定する事務を誠実かつ迅速に執行する。

### (2) 事業費の推移、主な内訳

#### ① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予算額	105,675,000	80,487,000	71,868,000
決算額	105,675,000	80,487,000	71,868,000

(注)事業費の財源:その他 100%

#### ② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度決算額	主な内容
貸付金	71,868,000	金融機関への預託金
合計	71,868,000	

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 預託金に関するディスクローズについて(監査の意見)

預託金方式による間接融資は、地方公共団体が一定額を預託金として金融機関(もしくは当該地方公共団体に設置されている信用保証協会)へ預け入れ、金融機関はこの預託金に自己資金を加えて事業者へ融資するものである。融資を利用する中小企業者だけではなく取扱金融機関にもメリットがあり、多くの地方公共団体で実施されている制度である。

預託金を支出する地方公共団体においても、運用を決済性預金に限定することで安全性を確保しており、また、年度初めに支出した預託金は年度末に返納されるため、年間を通してみればキャッシュインとキャッシュアウトが同額となる。さらに、決算上は収入と支出が同額計上されることから、地方公共団体の収支を悪化させることもない。このように地方公共団体には財政コストや財政負担が生じていない制度のように感じられるが、実質的には負担やコストが生じており、そのことは市も同様である。

年度末に返納された預託金は、翌年度の初めに改めて金融機関(市の場合は信用保証協会)に預託される。ここで翌年度の預託額が前年度の額を下回れば、その差額は市の手許に残ることになるが、前年度の額を上回る額を預託する場合は、その増加分だけ追加のキャッシュアウトが必要になる。また、年度末に返納されるとはいえ、一定額の資金が一年間拘束されてしまうことになり、平成23年度は718億円の資金が預託金として拘束されていたことになる。

資金が拘束されることについては、財政コストとしての機会費用の発生が一般的に指摘されるところである。市は、信用保証協会(実質的には取扱金融機関)に対して無利子で預託を行うことで、仮にそうでなければ獲得できたであろう預託金の運用収入を放棄したことになり、その金額が機会費用として市が負担した財政コストに相当すると考えられる。

以上は、預託金方式による間接融資を採用している地方公共団体に共通の事情であり、市固有のものではないが、ここで重要なのは、融資を利用している中小企業者を含めた横浜市民が、市が行っている預託金方式による間接融資の仕組みや現況をどこまで正確に理解しているのかという点である。

市民の理解を促すためには、制度の仕組みや現況についてのディスクローズが重要となるが、市の現在のディスクローズは十分とはいえない。

例えば、市では、横浜市中企業振興基本条例に関する取り組みとして、中小企業振興施策の取組状況報告書(以下「取組状況報告書」という。)を毎年度作成・公表しており、平成23年度の取組状況報告書を平成24年9月11日に公表している。この取組状況報告書には中小企業融資事業についての記載はあるが、預託金については言及されていない。また、経済局のホームページ(「中小企業融資制度のご案内」)でも、預託金そのものについての説明は確認できなかった。

一定の財政負担や財政コストが発生している以上、市はその状況を市民に正確に伝える義務がある。現在でも各種の予算及び決算の公表資料などでは預託金の説明は行っているが、取組状況報告書やホームページでの取り扱いも含め、預託金方式による間接融資制度の仕組みとその

現状について、より積極的にディスクローズを進める必要がある。

② 預託金額の設定方法に対する考え方(監査の意見)

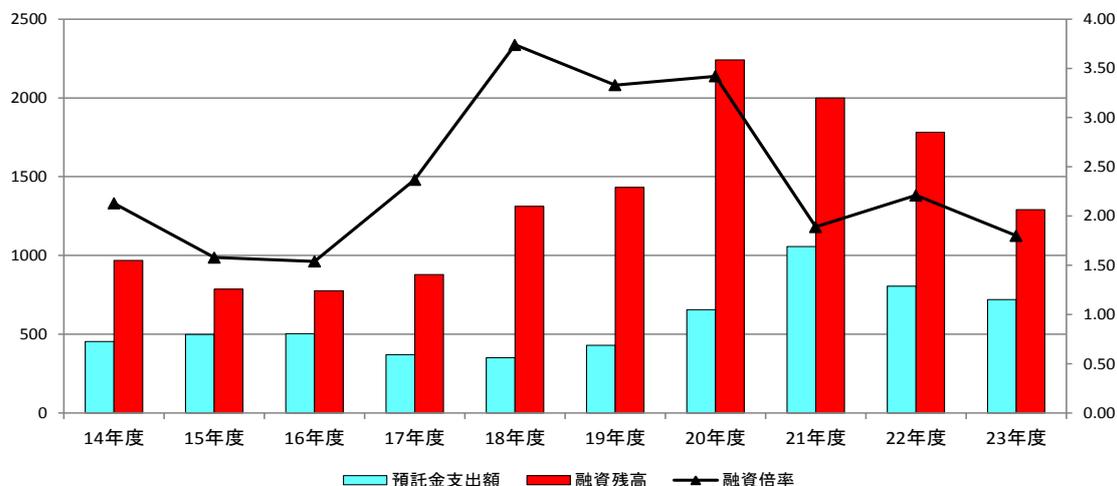
次表及び次図は、平成14年度からの平成23年度までの預託金支出額、制度融資実績及び融資倍率の推移を示したものである。

預託金支出額、融資実績及び融資倍率の推移

(単位:億円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
預託金支出額①	454	499	503	371	351	430	656	1,057	805	719
融資実績②	969	786	776	879	1,311	1,432	2,241	2,000	1,781	1,291
②/①	2.13	1.58	1.54	2.37	3.74	3.33	3.42	1.89	2.21	1.80

図 預託金支出額、融資実績及び融資倍率の推移



平成19年度から23年度までの数値は「一般会計 決算事業別説明資料(歳出)」より、平成14年度から18年度までの数値は「平成18年度 横浜市一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査意見」41ページのデータを利用。

預託金支出額と融資実績を比較すると、各年度とも融資実績が預託金支出額を上回っているが、融資実績を預託金支出額で除した数値(以下「融資倍率」という。)は、年度ごとに大きく変動している。例えば、平成23年度の制度融資実績(1,291億円)は、平成18年度(1,311億円)とほぼ同水準であるが、預託金支出額は平成18年度の351億円に対して、平成23年度は718億円で2倍強の水準となっており、融資倍率も平成18年度の3.74に対して平成23年度は1.80で2分の1以下となっている。このように、資金毎に融資倍率が異なるものの、表や図を見る限りでは全体として、預託金額と融資実績の間には明確な比例関係はないといえる。

現状は、預託金額を増やせばそれに応じて融資実績も増えるという状況ではないため、預託金額の設定方法についての考え方が重要となる。このことについて、現状の預託金額は、資金毎に

融資倍率(協調倍率)による融資目標額に基づいて設定した預託金額をもって予算を積算し、予算で認められた額を支出しているが、本来はいくら必要なのかという視点が必要である。融資実績のこれまでの推移の分析等を踏まえ、適切な融資目標額を設定し、その目標額に対して効率的に預託を行う必要がある、そのことは市民に対する説明責任を果たす上でも重要である。

上述したように、預託金にも実質的には財政的負担や財政的コストが生じている以上、財政状況の厳しさが増している昨今の状況も踏まえ、預託金額を設定する際には、中小企業の資金ニーズに十分応えられるようにするとともに、効率性や経済性もより一層重視する必要がある。

### ③ 平成 23 年度の預託金額の設定について(監査の意見)

次表は、平成 22 年度及び 23 年度の実際の融資倍率と制度要綱が定める融資倍率である。

融資倍率の状況(平成 22 年度、平成 23 年度)

(単位:百万円)

制度名	平成 22 年度			平成 23 年度			融資実績の比較 ④ - ③
	預託金 ①	融資実績 ②	融資倍率 ②/①	預託金 ③	融資実績 ④	融資倍率 ④/③	
①小規模企業資金	8,600	7,648	0.89	7,167	8,183	1.14	535
②振興資金	4,286	15,604	3.64	3,000	15,100	5.03	△ 503
③企業価値向上資金	2,278	1,179	0.52	1,801	473	0.26	△ 706
成長支援	609	329	0.54	663	205	0.31	△ 124
地域貢献企業支援	657	761	1.16	696	226	0.32	△ 535
環境経営支援	326	86	0.27	321	42	0.13	△ 44
産業立地促進	231	-	0.00	47	-	-	-
ものづくり支援	227	2	0.00	-	-	-	△ 2
拠点整備特別支援	228	-	0.00	74	-	-	-
④創業ベンチャー促進資金	1,237	1,961	1.59	1,056	1,552	1.47	△ 408
⑤経営安定資金	38,121	65,611	1.72	36,879	65,365	1.77	△ 247
経営安定資金	6,000	9,236	1.54	6,500	7,543	1.16	△ 1,692
地域産業雇用支援特別	12,000	10,593	0.88	12,000	7,488	0.62	△ 3,104
セーフティネット特別	20,121	45,453	2.26	13,379	15,912	1.19	△ 29,541
緊急支援特別	-	-	-	5,000	601	0.12	601
震災対策特別(5 年型)	-	-	-	-	33,061	-	33,061
円高対策資金	-	329	-	-	757	-	428
⑥緊急借換支援資金	25,000	80,802	3.23	16,000	24,132	1.51	△ 56,669
⑦震災対策特別(10 年型)	-	-	-	5,000	9,154	1.83	9,154
⑧緊急雇用対策資金	250	50	0.20	250	51	0.20	1
⑨貿易振興金融	715	4,381	6.13	715	4,232	5.92	△ 149
⑩流動資産担保資金	-	848	-	-	836	-	△ 12
⑪経営再建支援資金	-	35	-	-	33	-	△ 1
合計	80,487	178,122	2.21	71,868	129,115	1.80	△ 49,007

※1 ビジネスプランのみの場合は 2 倍以上

(出所)横浜市資料より監査人が作成

平成 23 年度の預託金の当初予算額は 66,868 百万円であったが、震災対策特別資金(10 年型)が新設されたことにより 5,000 百万円の預託金が追加され、預託金支出額の合計額は 71,868 百万円であった。

震災対策特別資金(10 年型)は、東日本大震災により被害を受け売上げの落ち込みが大きい市内中小企業等に対して長期かつ低利の資金を融資し、円滑な資金供給の確保を図ることを目的とするものである。平成 23 年度末の取扱金融機関の融資実績合計は 9,154 百万円で、利用状況からみると制度新設の効果は認められる。

しかしながら、震災対策特別資金(10 年型)も含めた制度融資全体と比較すると、平成 22 年度末の融資実績 178,122 百万円に対して平成 23 年度末は 129,115 百万円で、49,007 百万円減少している。預託金の支出額は平成 22 年度が 80,487 百万円、平成 23 年度は 71,868 百万円であることから、融資倍率は 2.21 倍から 1.80 倍へと 0.41 ポイント減少している。

平成 22 年度と平成 23 年度の融資実績を比較すると、セーフティネット特別(経営安定資金)と緊急借換支援資金の減少額が大きい。

セーフティネット特別(経営安定資金)の融資実績は、45,453 百万円から 15,912 百万円で 29,541 百万円減少しており、緊急借換支援資金は、80,802 百万円から 24,132 百万円で 56,669 百万円減少している。融資倍率をみると、セーフティネット特別(経営安定資金)は 2.26 から 1.19、緊急借換支援資金は 3.23 から 1.51 へと大きく下落している。

震災対策特別(5 年型)と震災対策特別資金(10 年型)を合わせた融資実績は、42,216 百万円に達しており、平成 23 年度の融資実績全体の約 3 割を占めていることから、他のニーズの一部は、震災対策特別資金(10 年型)に移ったのではないかと推測される。

震災対策特別資金(5 年型)も震災対策特別(10 年型)と同様に年度途中で新設された資金であるが、年度途中で新設された資金に関しては、増額補正を行って預託金を設定する場合と、既存の融資枠を活用し、予算の増額補正を行わない場合がある。震災対策特別資金(5 年型)は、預託金の増額補正を行わず、既存の融資枠を活用しての対応となっている。

平成 23 年度の融資実績を見る限りでは、預託金方式による間接融資そのものには効果が認められるとしても、資金別に設定されている預託額はそれぞれ適切であったか、あるいは、震災対策特別資金(10 年型)を新設した際には 5,000 百万円の預託金を追加したが、その効果は表れているのかなど、個々の施策については十分な検証が必要である。

平成 23 年度は、未曾有の震災に対して万全の対応を図るとしており、特別な状況ではあったが、個々の施策の成果について、当初の見込みと比較してどの程度まで達成することができたのか、見込みとの違いが生じていた場合にはその原因がどこにあったのかなどを十分に検証し、今後の制度融資や預託金のあり方に結び付けていく必要がある。

## 1-2 信用保証料助成等事業

### (1) 事業の概要

中小企業者の負担軽減のため本市制度融資の一部資金について保証料の一部(または全部)補助を行うものである。

事業は、横浜市中企業融資制度要綱及び横浜市中企業融資制度保証料助成事務取扱要領に基づいて行われている。

#### ① 信用保証料補助金について

横浜市中企業融資制度のうち一部資金については、中小企業者の信用保証料の負担を軽減するため、保証料の一部を横浜市が助成している。

中小企業者が横浜市中企業融資制度を利用する場合は、信用保証協会の信用保証を付けないとならず、信用保証協会が定める料率に基づいて算定される信用保証料を支払うことが原則となる。

資金の種類によっては、市が制度要綱において別途信用保証料率を定めており、中小企業者は、この料率に基づいて算定される信用保証料を信用保証協会に支払うことになる。信用保証料補助金は、市が制度要綱で定めている信用保証料と信用保証協会の所定保証料との差額を市が信用保証協会に助成するものである。

市が制度要綱で定めている信用保証料率と平成23年度の信用保証料補助金及び融資実績の関係は次表のとおりである。

信用保証料補助制度の状況

(単位:千円)

資金名		信用保証(保証料率)	市の助成	信用保証料補助金	融資実績
①小規模企業 資金	小規模企業資金	0.45~1.14%	有	93,459	8,183,565
	小口特別	0.50~1.32%			
②振興資金		0.45~1.90%	無	—	15,100,493
③企業価値 向上資金	成長支援	0.45~1.90% (条件によっては100万円を 上限に市が1/2を助成)	有	4,503	205,000
	地域貢献企業支援		有	2,398	226,030
	環境経営支援		有	545	42,000
④創業ベンチャー 促進資金	開業支援	0.80% (条件によっては0.45~0.80%)	有	2,486	1,552,570
	女性起業家支援	0.20% (条件によっては0.1125~0.475%)			
	再挑戦支援	保証料免除(保証は必要)			
	ビジネスプラン	0.45~0.8%(必要に応じて)			
⑤経営安定 資金	経営安定資金	0.45~1.90%	有	7,967	7,543,365
	地域産業雇用支援特別	0.45~1.90%	無	—	7,488,694
	セーフティネット特別	1~6号の認定の場合1.00% 7・8号の場合0.85%	無	—	15,912,498

資金名	信用保証(保証料率)	市の助成	信用保証料補助金	融資実績
緊急支援特別	0.60%(市助成後)	有	2,801	601,500
震災対策特別 (5年型)	0.8%(10年型と合算で累計融 資額3,000万円まで全額助成)	有	772,430	33,061,640
円高対策資金	—	無	—	757,890
⑥緊急借換支援資金	0.60%	有	651,211	24,132,190
⑦震災対策特別(10年型)	0.8%(5年型と合算で累計融 資額3,000万円まで全額助成)	有	275,937	9,154,755
⑧緊急雇用対策資金	0.45~1.90% (100万円を上限に1/2助成)	有	794	51,000
⑨貿易振興金融	—	無	—	4,232,371
⑩流動資産担保資金	0.68%	無	—	836,090
⑪経営再建支援資金	0.45~1.90% (100万円を上限に1/2助成)	有	1,659	33,500
⑫少額私募債保証制度(※1)	—	有	4,472	—
合計		—	1,820,668	129,115,151

(出所)横浜市ホームページ及び一般会計決算事業別説明資料(歳出)より監査人が作成

※1 少額私募債保証制度は平成22年度に終了した制度だが、保証料助成は貸付実行処理が完了した年度に支出することになっており、当制度の貸付実行処理は23年度に完了しているため、信用保証料補助金が23年度に支出されている。

## (2) 事業費の推移、主な内訳

### ① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
予算額	612,242	1,494,076	1,593,294
決算額	1,146,223	1,732,208	1,822,627

(注)事業費の財源:その他 100%

### ② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成23年度決算額	主な内容
旅費	43	
需用費	941	
役務費	55	
委託料	895	
使用料及び賃借料	20	
負担金、補助及び交付金	1,820,671	信用保証料補助金
合計	1,822,627	

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 信用保証料率の定め方について(監査の意見)

横浜市中企業融資制度を利用する場合に中小企業者は、表に示した保証料率に基づいて算定される信用保証料を信用保証協会に支払わなければならない。資金はそれぞれ対象者や目的が異なることから、市では、各資金の特徴を踏まえ、また、事業の推進等に関する政策的な判断を行うなどして、表に示した保証料率(助成率)を決定している。例えば、現状においては、小規模企業を対象とするものや、特に経営安定を目的とする資金、中小企業の価値の向上、創業の促進など政策的により支援が必要だと考えられる資金ほど手厚い助成になるよう配慮している。

小規模企業を対象とする小規模企業資金や、経営安定を目的とする経営安定資金などは融資実績も多く、信用保証料補助金の支出額も比較的に多い。一方、中小企業の価値の向上を図る企業価値向上資金などは融資倍率が1.0を下回っている(表参照)など融資実績が少なく、信用保証料補助金の支出額も少額である。また、創業の促進を促すための創業ベンチャー促進資金に係る融資実績や信用保証料補助金の支出額も比較的少額に留まっている。現状は、小規模企業資金や経営安定資金に対する需要は比較的に旺盛であるが、企業価値向上資金や創業ベンチャー促進資金への需要は低調となっている。

資金需要は、社会情勢や経済状況の影響を多分に受けると思われるが、融資実績の増加がみられないなど政策の効果が十分ではないと判断される場合には、当該資金に係る信用保証料補助金の廃止も視野に入れ、信用保証料補助金のあり方の見直しを行う必要がある。

このことについて、市では、保証料助成率の決定について、中小企業への経営安定のための支援や、企業価値の向上、創業の促進といった政策の推進が保証料助成事業の目的であり、資金需要や融資実績だけで保証料助成率を設定することは適切ではないと考えているとしている。(そのため、振興資金などは、融資実績は大きい、公的支援の意義が相対的に薄いことから助成をしていない。)

上記の考え方をすべて否定するものではないが、重要なのは、市が行った政策判断の成果を検証し、その後の施策に活かしていくことである。

政策として実施する以上、市はその効果を検証する必要がある。社会情勢や経済状況等については定量的な指標を示すことが難しいこともあり、企業価値の向上、創業の促進といった政策の効果をどのように検証して、助成内容の必要性や妥当性をどのように検討しているのかが明確になっていない。融資実績は定量的な指標であることから、政策の効果を検証する尺度の一つとして十分に有効であると考え。そして、融資実績と合わせて社会情勢や経済状況等の分析をもって、企業価値の向上、創業の促進といった政策の効果を検証して、助成内容の必要性や妥当性を検討していることを市民に対して明らかにしていくことは重要である。

信用保証料補助金については、政策を実施すること自体を目的とするのではなく、政策の効果にも十分に留意していく必要がある。

### 1-3 信用保証促進事業

#### (1) 事業の概要

横浜市信用保証協会への市制度融資分の代位弁済に対する損失補てんを行うことにより、積極的な保証の促進を目的としている。

事業は、横浜市代位弁済補てん金交付要綱に基づいて行われている。

#### ① 制度の概要

横浜市代位弁済補てん金交付要綱は、補てんの対象となる損失を次のように定めている。

補てんの対象となる損失

項目	内容
原則 (交付対象)	信用保証協会が次に掲げる横浜市の要綱に基づき保証した債務について代位弁済したもののうち、主たる債務並びに利息及び延滞利息の合計額を代位弁済補てん金の交付対象とする。 1) 横浜市中心企業融資制度要綱 2) 横浜市建物移転資金融資制度要綱
例外① (交付対象)	信用保証協会が中小企業信用保険法に基づく保険を付したのものについては、主たる債務並びに利息及び延滞利息の合計額から、受領し又は受領すべき保険金の額を控除した額を代位弁済補てん金の交付対象とする。
例外② (交付対象外)	中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(※1)であって、平成20年10月1日以降に信用保証協会が保証承諾したものに係る信用保証協会の損失は、代位弁済補てん金の交付対象としない。
例外③ (交付対象)	中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証であって、平成20年10月1日以降に信用保証協会が保証承諾したもので、中小企業信用保険法第2条第4項第7号または第8号のいずれかの事由に該当することについて市区町村長の認定(※2)を受けた特定中小企業に係る信用保証協会の損失は、代位弁済補てん金の交付対象とする。
例外④ (交付対象外)	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条に規定する東日本大震災復興緊急保証(※3)であって、信用保証協会が保証承諾したものに係る信用保証協会の損失は、代位弁済補てん金の交付対象としない。

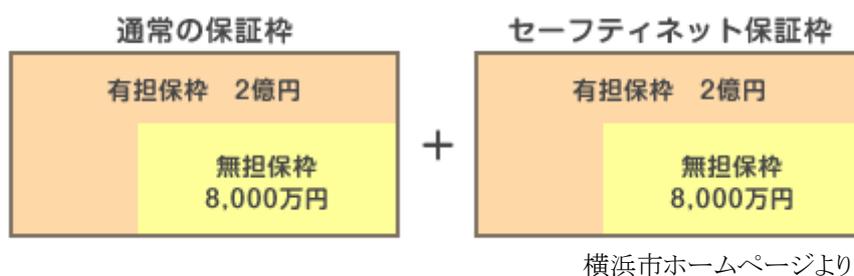
#### ※1 経営安定関連保証について

経営安定関連保証とは、景気の低迷などにより経営の安定に支障を来している中小企業者を支援するための保証制度で、セーフティネット保証ともよばれている。制度の枠組みは中小企業信用保険法第12条に規定されているが、制度が適用されるための要件は同法第2条第4項に規定

されている。

中小企業信用保険法第2条第4項では、中小企業者のうち表に示した要件に該当するとして、当該中小企業者の本店所在地(個人事業者の場合は確定申告書上の事業所所在地)を管轄する市町村長の認定を受けたものを特定中小企業者と定義している。

特定中小企業者としての認定を受けると、通常の保証枠とは別枠で、最大で無担保8,000万円・有担保2億円の保証の利用申込が可能となる。(ただし、融資の実行においては、認定とは別に金融機関および信用保証協会による審査がある。)



経営安定関連保証の対象となる中小企業者

分類		項目
第1号	連鎖倒産防止	民事再生、会社更生、破産などの法的手続に至った事業者であって、国が指定した事業者に対して、売掛債権などを有する中小企業者
第2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限	国が指定した、生産量や販売の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接又は間接の取引関係にあつて、売上等が一定程度減少している中小企業者
第3号	突発的災害(事故等)	突発的に発生した災害などにより著しい影響が生じているとして国が指定した地域及び業種に属する中小企業者であつて、売上等が一定程度減少している中小企業者
第4号	突発的災害(自然災害等)	突発的に発生した災害などにより著しい影響が生じているとして国が指定した地域にある中小企業者であつて、売上等が一定程度減少している中小企業者
第5号	業況の悪化している業種(全国的)	全国的に業況が悪化しているとして国が指定した業種を営む中小企業者であつて、売上等が一定程度減少している中小企業者
第6号	取引金融機関の破綻	経営破綻した金融機関と取引を行っていたことにより、借入が一定程度減少している中小企業者
第7号	金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整	国が指定した金融機関が合理化などを実施していることにより、借入が一定程度減少している中小企業者
第8号	金融機関の整理回収機構	金融機関からRCC(整理回収機構)に債権を譲渡された中小企業者で

分類		項目
	に対する貸付債権の譲渡	あって、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少し、かつ適切な事業再生計画を作成し、また RCC に対する債務の返済条件の変更を受けている中小企業者

※2 中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 7 号または第 8 号の認定

横浜市の信用保証促進事業では、上の表に示した要件に基づくセーフティネット保証で、平成 20 年 10 月 1 日以降に信用保証協会が保証承諾したものに係る信用保証協会の損失は、市の代位弁済補てん金の交付対象とはされず、信用保証協会自身の損失となる。ただし、表の要件のうち、第 7 号及び第 8 号に基づいたものについては、平成 20 年 10 月 1 日以降に信用保証協会が保証承諾したものについても代位弁済補てん金の交付対象となるため、市がその損失を負担する仕組みとなっている。

※3 東日本大震災復興緊急保証(※3)

東日本大震災により直接または間接被害を受けた中小企業者を対象として、既存の制度に加えて内容を拡充した資金繰り支援策である。

一般保証とは別枠で、セーフティネット保証、災害関係保証とあわせて、無担保 1 億 6 千万円、最大 5 億 6 千万円までの利用が可能となっている。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予算額	1,700,000	1,000,000	1,000,000
決算額	1,471,692	633,052	484,937

(注) 事業費の財源:その他 100%

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	484,937	信用保証協会代位弁済補てん金
合計	484,937	

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 金融円滑化法の影響について(監査の意見)

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(以下「金融円滑化法」という。)が、平成 21 年 11 月 30 日に国会で可決・成立し、同年 12 月 4 日に施行されている。

同法は、中小企業者への貸し渋りや貸しはがしを防ぐために、金融機関に対し、中小企業者から返済条件の変更要請があればできるだけ応じる義務を課した法律である。時限立法で当初は平成 23 年 3 月末が期限だったが、現在は平成 25 年 3 月末まで延長されている。

金融円滑化法施行後も中小企業者の資金繰りの状況は改善していないとの見方があるが、同法が再延長される見込みは今のところなく、同法終了後は、中小企業者が返済条件の変更要請を行っても金融機関がそれに応じないケースが増えるなどして、倒産件数が急増する可能性が高まっている。

このことについて東京商工リサーチによると、平成 24 年 1 月から 10 月の金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産が 193 件(前年同期比 53.1%増、前年同期 126 件)に達しており、特に 10 月は調査開始以来で最多の 31 件発生して増加ぶりが目立っているとしている。横浜市に関しては、平成 24 年 9 月時点では倒産数等に大きな変化はみられないが、今後、その数が増加する可能性は十分に考えられる。その場合には、信用保証協会の財務状況にも影響を与える可能性がある。

最も重要なのは、中小企業者の経営の安定を図ることであるが、中小企業の資金繰りなど必要な融資に対し適切な保証をすることを通じて、市内中小企業者の経営の安定を図るためにも、信用保証協会の財務の健全性の維持にも留意する必要がある。

市においては、中小企業者の倒産を未然に防ぐためにどのような役割を果たすべきなのかについて今まで以上に留意する必要があるが、同時に、信用保証協会の財務状況にもこれまで以上に留意しておく必要がある。

## 2. 中小企業経営安定事業

### (1) 事業の概要

経営の悪化に苦しむ中小企業者に対し、経営相談、経営安定診断・指導等とあわせて、金融相談、セーフティネット保証の認定業務等を実施することにより、既存の中小企業者の経営の安定を図るとともに再活性化を支援することを目的としている。

#### ① 事業区分

上表に示したように、中小企業経営安定事業は、経営診断事業、再挑戦支援事業及びセーフティネット保証認定業務等に大別され、これらの事業は横浜メディア・ビジネスセンタービルで行われていることから、その賃料・共益費等が発生している。なお、横浜メディア・ビジネスセンタービルは、公益財団法人横浜企業経営支援財団、神奈川新聞社、テレビ神奈川及び関東学院が共有している施設である。

#### ② 経営診断事業

経営診断事業とは、売上減少、資金繰り、財務、事業の縮小等の経営課題を抱えた中小企業者を対象に経営安定的な経営相談を実施するものである。相談の内容によってはコンサルタントによる経営診断を行っている。

下の表は経営診断事業の概要を示したものである。

経営診断事業の概要

項目	内容										
対象	横浜市内に本社または事業所・店舗・工場がある中小企業者及びその団体										
費用	無料										
相談の進め方	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">電話相談・面談</td> <td style="padding: 5px;">相談認定係の担当者が状況を尋ねて経営課題のポイントを整理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">現場で (事務所等)</td> <td style="padding: 5px;">担当者(課題によってはコンサルタントと一緒に)が、事務所・店舗・工場等の現場を訪ね、実際の状況を更に詳しく聞く。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">改善策をアドバイス</td> </tr> </table>	電話相談・面談	相談認定係の担当者が状況を尋ねて経営課題のポイントを整理する。	↓		現場で (事務所等)	担当者(課題によってはコンサルタントと一緒に)が、事務所・店舗・工場等の現場を訪ね、実際の状況を更に詳しく聞く。	↓		改善策をアドバイス	
電話相談・面談	相談認定係の担当者が状況を尋ねて経営課題のポイントを整理する。										
↓											
現場で (事務所等)	担当者(課題によってはコンサルタントと一緒に)が、事務所・店舗・工場等の現場を訪ね、実際の状況を更に詳しく聞く。										
↓											
改善策をアドバイス											

③ 再挑戦支援事業

相談窓口を設置し、廃業・倒産の経験がある経営者や、存続が厳しい企業経営者を対象に、再挑戦のための相談を行うとともに、必要に応じて再チャレンジアドバイザーを派遣するものである。

平成 23 年度の支援件数は 38 件であった。

④ セーフティネット保証認定業務

「1-3 信用保証促進事業」に記載した経営安定関連保証(セーフティネット保証)の認定業務について市は、横浜メディア・ビジネスセンターの6階に窓口を設けており、土曜、日曜、祝日を除く午前8時45分から午前11時まで、及び午後1時から午後4時まで認定の受付を行っている。

平成 23 年度は 7,262 件の申請があり、5,644 社を認定している。

(2) 事業費の推移、主な内訳

① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予算額	76,000	47,005	49,002
決算額	63,355	43,250	42,383

(注) 事業費の財源:その他 100%

② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度決算額	主な内容
(1) 経営診断事業	8,988	
報償費	8,988	
(2) 再挑戦支援事業	318	
報償費	216	
印刷製本費	102	
(3) セーフティネット保証認定業務等	25,168	
社会保険料	523	
賃金	3,441	
報償費	2,352	
消耗品費	99	
光熱水費	35	
通信運搬費	79	
委託料	13,117	
使用料及び賃借料	5,518	

(単位:千円)

節	平成 23 年度決算額	主な内容
(4)横浜メディア・ビジネスセンター賃料・共益費等	4,464	
光熱水費	72	
使用料及び賃借料	4,088	
会費及び負担金	303	
(5)その他	3,443	
旅費	188	
消耗品費	129	
食糧費	0	
印刷製本費	0	
通信運搬費	322	
委託料	2,349	
使用料及び賃借料	398	
備品購入費	0	
会費及び負担金	55	
合計	42,383	

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 経営診断事業・再挑戦支援事業について(監査の意見)

次表は、金融課が実施している経営診断事業と再挑戦支援事業の平成 23 年度の状況を示したものである。

経営診断事業は「経営相談」、「経営診断」及び「経営情報提供」に大別され、「経営診断」はさらに 7 つに事業に細分化されており、再挑戦支援事業もこの「経営診断」に含まれる。

「経営相談」と「経営情報提供」は金融課職員が対応しており、「経営診断」に含まれる事業は、金融課職員が対応しているもの、中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士、技術士等様々な資格を有する専門家(以下「民間診断員」という。)と金融課職員が共同で対応しているものに区分される。

経営診断事業の平成 23 年度の状況

(単位:件)

項目		対応	件数
経営相談		市職員対応	6,523
経営 診 断	経営安定診断(※1)	民間診断員活用、市職員対応*	64
	再挑戦支援事業(※2)	民間診断員活用、市職員対応*	38
	職員指導(※3)	市職員対応*	19
	転ばぬ先の杖診断(※4)	民間診断員活用	14
	事業承継ネットワーク支援事業(※5)	民間診断員活用	0
	コンピュータ財務診断(※6)	民間診断員活用	58

項目	対応	件数
行政プロジェクト診断(※7)	民間診断員活用、市職員対応*	114
小計		307
経営情報提供(※8)	市職員対応	—

- ※1 中小企業者、及び中小企業者団体(任意団体を含む)で、別途定める経営安定診断の対象に該当する場合、経営状況を現場において調査分析し、財務管理、生産工程の改善及び販売促進策等の経営上の問題点を指摘するとともに、その改善策について助言を行うものをいう。
- ※2 事業に失敗した企業経営者の横浜市内での再挑戦支援及び経営の継続に困難を生じているが将来再挑戦する意欲がある者へのソフトランディングサポートなどを行うものをいう。
- ※3 1、2回程度のアドバイスで終了する軽易な内容のもの及び経営安定診断等の診断を行った企業に対して、企業からの要望または金融課からの声掛けで実施するフォローアップで、民間協力診断員(中小企業診断士等)は活用せず職員のみで実施するもの。
- ※4 「転ばぬ先の杖診断」は横浜市信用保証協会が保証先企業の中で資金繰りに大きな課題を有している案件について協会からの依頼に基づいて行う財務を主体とした連携診断。この診断の後経営安定診断に移行することもある。
- ※5 経営者の高齢化が進行し後継者の確保が困難になっている中小企業者に対して、横浜弁護士会所属弁護士事務所や公認会計士、中小企業診断士等の専門家がネットワークを組んで事業承継に関する法律、税務、事業譲渡などに関する相談受ける事業。
- ※6 コンピュータシステムを利用した財務分析を行い、課題を発見して助言を行うものをいう。
- ※7 局内、局外のプロジェクトに対応した財務分析及び経営診断を行うものをいう。
- ※8 中小製造者向けに市内企業の財務データを統計解析し、横浜版経営指標を作成している。

金融課が実施している経営診断事業はいわゆる経営相談業務に該当するが、経営相談業務は、公益財団法人横浜企業経営支援財団(以下「IDEC」という。)や横浜市信用保証協会(以下「信用保証協会」という。))という。)も実施している。

金融課が実施している経営相談業務は、経営状況の悪化している企業を対象に経営の安定を図ることが主な目的で、IDECは発展途上にある企業に対して経営的なアドバイスを行う役割があり、信用保証協会は企業が信用保証を受ける際の経営相談が主な目的となっている。このように、現状では目的の差別化が図られている。

金融課は、経営相談業務に長期間従事している職員が複数名在籍しているなど、経営状況の悪化している企業の経営の安定化を図るためのノウハウは有していると思われる。また、市が中小企業振興施策を行っていく上では、IDECや信用保証協会などに全ての施策を委託するのではなく、一定程度市が直接関与することの方が、中小企業者の実情を直接的に認識することになり、既存の施策の見直しや新たな施策を検討する上でも有効と考える。

したがって、現状においては金融課が経営相談業務(経営診断事業)を実施する意義はあると考えるが、将来にわたって金融課が行う必然性があるかどうかについては留意しておく必要がある。事業を継続する前提条件としては、ノウハウを積み重ね、そのノウハウを十分に活用し、IDECや信用保証協会が行っている事業との差別化が図られていることなどが考えるが、このような条件が満たされなくなった場合には市が事業を行う必然性は乏しくなる。金融課は、経営相談事業を行うことの必然性について常に留意しておく必要がある。

### 3. 産業振興特別資金融資事業

#### (1) 事業の概要

中小・中堅企業の集団化・共同施設整備や横浜市が定める重点産業など、横浜市の産業振興にとって重要と判断される民間事業を資金面から支援するため、取扱金融機関に資金の預託を行うことにより、長期・固定・低利の政策的資金を供給する融資制度である。

当事業には、横浜市産業振興特別資金融資事業実施要綱が制定されている。

#### (2) 事業費の推移、主な内訳

##### ① 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初予算額	—	—	250,000
決算額	—	—	—

(注)事業費の財源:その他 100%

##### ② 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 23 年度決算額	主な内容
貸付金	—	
合計	—	

#### (3) 監査の結果及び意見

##### ① 事業の周知方法の見直しについて(監査の意見)

産業振興特別資金融資事業(以下「産業振興融資事業」という。)の概要は次のとおりである。

表 産業振興融資事業の概要

対象事業	① 重点産業事業(環境、健康、福祉等)における施設・設備整備事業 ② 経営革新のための工場等整備事業 ③ 市内への事業所の立地 ④ 集団化事業・共同施設整備事業(工業団地・共同店舗等)
融資対象者	中小・中堅企業及び組合(事業共同組合等)
資金使途	設備資金
融資額	原則として1千万円以上20億円以内
融資方法	取扱金融機関による貸付

融 資 期 間	原則として15年以内(据置期間1年以内を含む)
融 資 利 率	固定金利【長プラー0.25%】(下限1.5%)
連 帯 保 証 人	原則として主な役員2人以上
担 保	原則として徴する

産業振興融資事業は、平成23年度は融資実績がなく、平成24年度も8月末時点までは融資実績がない。

制度の利用が進まない原因として、制度スタート時に発生した東日本大震災の影響により、厳しい経済状況が続いたことがあると思われるが、融資対象とする事業が比較的大規模なため、融資を利用しようとする中小・中堅企業が限定されてしまうことも原因の一つと思われる。例えば、上表の対象事業に示した④集団化事業・共同施設整備事業(工業団地・共同店舗等)は、横浜市産業振興特別資金融資事業実施要綱によると、「工場、店舗、事務所などの集団化や効率的な共同工場や共同店舗づくりなど、適切な共同事業の実施と併せ、集団化及び共同施設整備により経営基盤の整備・強化を図る事業」とされており、中小・中堅企業が単独で実施することは難しい事業と思われる。

このように、同事業のニーズは限定されたものとなっているが、制度そのものがどこまで周知されているのかも不明なため、ニーズがないと断定することも難しい状況である。したがって、当面の間必要とされる対応は、より一層、同事業の周知を図ることと、同事業に対するニーズの把握に努めていくことと考える。

## Ⅷ. 横浜市信用保証協会について

### 1. 横浜市信用保証協会の保証承諾業務について

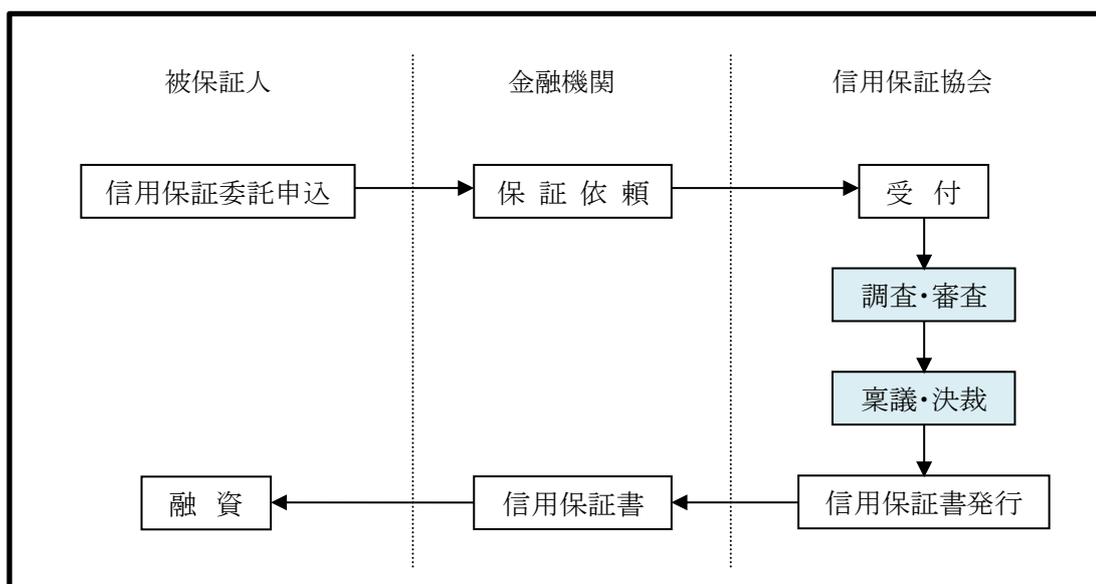
#### (1) 保証承諾手続の概要

保証承諾業務は、被保証人である中小企業者が金融機関を通じて信用保証協会に信用保証を依頼し、これに応じる形で信用保証協会が中小企業者に信用保証を行う業務である。信用保証協会では、保証依頼を受け付け、調査・審査を行い、稟議・決裁を経て保証を承諾する。承諾後、信用保証書を金融機関に発行する。

横浜市信用保証協会における保証承諾業務は、営業部保証課及び大口保証課、各支所(北部支所、西部支所、南部支所)の保証課が行っている。

調査・審査は、審査基準及び審査指針に従い進められる。具体的には、財務スコアリング結果等に応じて、企業ランク(注意先、要注意先他、ただし個人の場合はなし。)が設定され、企業ランクに応じた審査が行われる。しかし、企業規模や資金需要等によって当てはまらないケースもある。条件に当てはまらない場合には、必ず部署内で協議を行い、状況に即した対応をすることとされている。

なお、当該企業ランクは、金融庁の「金融検査マニュアル」における債務者区分(正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先)とは異なるものであり、保証承諾の審査時点において、破綻等が懸念される中小企業が含まれているものではない。



## (2) 実施した監査手続

### ① 監査の視点(監査要点)

保証承諾業務は、金融機関が信用保証協会に信用保証を依頼し、これに応じる形で信用保証協会が中小企業者に信用保証を行う業務である。しかし、信用保証協会は、金融機関が依頼した案件全てについて保証するわけではなく、審査指針等に則って審査し、保証を承諾している。

保証承諾業務の適否を監査するに際しては、保証承諾業務の当該審査指針等への準拠性を第一義的な論点、すなわち監査要点とするが、実際の保証承諾業務では、様々な状況にある中小企業者の要望に柔軟に対応するため、当該審査指針等への機械的・画一的な準拠は必ずしも要請されていない。したがって、個々の保証承諾案件の検討においては、下記の点についても併せて監査要点とする。

- 1) 客観的に見て、返済可能性の検討は十分に行われていると言えるか。
- 2) 財務評点が低い、あるいはデフォルト確率が高い原因を分析し、その克服までの道りが明確になっているか。
- 3) 今後の業績の改善見込みを検討した内容は論理的か。
- 4) 徴取した資料が互いに矛盾した内容になっていないか、あるいはその矛盾は審査業務の中で解消されたか。
- 5) 稟議書等に記載された保証承諾に至る考え方に飛躍はないか。

### ② 実施した監査手続

- 1) 信用保証協会の法人全般について、また、市の中小企業融資事業・中小企業経営安定事業に係る信用保証業務の実施方法と保証管理システムの機能及び帳票についてヒアリングを実施した。
- 2) 平成 23 年度における保証承諾について保証審査の内容を監査するため、抽出した保証承諾案件について保証稟議書及び保証申込書等を閲覧した。
- 3) 必要に応じて、信用保証協会の担当者に対し、抽出した保証承諾案件について質問を実施した。
- 4) 監査意見の原案について横浜市信用保証協会との意見交換を 2 回実施した。

### ③ 保証承諾取引の抽出基準

#### 1) 抽出範囲

平成 23 年度に保証承諾した案件 7,767 件のうち、下記の抽出基準に該当するものの中で、部署ごとに任意の件数を抽出する。

#### 2) 抽出基準(i) 該当件数 11 件、抽出件数 7 件

セーフティ保証が付されている案件で、平成 23 年度に事故報告書が受領されたもの、かつ、

借換えが行われたもの。

3) 抽出基準(ii) 該当件数 11 件、抽出件数 6 件

平成 23 年度に代位弁済が行われた案件。

4) 抽出基準(iii) 該当件数 34 件、抽出件数 13 件

セーフティ保証が付されている案件で、協会ランクが要注意となっているもの、かつ、増額借換えが行われたもの。

5) 抽出基準(iv) 該当件数 13 件、抽出件数 5 件

協会ランクが要注意となっている案件で、新規に保証承諾したもの。

6) 抽出基準(v) 該当件数 43 件、抽出件数 25 件

平成 23 年度に事故受付された案件でその事由が、「分割返済不履行」、「休業・廃業」、「預金・債権(仮)差押」、「担保(仮)差押・競売開始」、「債務整理委任」に該当するもの。

(説明)

上記の抽出基準は、次の二つに大別される。一つは、保証承諾後短期間で事故等に繋がった案件であり、当初の保証承諾業務において、十分な審査が行われていたかを検討する意図で抽出したものである。さらにもう一つは、信用保証協会自身が信用リスクの高い要注意先等に対して十分な審査を行っているかを検討する意図で抽出したものである。

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 返済可能性の十分な検討の必要性について(監査の意見)

金融円滑化法は、金融機関に、取引先中小企業の返済猶予等の貸付条件の変更の申出について極力応じることに努める義務を課している。そして、金融円滑化法及び同監督指針は貸付条件の変更に係る債務者との協議にあたり、経営再建計画の策定に向けて真摯に議論し、また、経営再建計画を策定する意思のある債務者からの要請がある場合には経営再建計画の策定を支援しなければならないとしている。金融円滑化法の狙いは、中小企業の借入に対して返済猶予を行い、返済猶予期間内に業績を改善させる足がかりを経営改善計画書によって整え、その後 3 年から 5 年のうちに正常化することにあるとされている。

一方、現在、信用保証制度はその多くをセーフティネット保証が占めている。セーフティネット保証では、銀行が行う融資にはたとえ融資先が倒産しても信用保証協会によって代位弁済される。このことから、銀行にとって信用リスクがないといえる。横浜市信用保証協会の保証承諾業務における審査の重要性が増している。

そして、横浜市信用保証協会は、中小企業の金融の円滑化に資するために、保証承諾業務の審査において、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めること(弾力的な対応)が求められている。

横浜市信用保証協会の保証承諾業務は、審査基準、審査指針に従い実施される。審査基準・

審査指針では、経営改善等の取組内容を求め、欠損計上理由等の業績の現況を把握し、今後の改善見通し、金融機関支援理由等について内容を精査することになっている。

信用保証制度は中小企業の金融の円滑化を目的としている。返済猶予等の貸付条件の変更後に直ぐに倒産等に至るようでは単なる延命策に過ぎず、金融の円滑化を逸脱しているといえる。

横浜市信用保証協会は保証承諾の審査において、保証申込企業の業績の現況把握、経営改善計画書による返済原資の検討及び資金繰りの検討を行い、返済可能性を担保することが必要である。返済可能性が十分でなければ金融機関を通じて中小企業により一層の経営改善を要請することが求められる。このことは、中小企業の経営改善をより一層進めることに繋がると考える。

そこで、保証承諾業務の監査において、保証承諾の審査では資金繰りを検討しているか、経営改善計画書等によって返済原資の確保又は資金繰りを検討しているかを通じて返済可能性を検討しているかに重点を置いて監査を実施した。

監査の結果及び意見は、抽出した保証承諾取引において審査基準・審査指針に違反する事例は発見されなかった。しかし、要注意先である中小企業への保証承諾において、返済可能性の検討すなわち保証申込企業の経営改善計画書等による返済原資の検討又は資金繰りの検討は十分に行われていなかった。要注意先への保証承諾では返済可能性を十分に検討する必要がある。そのうえ、返済可能性が十分ではない中小企業に対しては、金融機関を通じて一層の経営改善を要請することが求められる。

横浜市信用保証協会は、保証承諾を通じて中小企業が事業資金を調達できるように努めており、保証承諾の審査における横浜市信用保証協会の方針や考え方に意見を述べるものではない。保証承諾の審査において、要注意先である中小企業への返済可能性の検討を十分に行い、そのうち、返済可能性が十分とはいえない中小企業に対して金融機関を通じて経営改善を働きかけることを求めている。

金融円滑化法の期限後に、要注意先である中小企業は、経営改善を進めていなければ、返済猶予等の貸付条件の変更を受けにくくなり、資金繰りに窮して返済できなくなり、横浜市信用保証協会による代位弁済額は増えることが予想される。

返済可能性の検討が十分でない認められる理由は、大別して以下の2点である。

(返済可能性の検討が十分でないと思われる理由)

理由	抽出取引(課支所別)
資金繰りを十分に検討していない。経営改善計画等によって返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。	①-1、②-1 ③-1、③-2、③-3、③-4 ④-1、④-2、④-3、④-4、④-5 ⑤-2、⑤-3、⑤-4、⑤-5
資金繰り表を徴取しているものの、資金繰り表が短期間の収支を示すものであり、資金繰り表の収入又は支出の内容の実現可能性に疑義があること、また、資金繰り表の根拠となる経営改善計画等による収入増加または費用削減の内容の実現可能性に疑義があることから、返済原資又は返済資金の確保を十分に検討していない。	②-2、②-3 ④-6 ⑤-1

保証承諾は、平成 23 年度に 9,500 件 160,342,842 千円あり、同業務は保証課 7 人、北部支所 7 人、西部支所 7 人、南部支所 6 人の計 27 人によって実施されている。保証承諾件数が多いことから 1 件あたりにかけることができる時間は限られている。

保証承諾件数をランク別にすると要注意先は 13% 1,235 件、注意先は 17% 1,615 件である。要注意先(可能であれば注意先)を重点的に審査して、業績の現況把握、経営改善計画書等の検討、返済原資又は資金繰りの検討を行い、返済可能性を十分に検討し、そのうち、返済可能性が十分ではない中小企業に金融機関を通じて経営改善を求めることが必要である。

なお、横浜市は中小企業制度融資事業として横浜市信用保証協会を経由して預託金による間接融資を行っている。預託金は年度末に返済を受けることから、預託金が次年度に増額しなければ横浜市の追加支出はない。また、横浜市信用保証協会の代位弁済については、日本政策金融公庫の信用保険によって 70%~90%補填されており、横浜市は信用保証の一部について代位弁済が生じたときに代位弁済補てん金を交付しているにすぎない。そのうえ、横浜市は、信用保証の大きな割合を占めるセーフティネット保証については代位弁済の補填金の交付をしていない。

しかし、金融円滑化法の期限も近づき、中小企業は返済猶予等の貸付条件の変更を受けられない場合に資金繰りに窮することが予想される。中小企業が返済できないことによって横浜市信用保証協会が行う代位弁済額は増えると予想される。このため、横浜市の間接融資による保証制度が中小企業金融の安定化及び中小企業の再建のために効果が上がっているかを検証するために、横浜市信用保証協会の保証承諾業務を監査対象としている。

監査意見を付した抽出取引について以下に課支所別に記載する。(抽出取引については、中小企業者が特定されないように、また、審査基準が明らかにならないように記載している。)

(4) 課支所別の状況

① 保証課

①-1

保証制度名
緊急借換
保証金額
70,000,000 円
本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金使途は新たな販路開拓のための仕入資金である。借換により毎月返済額が減少する。</li> <li>・要注意先である。</li> <li>・債務超過である。</li> <li>・前期は商品 A の仕入困難に伴い、利益率の高い商品 B の販売が伸びたため当期利益を計上した。</li> <li>・今後、利益率の高い商品 B の販売に注力していき、利益率の更なる改善を目指し、当期利益の計上を目指すとしている。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰りを十分に検討していない。経営改善計画等によって返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先、債務超過にもかかわらず、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> <li>・資金繰りの根拠となる経営改善計画等において、今後の会社の業績を予測する上で誤認している点があり、将来の業績予測を慎重に行うべきである。会社は利益率の高い商品 B の販売増によって業績が改善している。しかし、これは、商品 A の仕入困難が全国的に発生したもので、したがって、会社の業績の改善とは言い難いと考ええる。</li> </ul>

② 大口保証課

②-1

保証制度名
雇用支援特別
保証金額
69,000,000 円
本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先</li> <li>・借入金の水準は、前々期と比較すると前期は減少しているが、依然高い水準である。高水準の要因は、前払金が多いためであり、資金繰りを圧迫している。</li> <li>・売上高は前々期大きく減少したが前期に大幅に回復している。当期の売上はさらに増加が見込めるとしている。</li> <li>・前期は赤字受注が多く貸倒損失もあり大幅な赤字決算である。</li> <li>・今期は利益率の高い受注を選別し不採算の受注を減らしている。その結果、当期上期は黒字を確保している。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰りを十分に検討していない。経営改善計画等によって返済原資又は資金繰りを確保していることを十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先であり、借入金の水準は高く、当期上期は黒字を確保したものの、前期が大幅な赤字であるにもかかわらず、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> </ul>

②-2

保証制度名
緊急借換
保証金額
60,000,000 円
本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金用途は受注が重なったことによる先行支払資金である。</li> <li>・債務超過である。</li> <li>・借入金の水準はやや高い程度である。</li> <li>・前期は受注減少し、大幅な赤字計上となった。</li> <li>・当期は市況回復及び営業努力により売上が回復し経費削減も行い、黒字に転化している。現状の売上は前期比 1 割減であるが年度末に売上が増加する見込みである</li> </ul>

監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰り表を徴取しているものの、資金繰り表が短期間であったり、資金繰り表の収入又は支出の内容の実現可能性に疑義があることから、返済資金の確保を十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先であり、債務超過であり、借入金の水準もやや高く、前期に大幅な赤字となっており、返済原資又は資金繰りの実現可能性に疑義があるが、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> <li>・資金繰り表が整合しておらず、返済原資又は資金繰りの確保について十分に検討していない。</li> <li>・資金繰り表に記載されている直近3カ月の収支実績は、全て支出が収入を上回っている状態である。返済原資又は資金繰りの確保について検討していない。</li> <li>・主要取引先からの受注は増加していることや例年年度末に売上が増加することが記載されているが、資金繰り表にはいずれも反映されていない。資金繰り表を徴取したにもかかわらず資金繰りを確保しているかどうかを検討しておらず、返済可能性の検討が十分に行われていない。</li> </ul>

②-3

保証制度名
セーフティネット特別
保証金額
55,000,000 円
本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先である。</li> <li>・借入金の水準は高い。借入金は増加している。</li> <li>・担保により保全されている。</li> <li>・当期は黒字を予定している。直近では経常収支マイナスであるが、今後売上増加要因もあり通期では経常収支プラスとなるとしている。</li> <li>・現在売上回復に向け販売方法の追加等様々な方策を講じており、売上回復の兆しが出てきている。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰り表を徴取しているものの、資金繰り表の収入又は支出の内容の実現可能性に疑義があることから、返済資金の確保を十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金繰り表が徴取されている。</li> <li>・要注意先であり、借入金の水準は高く、資金繰り表の収支が拮抗しており、返済原資の確保又は資金繰りの実現可能性に疑義があるが、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> <li>・資金繰り表の記載によれば、今後6ヵ月間は経常収支が拮抗しており、経常収支の余剰は見込めておらず、返済原資が確保されない虞がある。担保もあり、借換えしていくことを前提にしている状況が窺える。このような状況では、事業継続はできても返済可能であるとは言い難いと考える。</li> </ul>

③ 北部支所保証課

③-1

保証制度名
緊急借換
保証金額
7,000,000 円
本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金使途は手元流動性の確保である。</li> <li>・要注意先である。</li> <li>・前期は売上が半減し、2 期連続の赤字計上となった。</li> <li>・当期の試算表では売上横ばいながら、外注費の削減により最終利益確保する見込みである。収益体質改善が図れているとしている。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰りを十分に検討していない。経営改善計画等によって返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先であり、2 期連続の赤字が続いているにもかかわらず、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> </ul>

③-2

保証制度名
緊急借換
保証金額
65,000,000 円
本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先である</li> <li>・保証申込金額が多額である。</li> <li>・3 期連続の赤字である。役員報酬や減価償却を勘案すると実質的に利益が確保されるとしている。</li> <li>・大口取引先からの受注が増加している。</li> <li>・今後の受注を確保しながらも収益性の良い売を増やしていく方針であるとしている。</li> <li>・前期は売上が増加しており、業況回復傾向にある。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰りを十分に検討していない。経営改善計画等によって返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</p>

<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先であり、保証申込金額が多額であり、3 期連続の赤字が続いているにもかかわらず、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> <li>・役員報酬の支払いが過大であるためコスト削減の余地があるとしている。しかし、経営改善計画等に役員報酬の削減は示されていない。経営改善計画に役員報酬の削減を示して実行し、赤字を解消する見込みがなければ返済原資を確保しているとは言えない。</li> </ul>
--

③-3

保証制度名
緊急借換
保証金額
80,000,000 円
本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行経費支払に備えた手元資金確保のため保証申込をしている。借換によって返済額が減少する。</li> <li>・要注意先である。</li> <li>・保証申込金額が多額である。</li> <li>・災害の影響により、主要取引先からの受注が遅延している。</li> <li>・主要取引先からの受注が回復し、売上も回復見込であるとしている。</li> <li>・条件変更にて返済据置したが、受注及び売上が回復したことにより、返済を正常に戻している。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰りを十分に検討していない。経営改善計画等によって返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保証金額が多額であり、返済据置していたにもかかわらず、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> <li>・災害の影響による一時的なものではあり、売上は回復しているとのことであるが、資金繰り表や収支見込等により返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討する必要がある。</li> </ul>

③-4

保証制度名
小口特別
保証金額
2,000,000 円

<p>本件の内容</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金繰り安定のための保証申込である。</li> <li>・要注意先である。</li> <li>・借入金の水準は高い。</li> <li>・前期は売上が若干減少して赤字を計上している。</li> <li>・当期は試算表では売上横ばいであり、収支もほぼ均衡している。</li> <li>・主要取引先より安定的に受注を確保している。粗利は少なくなってきた。</li> <li>・資金繰りを確保するため、役員報酬を削減している。</li> </ul>
<p>監査の結果及び意見(監査意見)</p>
<p>資金繰りを十分に検討していない。経営改善計画等によって返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先であり、借入金の水準が高く、前期に赤字であり、当期も収支均衡であるにもかかわらず、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> </ul>

④ 西部支所保証課

④-1

保証制度名
震災特別⑤年保証料無
保証金額
5,000,000 円
本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金の用途は仕入資金である。</li> <li>・要注意先である。</li> <li>・売上は減少傾向である。震災の影響によりさらに減少している。</li> <li>・販売先は安定しているが、今後、新規顧客を獲得するために営業を強化する予定であるとしている。</li> <li>・3年連続赤字である。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰りを十分に検討していない。また、経営改善計画等によって返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先であり、3期連続して赤字が続いているにもかかわらず、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> <li>・3期連続して赤字であり、売上も減少傾向である。売上の減少は震災の影響であるとしているが、それ以外の要因もあると考えられる。返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討する必要がある。さらに、保証申込受付時に、当期になって10カ月以上経過しており、当期の決算見込みも徴取して、返済原資の確保又は資金繰りを検討すべきである。</li> </ul>

④-2

保証制度名
緊急借換⑥
保証金額
72,500,000 円
本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金用途は受注増による運転資金である。借換により月返済額が減少する。</li> <li>・要注意先である。</li> <li>・保証申込金額が多額である。</li> <li>・前期まで売上微減傾向。震災により今期は3割程度増収が見込まれる。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続して赤字を計上している。</li> <li>・本件支援により、月々の返済負担は減少する。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰りを十分に検討していない。経営改善計画等によって返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先であり、保証申込金額が多額であり、赤字が連続しているにもかかわらず、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> </ul>

④-3

保証制度名
震災特別⑤年保証料無
保証金額
20,000,000 円
本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金の用途は仕入資金及び在庫資金である。</li> <li>・要注意先である。</li> <li>・大幅な債務超過である。</li> <li>・主要取引先は安定している。</li> <li>・現在は売上維持しているものの売上減少見込みである。</li> <li>・前期は一部取引先の操業が停止する等受注が減少したため、経常赤字となった。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰りを十分に検討していない。経営改善計画等によって返済原資の確保及び資金繰りを十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先であり、債務超過であり、前期経常赤字及び今後の売上減の見込であるにもかかわらず、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> </ul>

④-4

保証制度名
震災特別⑤年保証料無
保証金額
20,000,000 円

本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金用途は人件費、外注費等の支払資金である。</li> <li>・要注意先である。</li> <li>・売上は減少しており、3期連続大幅な赤字を計上している。</li> <li>・現在、受注が回復してきた。今後、受注増加、売上増加が見込めるとしている。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰りを十分に検討していない。経営改善計画等によって返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先であり、3期連続の大幅な赤字が続いているにもかかわらず、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> </ul>

④-5

保証制度名
創業ベンチャー促進資金
保証金額
20,000,000 円
本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金用途は新規事業に伴う設備支払資金である。</li> <li>・要注意先である。</li> <li>・既存事業の業績が経営計画通りではない。</li> <li>・新規事業の1年間の事業計画を徴取している。初年度は事業収益確保が見込まれるとしている。</li> <li>・保証承諾後1年以内に元金据置の条件変更が発生している。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰りを十分に検討していない。経営改善計画等によって返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先であり、既存事業の業績が経営計画通りではないことから、新規事業の追加保証には返済原資が確保されず又は資金繰りに窮する虞があるが、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> <li>・既存事業の売上増加が確認できていない。</li> <li>・保証承諾後に元金据置の条件変更があり、その際に資金繰り表を徴取している。資金繰り表は3か月後までのものであり、返済可能性の判断材料とするには不十分であると言える。また、結果的に、当該資金繰り表の売上予測は、新規事業の事業計画の売上予測の3割程度である。当初の売上見込みが</li> </ul>

甘かったものといわざるを得ない。売上の実現可能性及び返済原資としての十分性につき、慎重に検討すべきである。

④-6

保証制度名
振興
保証金額
3,000,000 円
本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金繰り安定のための保証申込である。</li> <li>・要注意先である。</li> <li>・借入の水準は高い。</li> <li>・前期は当初の売上減少の影響が大きく赤字を計上している。</li> <li>・売上は回復傾向にあるものの、単価引き下げ依頼もあるとしている。</li> <li>・人件費及び事務所家賃削減等の経費削減を行っている。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰り表を徴取しているものの、資金繰り表が短期間であったり、資金繰り表の収入又は支出の内容の実現可能性に疑義があることから、返済資金の確保を十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先であり、借入金の水準は高く、前期赤字であり、返済原資又は資金繰りの実現可能性に疑義があるが、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> <li>・本件については、資金繰り表が徴取されている。しかし、本件借入金返済が、資金繰り表上にはいずれも反映されていない。資金繰り表を徴取したにもかかわらず将来の資金繰りや返済可能性の検討が十分に行われていない。</li> </ul>

⑤ 南部支所保証課

⑤-1

保証制度名
セーフティ特別④
保証金額
10,000,000 円
本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金繰り安定のために保証申込している。</li> <li>・繰越損失がある。</li> <li>・当期は、一時売上減少したが、現在受注が安定しており、売上も回復する見込みである。</li> <li>・最近 2 期は少額だが利益を計上している。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰り表を徴取しているものの、資金繰り表が短期間の収支を示すものであり、資金繰り表の収入又は支出の内容の実現可能性に疑義があること、また、資金繰り表の根拠となる経営改善計画等による収入増加または費用削減の内容の実現可能性に疑義があることから、返済原資又は返済資金の確保を十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先であり、繰越欠損があるにもかかわらず、資金繰り表等によって返済資金の確保を十分に検討していない。</li> <li>・資金繰り表は 2 か月先までのものであり、返済可能性の検討資料として十分ではない。</li> <li>・2 か月後の現金収入が前月の倍近くになっているが、その信憑性につき検討がなされていない。</li> <li>・経営改善計画等の添付資料として受注明細が徴取されている。受注明細は1か月先の入金予定が記載されているにすぎないことから資金繰りの検討資料として十分ではない。また、受注明細の一部の契約についての契約書を徴取しているが、受注明細と契約書が整合していないことから、資金繰り表の根拠となる経営改善計画等の内容を十分に検討していないといえる。</li> </ul>

⑤-2

保証制度名
セーフティ特別④
保証金額
68,000,000 円
本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・借換による返済額軽減のために保証申込している。増加額は外注支払資金である。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先である。</li> <li>・継続して赤字である。</li> <li>・当期は月間売上が増加。赤字幅も縮小している。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰りを十分に検討していない。また、経営改善計画等によって返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先であり、継続して赤字となっているにもかかわらず、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> </ul>

⑤-3

保証制度名
震災特別⑤年保証料無
保証金額
6,000,000 円
本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災の影響による売上の減少により保証申込をしている。</li> <li>・要注意先である</li> <li>・近年、連続して赤字計上している。</li> <li>・前期は仕入単価が高騰して赤字を計上している。</li> <li>・当期は売上減少しており、仕入単価は依然として高騰が続いている。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰りを十分に検討していない。また、経営改善計画等によって返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先であり、継続して赤字であり、当期も売上が減少しているにもかかわらず、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> </ul>

⑤-4

保証制度名
セーフティ特別④
保証金額
30,000,000 円

本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・借換による返済額減少のため保証申込している。</li> <li>・要注意先である。</li> <li>・2期連続赤字である。</li> <li>・前期は売上が少し回復したものの、経費増により経常損失である。</li> <li>・当期は人件費・経費削減を計画して損益改善を目指しているが損失見込みである。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰りを十分に検討していない。また、経営改善計画等によって返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先であり、2期連続赤字であり、当期も損失が見込まれるにもかかわらず、返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</li> <li>・保証承諾後に返済条件の変更を行っている。結果として、返済可能性の検討が十分ではなかったといえる。</li> </ul>

⑤-5

保証制度名
セーフティ緊急③
保証金額
10,000,000円
本件の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先である。</li> <li>・債務超過である。</li> <li>・直近3期の売上高はほぼ横ばいで推移している。2期連続利益を計上している。</li> <li>・(当期)直近3か月の売上は落ち込んでいるが、受注を安定して獲得しており、売上也回復する見込みである。</li> </ul>
監査の結果及び意見(監査意見)
<p>資金繰りを十分に検討していない。また、経営改善計画等によって返済原資の確保又は資金繰りを十分に検討していない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要注意先であり、債務超過であることから、利益を上げているものの、返済原資の確保又は資金繰りを検討すべきであるが、行われていない。</li> <li>・経営改善計画の添付書類として受注明細を徴取しているが、一部契約について契約書も入手している。しかし、契約書の支払方法と受注明細の入金予定が整合しておらず、経営改善計画の入金予定に齟齬がある。このことから、経営改善計画によって資金繰りを十分に検討していないといえる。</li> </ul>

## 2. 横浜市信用保証協会の回収業務について

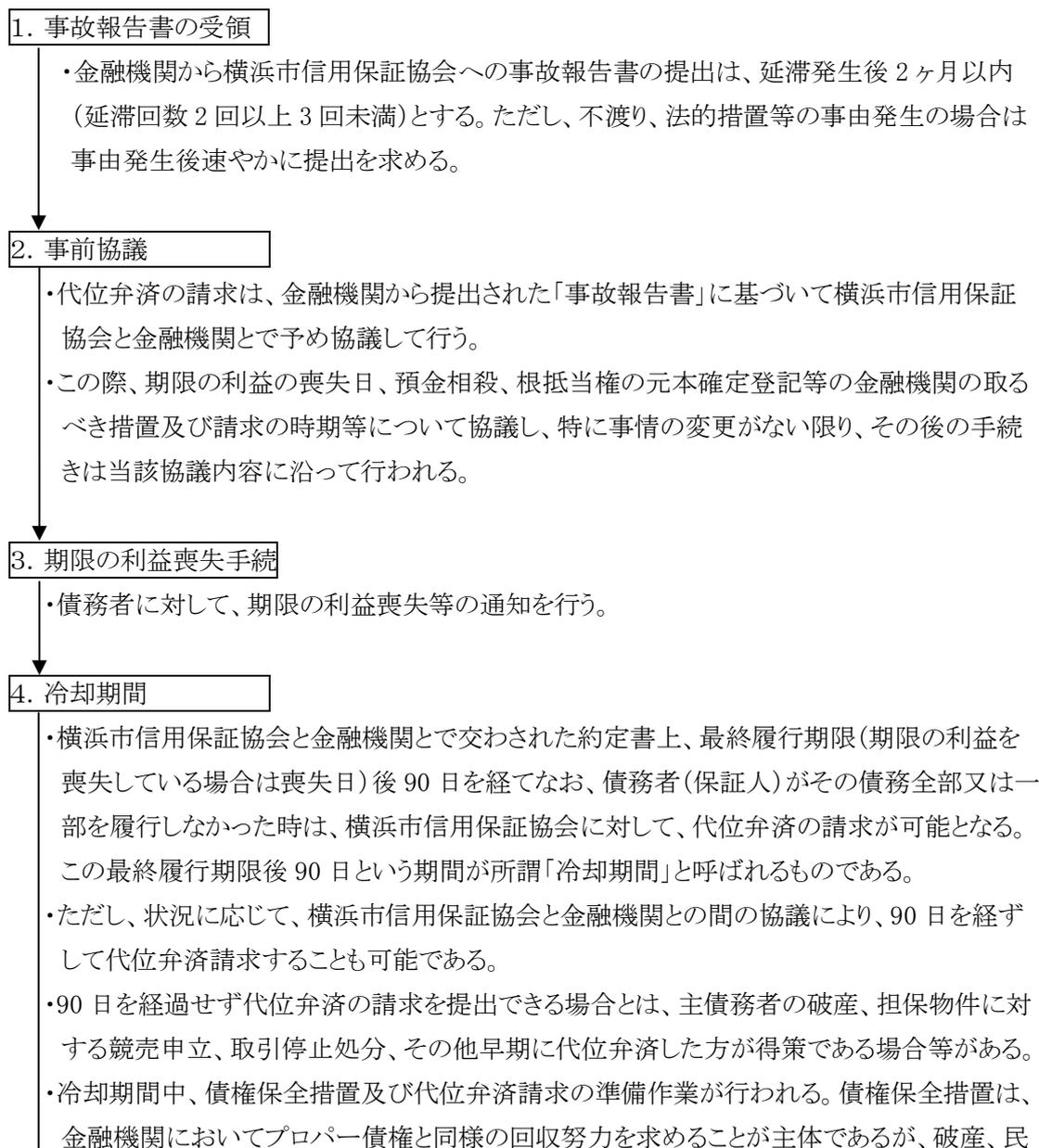
### (1) 回収手続の概要

#### ① 代位弁済手続の概要

##### ア. 代位弁済の意義

信用保証協会の保証付き融資を受けた債務者に代わって、信用保証協会が金融機関に弁済を行うことを代位弁済と呼ぶ。これにより、信用保証協会は求償権を取得し、債務者は信用保証協会に対して弁済する義務を負うことになる。

##### イ. 業務の流れ



事再生手続及び会社更生手続等の法的整理手続が開始された時は、提出期限内に裁判所に対して金融機関名にて債権届出を行わせる必要がある。代位弁済請求の準備作業は、保証条件履行の確認等であるが、代位弁済に伴って保証協会に移転する担保がある場合には、元本の確定登記が必要となる。

#### 5. 代位弁済請求書の受領及び審査

- ・金融機関からの代位弁済請求に基づき、横浜市信用保証協会において、当該貸付が保証条件通りに履行されているかどうか審査を行う。
- ・保証条件違反や保証協会の承認の無い旧債振替があった場合は、保証債務の履行について免責となることがあり得る。また、支払利息についても、事故報告書や代位弁済請求書の提出遅延、その他期中管理の不徹底がある場合には、全部又は一部が免責となる可能性がある。
- ・代位弁済が決定した後、金融機関に対して、代位弁済予定金額確認通知書等の各種必要書類を送付する。

#### 6. 債権書類の引き渡しと代位弁済の実行

- ・金融機関より各種債権書類の引き渡しを受け、当該債権書類に不備や不足が無ければ、支払指定日に代位弁済金を金融機関の口座に対して振り込む。

#### ウ. 中小企業信用保険制度に基づく保険金の受領

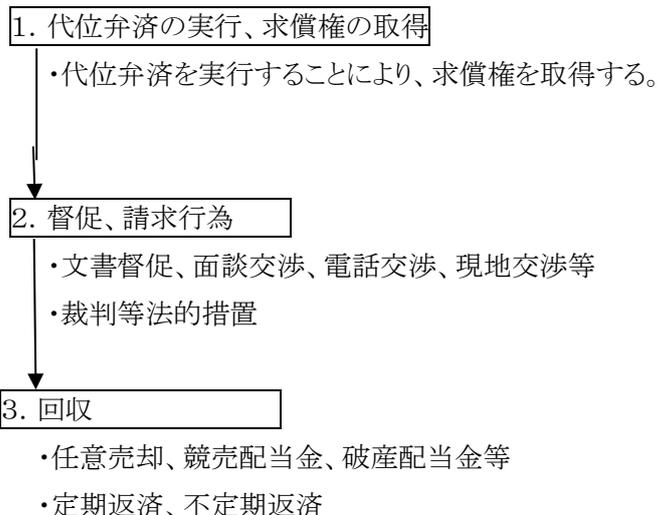
信用保証協会が代位弁済を行った場合には、そのことを保険事故として、株式会社日本政策金融公庫より代位弁済額の一定割合の保険金を受領する。具体的には、横浜市信用保証協会は、代位弁済した日の属する月末に『保険事故発生通知書』を株式会社日本政策金融公庫に通知するとともに、代位弁済後翌月末に『保険金請求書』により保険金を請求する。

### ② 求償権回収手続の概要

#### ア. 求償権の回収

横浜市信用保証協会は代位弁済を行うことにより求償権を取得し、債務者は横浜市信用保証協会に対して弁済する義務を負うことになる。このため、それまで金融機関が請求行為等を行ってきた主債務者に対して、横浜市信用保証協会が自ら請求行為及び資金の回収を行う必要がある。

イ. 求償権回収業務の流れ



ウ. 回収業務の委託

横浜市信用保証協会では、無担保債権(求償権)の一部について、その回収及び管理業務を、保証協会債権回収株式会社(以下、「保証協会サービサー」という。)に委託している。保証協会サービサーは、法務大臣の許可を得て信用保証協会の無担保債権の管理・回収を主たる業務とするサービサー(債権回収専門会社)であり、平成13年4月、全国52の信用保証協会が全額出資することにより設立されたものである。

過去5年間の保証協会サービサーの回収した求償権(元本のみ)の金額と委託費の推移は以下のとおりである。委託費を大きく上回る回収実績があるが、無担保求償権の増加や第三者保証人の無い求償権の増加等により、年々、回収額は減少している。また、委託単価の上昇もあり、回収額100円当たりの委託費も増加傾向にある。

保証協会サービサーへの委託費等

(単位:百万円)

区分	回収元本(A)	委託費(B)	差引	100円当たりの委託費
			(A)-(B)	(B)/(A)
平成19年度	1,038	120	918	11.6円
平成20年度	959	111	848	11.6円
平成21年度	905	108	797	11.9円
平成22年度	854	104	750	12.2円
平成23年度	724	123	601	17.0円

(出所)横浜市信用保証協会提出資料より作成

エ. 株式会社日本政策金融公庫への納付

横浜市信用保証協会は代位弁済により保険金を受領していることから、その後、主債務者等から回収を行った都度、その回収金を受領割合に応じて株式会社日本政策金融公庫に納付する。

オ. 管理事務停止及び求償権整理

横浜市信用保証協会が取得した求償権については、その回収に努力することが第一義的に求められるが、一方で、長期にわたり回収の見込みが立たない求償権も存在する。このため、実質的に権利喪失している求償権については、債権管理及び回収金納付の対象から除外する措置(求償権整理措置)が認められている。また、その前段階として、一定の基準を満たした求償権については、管理事務の合理化、効率化を目的とした管理事務停止の取扱いが認められている。

(2) 実施した監査手続

① 監査の視点(監査要点)

- 1) 代位弁済を実行するに際して、免責条項に抵触する事案が看過されていないか。
- 2) 代位弁済を実行するに際して、担保の移転等が適切に実施されているか。
- 3) その他、代位弁済を実行するに際して所定の手続きが実施されているか。
- 4) 求償権の回収業務は効率的になされているか。
- 5) 求償権の回収に当たり、保証協会サービスへの委託は適切になされているか。

② 実施した監査手続

- 1) 代位弁済の実行に関する業務の概要について、概括的なヒアリングを実施した。
- 2) 平成 23 年度中に代位弁済を実行した事案よりサンプルを抽出し、代位弁済稟議書を始めとする関連書類を閲覧するとともに、担当職員に対するヒアリングを実施した。
- 3) 代位弁済率に関するデータを入手するとともに、業務への活用方法等について、担当職員に対するヒアリングを実施した。
- 4) 求償権の回収業務の概要、管理方法等について、概括的なヒアリングを実施した。
- 5) 平成 23 年度に代位弁済を実行した事案よりサンプルを抽出し、求償権の回収状況に関して交渉経過の記録等を閲覧するとともに、担当職員に対するヒアリングを実施した。
- 6) 求償権の回収実績等のデータを入手するとともに、その管理方法等について、担当職員に対するヒアリングを実施した。
- 7) 監査意見の原案について横浜市信用保証協会との意見交換を 2 回実施した。

③ 回収事案の抽出基準

代位弁済及び求償権の回収手続を個別に検証するため、代位弁済率や回収実績等の集計値の検証を行う以外に、以下の抽出基準にてサンプルを抽出し検証作業を行った。

- 1) 抽出範囲:平成 23 年度に代位弁済を実行した事案
- 2) 抽出基準:使途が事業費のものより代位弁済額の上位 5 件  
使途が設備資金のもの全件(12 件)

3) (説明)

特に、使途に関して、代位弁済の免責条項に抵触する事案が看過されていないか確認するために、使途別にサンプルを抽出した。なお、使途が設備資金のものについては件数が限られるため、全件を検討対象とした。これらについて、担保の移転等の所定の手続きが実施されているか確認を行うとともに、その後の求償権回収の状況についても交渉経過の閲覧等を行った。

(3) 監査の結果及び意見

① 代位弁済率データの審査への反映について(監査の意見)

ア. 累計代位弁済率

横浜市信用保証協会では、保証承諾の審査時において、財務スコアリング結果等を基礎として申込者を注意先、要注意先等の5ランクに分類している。今回、その精度を検証するため、平成18年度に承諾した保証契約(横浜市制度保証分)について、以後、平成23年度までの6ヶ年度の間に、累計でどの程度の代位弁済が生じたかを検討した。なお集計は横浜市信用保証協会に依頼しており、その結果は下表のとおりである。

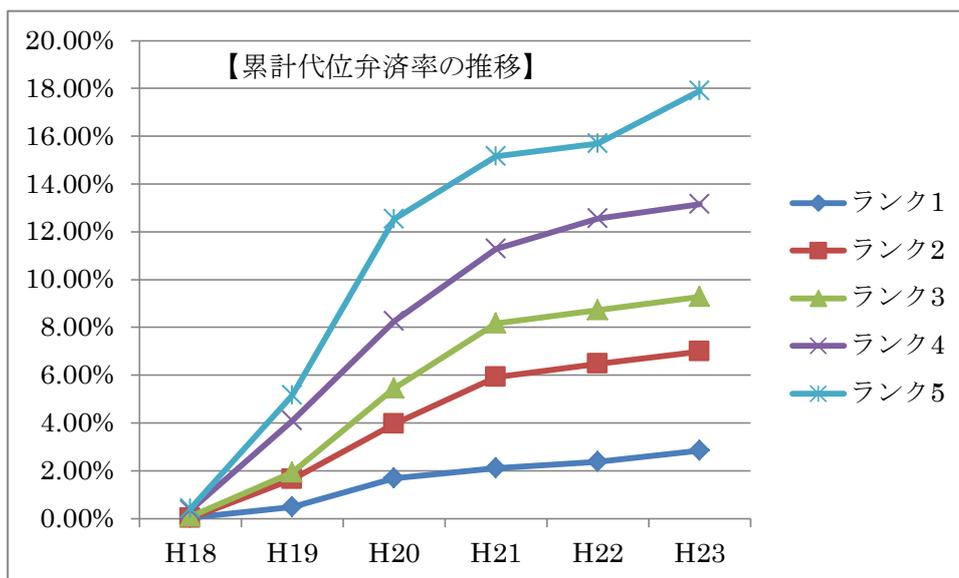
平成 18 年度における保証承諾:ランク別 (金額:百万円)

平成 18 年度	ランク1		ランク2		ランク3		ランク4		ランク5		合計	
	積極推進先		推進先		通常審査先		注意先		要注意先			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保証承諾	1,329	30,552	4,192	81,693	3,874	63,014	1,249	21,325	458	5,253	11,102	201,838

承諾後 6 ヶ年度における代位弁済額の推移等:ランク別】 (金額:百万円)

代弁年度	ランク1		ランク2		ランク3		ランク4		ランク5		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 18 年度	1	12	1	10	4	46	6	73	2	22	14	163
平成 19 年度	5	136	58	1,333	65	1,167	44	798	17	250	189	3,684
平成 20 年度	11	366	84	1,884	133	2,224	63	889	25	386	316	5,750
平成 21 年度	6	126	64	1,606	105	1,714	46	645	14	138	235	4,230
平成 22 年度	4	85	22	451	33	348	16	269	7	28	82	1,182
平成 23 年度	9	146	30	417	27	353	12	130	8	116	86	1,162
合計	36	871	259	5,702	367	5,852	187	2,805	73	940	922	16,170
累計代弁率		2.85%		6.98%		9.29%		13.15%		17.89%		8.01%

(出所)横浜市信用保証協会に集計を依頼



各年度の代位弁済率

区分	ランク 1	ランク 2	ランク 3	ランク 4	ランク 5
平成 18 年度	0.04%	0.01%	0.07%	0.34%	0.41%
平成 19 年度	0.45%	1.63%	1.85%	3.74%	4.75%
平成 20 年度	1.20%	2.31%	3.53%	4.17%	7.35%
平成 21 年度	0.41%	1.97%	2.72%	3.02%	2.64%
平成 22 年度	0.28%	0.55%	0.55%	1.26%	0.53%
平成 23 年度	0.48%	0.51%	0.56%	0.61%	2.20%
合計	2.85%	6.98%	9.29%	13.15%	17.89%

(出所) 横浜市信用保証協会提出データを基に作成

(注) 代位弁済率=各年度の代位弁済額÷平成 18 年度の保証額

#### イ. 累計代位弁済率の審査基準等への活用等について

各ランクともに、平成 20 年度及び平成 21 年度において大きく代位弁済額が増加しているが、これは平成 20 年 9 月にリーマン・ブラザーズが破綻したこと起因する経済状況の大幅な落ち込み（リーマン・ショック）によるものである。一方、各年度の代位弁済率を見ると、代位弁済の件数自体が少ない平成 18 年度を除くと、平成 21 年度及び平成 22 年度におけるランク 4 とランク 5 との間において、ランクの順位と代位弁済率の順位とが相違している。しかし、「累計代位弁済率の推移」のグラフで分かるように、累計でランクの順位と相違する程度のものではなく、概ね、平成 18 年度における審査時のランク分けは、その順位に関しては累計代位弁済率と整合するものであったものと言える。

これまで横浜市信用保証協会においては、次年度の年度経営計画における代位弁済計画額算定の資料とするため、横浜市信用保証協会全体の累計代位弁済率を算定してきたところである。保証承諾後 10 年経過時における累計代位弁済率は、平成 23 年度において 4.52% である。財務省の資料（財政制度等審議会財政制度分科会 H24.11.12 開催時資料）によれば、同様の算定方

法による株式会社日本政策金融公庫の一般保険における事故率は、緊急保証等を含まない一般保険が対象であるものの平成 23 年度で 4.63%であり、概ね同水準にある。

しかし、当該累計代位弁済率は横浜市信用保証協会全体の累計代位弁済率であり、審査時のランクや保証制度(横浜市制度融資等)の別には算定されていない。横浜市信用保証協会全体の累計代位弁済率は、保証承諾後 6 年経過時点で 8.07%となっており、横浜市信用保証協会全体の保証承諾後 10 年経過時点の累計代位弁済率 4.52%を既に 4 ポイント程度上回っている状況にある。今後、定期的にランク別や保証制度別等の累計代位弁済率を算定するとともに、ランク別の累計代位弁済率とランクを設定する際に基準となる指標との相関関係を把握して、ランクを設定する際に基準となる指標を見直すことが望ましい。特に、平成 26 年 5 月に予定している新システムへの移行に際して、現在の審査基準等を変更することが予定されているが、それに向けて、過去の累計代位弁済率の実績を活用することが望ましい。

## ② 効率的な求償権回収体制の構築について(監査の意見)

### ア. 回収率の全国平均との比較

求償権の回収率を分析する場合、分母として会計上の求償権残高(帳簿求償権残高)を用いることがあるが、この場合、日本政策金融公庫の保険金や横浜市の代位弁済補填金をもって求償権を償却し、そのうえ、回収不能と認められた求償権を償却した後の残高を分母とするため、求償権の未償却残高に対する回収額の割合を示すことになる。このため、元々取得した求償権のうち、どれだけ回収できたか把握する場合には、帳簿求償権残高と償却求償権残高とを合算した実際求償権残高を用いる方が妥当である。

回収額を実際求償権残高で除したものを回収率とすると、平成 23 年度の横浜市信用保証協会の回収率は 1.56%であり、全国平均の 1.68%より低い水準である。しかし、当該回収率は、保証規模の大きい都市部において低くなる傾向にあり、特に、関東及び近畿にてその傾向が強い。関東地区に限定すれば、関東平均の 1.47%より 1 ポイント程度高い水準にあり、概ね平均以上の回収実績があるものと言える。

### 回収率の全国平均比較

信用保証協会名等	実際回収額(A) (百万円)	実際求償権残高(B) (百万円)	回収率 (B) ÷ (A)
横浜市	3,119	199,941	1.56%
関東平均	-(*)	-(*)	1.47%
全国平均	-(*)	-(*)	1.68%

(出所)横浜市信用保証協会提出資料により作成

(注 1) 実際回収額には主たる債務の元金に加え、遅延利息(遅延損害金)の回収額を含む。

(\*)記載を省略する。

イ. 累計回収率による分析

上記の回収率は、当該年度の回収額を実際求償権残高で除したものであり、データ入手が容易であるため、全国平均等との比較を行う際には利点がある。しかし、これは特定の一時点(期間)における回収額と実際求償権残高との比率であり、精緻さに欠ける。このため、取得した求償権がどの程度回収されたかを評価するためには、取得年度ごとの求償権について、その後の回収額を合算した累計回収額の割合を表す累計回収率(累計回収額÷求償権取得額)を算定する必要がある。

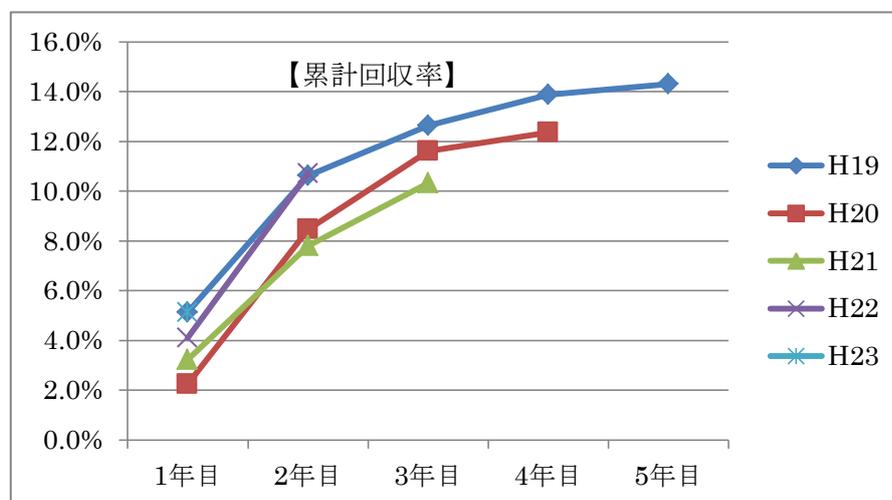
データの制約上、平成 19 年度から平成 23 年度までの各年度において代位弁済を実行した求償権(代位弁済額:元本、対象:横浜市信用保証協会全体)について、累計回収率を算定したところ、平成 19 年度に取得した求償権 16,094 百万円は、平成 19 年度～平成 23 年度の 5 ヶ年度の間に 2,301 百万円を回収している(累計回収率:14.3%)。

累計回収率

区分	求償権取得年度(代位弁済年度)				
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
1 年目	5.1%	2.2%	3.2%	4.1%	5.1%
2 年目	10.6%	8.5%	7.8%	10.7%	-
3 年目	12.6%	11.6%	10.3%	-	-
4 年目	13.9%	12.4%	-	-	-
5 年目	14.3%	-	-	-	-

(出所)横浜市信用保証協会事業報告書より作成)

(注)1 年目は、代位弁済年度を指す。取得日の関係もあり、担保処分等による回収の中心は翌年度以降(2 年目以降)となる。



また、平成 19 年度に取得した求償権に比べ、平成 20 年度及び平成 21 年度の累計回収率は相対的に低い水準にあるが、一方で、平成 22 年度及び平成 23 年度の累計回収率は、平成 19 年度に近い水準に回復している。

平成 20 年度及び平成 21 年度の累計回収率の低下は、平成 20 年 9 月にリーマン・ブラザーズが破綻したことに起因する経済状況の大幅な落ち込み(リーマン・ショック)により、代位弁済額(求償権)が大幅に増加したことによるものである。また、平成 18 年度より保証において第三者保証人を原則として徴求しないとしたこと及び平成 21 年度には政策的に無担保保証を増額したことによって無担保求償権が増加したことは、代位弁済額の増加に対して累計回収率の低下を大きくする影響がある。

逆に、平成 22 年度及び平成 23 年度の累計回収率の上昇は、各年度の代位弁済額(求償権)の減少によるものである。これは、平成 21 年 11 月に成立した中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(金融円滑化法)に則った貸付契約及び保証契約の条件変更等により返済条件が緩和され、従前であれば代位弁済の対象となった事案であっても条件に抵触しないためであり、現在の経済状況から見ると、本来、代位弁済となるべき事案が先送りされているものとも言える。

金融円滑化法は平成 25 年 3 月末に期限を迎えるが、経済状況の好転が無い限り、平成 26 年度以降に大幅な代位弁済額(求償権)の増加が想定される。平成 20 年度及び平成 21 年度(リーマン・ショック時)の累計回収率の低下は、このような大幅な代位弁済額(求償権)の増加に回収体制が追いついていない側面を示しており、今後、これに備えて、効率的かつ効果的な回収体制を構築することが急務と言える。

#### ウ. 保証協会サービサーとの将来的な役割分担について

今後、増加が想定される代位弁済に関しては、経済状況の低迷による主債務者及び連帯保証人の返済能力の低下、担保の換価価値の低下、更には無担保債権及び第三者保証人のいない債権の増加等の要因から現状以上の効率的かつ効果的な回収体制の構築が求められる。そのためには、回収可能性の相対的に高い求償権に、人員も含めて限られた資源を投入することが必要である。平成 23 年度において回収業務に充当されている人員としては、求償権の回収を担当する管理課に 10 名(回収担当 5 名)が配置され、主に無担保求償権の回収を委託されている保証協会サービサーには出向者を含めて 20 名(回収担当 14 名)が在籍しているが、一方で平成 23 年度末における管理課管理の求償権は 9,524 件、保証協会サービサーへの委託件数は 9,391 件に上る。

横浜市信用保証協会においては求償権をその回収状況等により分類しており、平成 23 年度末における当該分類ごとの求償権の構成及び回収状況は下表のとおりである。横浜市信用保証協会においては、昨今、回収可能性の相対的に高い求償権の回収に注力するべく管理事務停止もしくは求償権整理の進められているところであるが、管理事務停止が含まれるその他の区分を除いても全体で 12,183 件(管理課管理分:2,793 件、保証協会サービサー委託分:9,390 件)の求償権を有する。求償権の件数で見た場合、その他の区分を除くと、回収困難の区分が管理課管理

分で 50.1%、保証協会サービサー委託分で 49.9%とその半数程度を占める。しかし、回収額で見ただけでは、管理課管理分では、定期的な約定入金が含まれる定期分類と担保処分による入金が含まれる不定期分類の回収率が高く、管理課管理分の回収額の 71.2%を占める。また、保証協会サービサー分においても定期分類と不定期分類とで回収額の 90.5%を占める。

このことから、より回収効率の高い定期分類や不定期分類により人的資源等を注力し、約定入金単価の増額や担保処分の促進等に力を入れることも一策であると考え。そのためには、現在、無担保求償権を主対象として委託している保証協会サービサーについて、有担保求償権も含めて原則全面委託とし、例外として、法的措置や交渉、担保処分に特別な専門性等が伴う事案や CLO(貸付債権担保証券)保証、私募債(特定社債)保証制度及び手形割引保証にかかる求償権のように、債権管理回収業に関する特別措置法上、債権回収専門会社(サービサー)の取り扱うことのできる特定金銭債権に含まれず委託ができない事案に管理課は特化することが考えられる。保証協会サービサーは、相対的に低い回収コストで事業を実施しており、特別な困難が無い場合には、委託範囲を拡大することが効率的である。また、保証協会サービサーに有担保求償権の回収等のノウハウを蓄積させるとともに、信用保証協会は特別な事案に特化する体制を構築することは、今後、求償権の増加が見込まれる中、横浜市信用保証協会の戦略として必要なものとする。保証協会サービサーとも協議の上、将来の方向性として検討することが望ましい。

求償権の分類別構成

(金額:百万円)

区分	管理課管理分				保証協会サービサー委託分			
	件数		残高		件数		残高	
	件数	構成比	金額	構成比	件数	構成比	金額	構成比
定期分類	727	7.6%	8,069	7.5%	2,405	25.6%	22,783	24.8%
不定期分類	666	7.0%	9,250	8.5%	2,299	24.5%	21,808	23.8%
回収困難	1,400	14.7%	21,247	19.6%	4,686	49.9%	47,091	51.4%
その他	6,731	70.7%	69,685	64.4%	1	0.0%	2	0.0%
合計	9,524	100.0%	108,251	100.0%	9,391	100.0%	91,684	100.0%

(出所)横浜市信用保証協会提出資料より作成

(注 1) 求償権残高は償却前の求償権残高(実際求償権残高)であり、会計上の残高とは異なる。

(注 2) 速報値のため、全国業務概況速報の確定値と 6 百万円の相違がある。

(注 3) 分類は以下のとおり。

定期分類: 定期的に約定入金が行われているもの、又は入金予定されている分割入金額
不定期分類: 担保処分等により一部入金が予定されているもの、又は債務者等から不規則に入金されているもの等の分割入金額
回収困難: 分類時点において分割弁済又は担保処分等のいずれによっても回収見込の立たないもの
その他: 管理事務停止、一括弁済予定のもの

求償権分類ごとの回収状況

(単位:百万円)

区分	管理課管理分			保証協会サービサー委託分			合計		
	回収額	求償権 残高	回収率	回収額	求償権 残高	回収率	回収額	求償権 残高	回収率
定期分類	290	8,069	3.6%	434	22,783	1.9%	724	30,852	2.3%
不定期分類	1,373	9,250	14.8%	278	21,808	1.3%	1,651	31,058	5.3%
回収困難	571	21,247	2.7%	65	47,091	0.1%	636	68,338	0.9%
その他	104	69,685	0.1%	10	2	500.0%	114	69,687	0.2%
合計	2,337	108,251	2.2%	787	91,684	0.9%	3,125	199,935	1.6%

(出所)横浜市信用保証協会提出資料より作成

(注1)回収額には主たる債務の元金に加え、遅延利息(遅延損害金)の回収額を含む。

(注2)速報値のため、全国業務概況速報の確定値と6百万円の相違がある。

エ. 回収困難に区分される求償権への対応について

横浜市信用保証協会では、昨今、管理事務停止もしくは求償権整理の手続を進めているところである。しかし、横浜市の制度保証に限っても、平成23年度末において回収困難に分類される求償権は2,744件あり、このうち714件が管理課の管理とされ、2,030件が保証協会サービサーに委託されている。平成23年度において回収実績のあった求償権は、最も回収実績の高い管理課管理の有担保求償権でも件数比で24.2%に止まり、4分の3の求償権は当該年度の回収実績がない。そのほとんどは、弁護士受任や破産等の法的措置により実質的な返済交渉が行えないものである。また、管理課管理の無担保求償権は17.6%、保証協会サービサーへ委託しているものでは、有担保求償権で10.7%、無担保求償権では6.4%である。保証協会サービサーへの委託分については、求償権1件ごとに基本委託料が発生するとともに、管理課の管理であったとしても、職員が管理や督促等を行えば一定の管理コストが発生する。債権ごとに個別の事情はあるものの、条件に合致するものであれば管理事務停止や求償権整理を活用し、より回収可能性の高い事案に注力できるような環境整備を進めることが望ましい。

求償権回収状況:横浜市制度保証(回収困難)

(金額:千円)

分類	担保	管理課管理分			保証協会サービサー委託分			全体		
		件数	回収 件数	回収 金額	件数	回収 件数	回収 金額	件数	回収 件数	回収 金額
回収 困難	有	62	15	128,765	28	3	357	90	18	129,123
			24.2%	2,076		10.7%	12		20.0%	1,434
	無	652	115	386,168	2,002	128	24,790	2,654	243	410,958
			17.6%	592		6.4%	12		9.2%	154
	合計	714	130	514,934	2,030	131	25,147	2,744	261	540,081
			18.2%	721		6.5%	12		9.5%	196

(出所)横浜市信用保証協会提出資料より作成

(注1)回収件数の下欄は、各分類における求償権の件数に対する回収件数の割合。

(注2)回収金額の下欄は、各分類における求償権を分母とした1件あたり回収金額。

③ 保証協会サービスへの委託事案について(監査の意見)

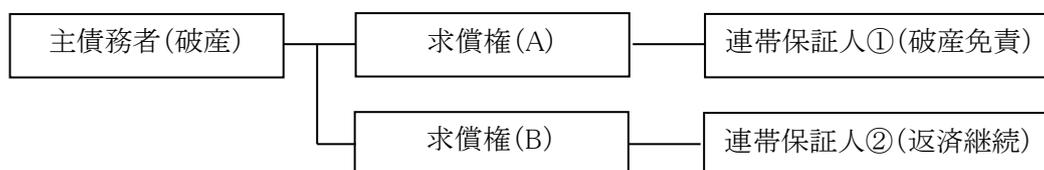
ア. 事実関係

平成 23 年度に管理事務停止とした事案の中に、主債務者である会社及び連帯保証人ともに、平成 19 年度のうちに破産もしくは破産免責となっているものの、保証協会サービスへの委託を継続していた事案があった。当該事案は回収可能性が著しく乏しく、平成 21 年度のうちには管理事務停止の手続きを行っても良いような事案であったにも関わらず、保証協会サービスへの回収委託を継続していたものである。

イ. 保証協会サービスへの委託事案の定期的な見直しについて

本来、求償権の回収にあたっては、同一の債務者に対する求償権であったとしても、求償権ごとに連帯保証人が異なることも多いことから、求償権ごとに回収可能性等を検討し、保証協会サービスへの回収委託の適否を決定することが自然であり、横浜市信用保証協会においても、これを原則としている。また、求償権の回収委託費も求償権単位にて算定される。例えば、以下の例においては、破産した主債務者に対する求償権が 2 件存在し、求償権(A)の連帯保証人①は破産免責を受けているものの、求償権(B)の連帯保証人②は返済を継続している。この場合、求償権(B)については、回収可能性のある無担保求償権として保証協会サービスへの委託対象となるが、求償権(A)については、回収可能性に乏しいことから保証協会サービスへの回収委託としないことが合理的である。横浜市信用保証協会では、同一の主債務者に対する求償権について、回収可能性に応じて委託事案と非委託事案とに分離して管理している。

【例】主債務者に対する求償権 2 件、各々連帯保証人が 1 人。担保無しの場合。



しかし、今回抽出した事案において、分離して管理する原則に反し、破産している事案を保証協会サービスに委託しているものがあつた。本来、主債務者及び連帯保証人が破産している事案のように回収可能性が著しく低い事案については、委託料を支払って保証協会サービスに委託することは合理的ではないことから、類似の事案が無いことを確認する必要がある。破産事案の場合、連帯保証人が破産し免責が許可された場合であっても、その後、経済的に回復し返済を再開する可能性もあり得るが、当該事案の場合、一度も回収実績がないままに推移している。今後、保証協会サービスへの委託事案について定期的に委託の要否を見直し、不必要な委託費をかけることのないよう留意されたい。

当該事案については、保証協会サービスの各担当者に対して類似の事案が生じることの無

いよう注意喚起を行ったとのことであるが、現行、担当者による管理が主体であり、大量の事案を取り扱っている関係上、本件のような漏れが生じる可能性がある。今後、このような漏れを無くするためには、保証協会サービサーに委託すべきでない事案や主債務者及び連帯保証人がともに破産している事案等のように、保証協会サービサーに委託する必要性に乏しい事案等をシステム上抽出し、不必要な委託がなされていないことを定期的に確認する等のモニタリングをルール化することが考えられる。

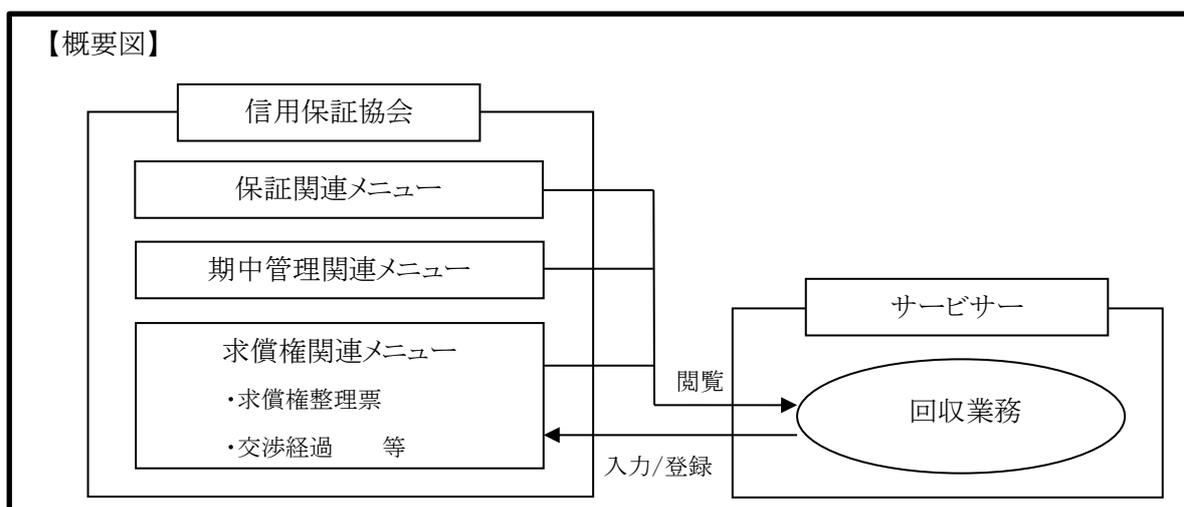
④ 保証協会サービサー職員に対する情報開示制限について(監査の結果)

ア. 現状

保証協会サービサーは、全国の信用保証協会が共同で出資して設立した無担保債権の管理及び回収を主たる業務とする債権回収専門会社であり、各信用保証協会の単位にて営業所が設置されている。各営業所と各信用保証協会との繋がりは強く、横浜営業所においても、平成24年4月1日現在において、横浜市信用保証協会より5人の職員の出向を受け入れており、事務所自体も、横浜市信用保証協会と同一のフロアに設置されている。

保証協会サービサーが回収業務を遂行するにあたっては、受託した求償権にかかる主債務者や連帯保証人の現況や資産状況、これまでの交渉経過等といった情報を入手し管理するとともに、その後の交渉経過等を記録する必要がある。しかし、現状、独自の管理システムを有しておらず、横浜市信用保証協会の有するシステムを利用し、各求償権に関する情報を閲覧し入手するとともに、その交渉経過等を入力する形態としている。

その際、保証関連メニュー及び期中管理関連メニューについては、保証協会サービサーの職員は閲覧のみが可能とされているが、求償権関連メニューについては、交渉経過等の入力等もあることから、閲覧だけでなく既存データの修正を含む入力や登録が可能となっている。ただし、連帯保証人を削除する等、各契約の根本情報については横浜市信用保証協会の役職者のみが権限を付与されているとともに、求償権の入金情報については、管理課を通じて登録されることとなっている。



イ. 保証協会サービス職員に対する非委託求償権並びに関連人に係る情報開示制限について(監査の結果)

上記のとおり、保証協会サービスの職員は保証関連メニュー及び期中管理関連メニューは閲覧のみとされており、求償権関連メニューについても、根本情報については入力(修正)や登録ができない形での権限付与がなされている。しかし、システム上、委託事案か否かによる閲覧範囲の制約が課されておらず、保証協会サービスに委託されていない求償権にかかる主債務者や連帯保証人の情報や、そもそも代位弁済にすらなっていない事案の被保証人の情報等についても、随時、閲覧可能な状態となっている。

確かに、横浜市信用保証協会と保証協会サービスとの間における業務委託契約書においては、第 18 条において秘密保持条項が設けられており、委託契約に基づき横浜市信用保証協会から保証協会サービスに開示された情報について秘密を厳守し、受託業務の遂行以外の目的に利用しないものとするとしている。しかし、本来、当該情報は、委託者である横浜市信用保証協会が委託事案に関連する情報のみを保証協会サービスに対して開示することを前提としているものであり、横浜市信用保証協会の管理する全ての事案について閲覧を可能とすることは、情報漏えいのリスクを高めるおそれがある。横浜市信用保証協会の情報管理上、不備があるものと言わざるを得ず、早急に、システム上、保証協会サービスの職員が閲覧できる範囲を制限する等の対応を取る必要がある。なお、横浜市信用保証協会によれば、監査の結果を受け、平成 24 年度中に閲覧範囲に制限を設ける等の対応を図ることとしている。